

令和2年度
自己点検評価書

令和3(2021)年5月

大和大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	19
基準 3. 教育課程	42
基準 4. 教員・職員	60
基準 5. 経営・管理と財務	69
基準 6. 内部質保証	79
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	84
基準 A. 地域社会への貢献	84
V. 特記事項	92
VI. 法令等の遵守状況一覧	93

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

『大志をまとえ』

学校法人西大和学園は昭和 60 (1985) 年に「国づくりは人づくり、人づくりは教育から」の理念の下に現大和大学学長 田野瀬良太郎によって設立された。田野瀬は青年期における海外諸国歴訪の旅の経験から「国家の基礎は子供たちにあり、子供たちの根本を作るのは教育である。教育こそが国家の礎を築く。」という思いに至った。爾来、田野瀬は青少年の育成こそが自らのライフワークであるとし、昭和 60 (1985) 年に西大和学園高等学校、昭和 63 年 (1988) 年に西大和学園中学校、平成 5 (1993) 年に西大和学園カリフォルニア校、平成 10 (1998) 年に白鳳女子短期大学 (現 白鳳短期大学) を次々と設立し、次代を担う若者の育成に努めてきた。しかし、田野瀬の最終的な目標は自らの学園が育てた学生が直接社会の担い手となる総合大学の設立であった。そして、その志の集大成として、平成 26 (2014) 年に開学したのが、大和大学 (以下「本学」という。) である。そして、本学が「高等教育機関として、『人づくり』のためにどのような教育をすべきか」について検討を重ねた結果、たどり着いた結論が建学の精神「大志をまとえ」である。

現在の学生は 1990 年代から続く長期景気停滞の時代に生まれ育ち、「真面目ではあるが、失敗を恐れ、挑戦をしようとしなない」マニュアル世代と言われる。しかし、これまでにないスピードで変化と発展を遂げる現代社会において、必要とされるのは「失敗を恐れず、挑戦する」姿勢を持った人材ではないか、そのような思いから建学の精神を「大志をまとえ」とし、大きな志を以て自分の掲げる理想のために邁進する人材を育てることを目指し本学を設立した。

2. 大学の基本理念

『新たな価値を創造し、未来を切り拓く強固な意志を持つ人材を育てる』

建学の精神「大志をまとえ」の下に、具体的にどのような教育をすべきか。それはどのような「大志」を持つか、という問いに答えるのと同義であると考えている。

すなわち、この志は決して自己本位のものであってはならず、これからの社会を支える人材として備えるべき志でなくてはならない。また、この志は日々目まぐるしく変化する時代の中であって、これから訪れるであろう幾多の困難、試練にもかかわらず、必ず貫かねばならない。

今、時代は経済が停滞し、国際社会におけるパワーバランスが転換点を迎える中、技術革新が急速に進んでいる。このような時代の転換点で「新たな価値を創造し、未来を切り拓く強固な意志を持つ人材を育てること」こそが本学が果たすべき役割であり、使命であると考え、これを教育の理念とした。

3. 使命・目的

グローバル化や高度情報化、少子高齢化など現代社会は日々急激な変化を遂げている。この激動の時代において、社会が要請する人材を育成することは高等教育機関である大学の社会的責務といえる。本学はそのような認識に立ち、教育の目的を次のように定め、大和大学学則第 1 条に掲げた。

『高い専門性と幅広い視野を授けるとともに、豊かな人間性を涵養し、一人ひとりの「ひと」を見つめ、学術文化の向上と社会の発展に貢献しようとする人材を育成することを教育の目的とする。』

この目的のもとに、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針を定め、日々の大学教育に当たっている。

4. 大学の個性・特色

学校法人西大和学園は創立以来、そのすべての教育機関において、学生・生徒の夢・希望の実現のためにすべての教職員が一体となり、情熱を以て教育に当たることを信条としてきた。本学においてもそれは例外ではなく、本学の個性・特色も学生の目標達成のために全力を尽くすことにある。すなわち、学生一人ひとりの個性と将来の目標に寄り添い、その目標達成のために大学を挙げて支援を徹底的に行うことが本学の個性であり、特色である。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 60 (1985) 年 12 月	学校法人西大和学園設立認可 初代理事長に田野瀬良太郎就任 西大和学園高等学校設置認可
昭和 61 (1986) 年 4 月	西大和学園高等学校開校
昭和 63 (1988) 年 4 月	西大和学園中学校設置認可 西大和学園中学校開校
平成 5 (1993) 年 4 月	米国カリフォルニア州認可西大和学園カリフォルニア校を開校
平成 8 (1996) 年 4 月	西大和学園カリフォルニア校 文部省より在外教育施設に認定
平成 9 (1997) 年 12 月	白鳳女子短期大学設置認可
平成 10 (1998) 年 4 月	白鳳女子短期大学開学
平成 20 (2008) 年 4 月	第二代理事長に田野瀬太樹就任
平成 25 (2013) 年 10 月	大和大学（教育学部、保健医療学部）設置認可 初代学長に田野瀬良太郎就任 大学キャンパス第一期工事着工
平成 26 (2014) 年 4 月	大和大学開学式・第一回入学式举行
平成 27 (2015) 年 4 月	白鳳女子短期大学を白鳳短期大学に名称変更

大和大学

平成 27 (2015) 年 8 月	政治経済学部設置認可
平成 28 (2016) 年 4 月	政治経済学部開設
平成 30 (2018) 年 10 月	大学キャンパス第二期工事着工
令和 元 (2019) 年 11 月	理工学部設置認可
令和 2 (2020) 年 4 月	理工学部開設
令和 2 (2020) 年 4 月	大学キャンパス第三期工事着工
令和 2 (2020) 年 10 月	社会学部設置認可
令和 3 (2021) 年 2 月	社会学部棟 (E 講義棟) 新設工事竣工
令和 3 (2021) 年 3 月	厚生棟改修工事 竣工
令和 3 (2021) 年 4 月	社会学部開設

2. 本学の現況

・大学名：大和大学

・所在地：〒564-0082 大阪府吹田市片山町 2 - 5 - 1

・学部構成	教育学部	教育学科 初等幼児教育専攻 国語教育専攻 数学教育専攻 英語教育専攻
	保健医療学部	看護学科 総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻 言語聴覚学専攻
	政治経済学部	政治行政学科 経済経営学科
	理工学部	理工学科 数理科学専攻 情報科学専攻 電気電子工学専攻 機械工学専攻 建築学専攻
	社会学部	社会学科

大和大学

学部・学科構成（令和3(2021)年4月1日現在）

学部	学科	専攻	定員
社会学部	社会学科		200名
理工学部	理工学科	数理科学専攻	30名
		情報科学専攻	50名
		電気電子工学専攻	50名
		機械工学専攻	50名
		建築学専攻	50名
政治経済学部	政治行政学科		40名
	経済経営学科		80名
教育学部	教育学科	初等幼児教育専攻	100名
		国語教育専攻	90名
		数学教育専攻	
		英語教育専攻	
保健医療学部	看護学科		100名
	総合リハビリテーション学科	理学療法学専攻	40名
		作業療法学専攻	40名
		言語聴覚学専攻	40名

・学生数、教員数、職員数

学生数（令和3(2021)年5月1日現在）

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数				
				1年	2年	3年	4年	合計
教育学部	教育学科	190	760	193	219	221	197	830
保健医療学部	看護学科	100	400	105	119	113	107	444
	総合リハビリテーション学科	120	480	126	139	130	118	513
	(学部合計)	220	880	231	258	243	225	957
政治経済学部	政治行政学科	40	160	46	43	43	42	174
	経済経営学科	80	320	86	87	92	95	360
	(学部合計)	120	480	132	130	135	137	534
理工学部	理工学科	230	920	234	253			487
社会学部	社会学科	200	800	217				217
大学合計		960	3,840	1,007	860	599	559	3,025

大和大学

教員数（令和3年5月1日現在）

学部	学科	専任教員数				合計
		教授	准教授	講師	助教	
教育学部	教育学科	18	14	3	0	35
保健医療学部	看護学科	8	3	12	3	26
	総合リハビリテーション学科	9	1	8	0	18
政治経済学部	政治行政学科	7	3	2	0	12
	経済経営学科	6	4	2	0	12
理工学部	理工学科	24	4	4	0	32
社会学部	社会学科	9	4	0	0	13
学部以外の組織に所属する教員 （学長を除く）		0	1	1	0	2

※社会学部は令和3年4月新規開設

職員数（令和3年5月1日現在）

専任	非常勤	合計
12	3	15

※非常勤職員にはパート職員、派遣職員を含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

大和大学（以下「本学」という。）はその使命、目的を明確に定めており、大和大学学則（以下「学則」という。）第 1 条に次のように記している。

【大和大学学則 第 1 条】

大和大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに基づき、高い専門性と幅広い視野を授けるとともに、豊かな人間性を涵養し、一人ひとりの「ひと」を見つめ、学術文化の向上と社会の平和と発展に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。

すなわち、本学は教育基本法第 2 条および学校教育法第 84 条の定めに基づき、高等教育機関としての社会の負託に応えるべく、専門分野に関する高度な判断力を養うとともに、幅広い知識・教養を身に付け、また、真理を追究する態度と豊かな情操と道徳心・健全な身体を養うことを教育の目的としている。このような人材こそが真のリーダーとして社会の発展に寄与するものと考えている。

また、本学は将来の社会の発展に寄与する人材の育成を使命であると心得、これからの社会の発展のために必要となるであろう 4 つの分野について学部を次々と設立してきた。

各学部の担う分野ごとに求められる人材の資質・能力は異なるために、さらに学則第 6 条では、この本学の使命・目的を学部ごとに具体的に示している。

【大和大学学則 第 6 条】

本学に、次の学部を置き、学部ごとに次のとおり教育研究上の目的を定める。

・教育学部

教育学科のもとに、初等幼児教育専攻、国語教育専攻、数学教育専攻、英語教育専攻の 4 つの専攻を置き、初等幼児教育専攻は初等幼児教育を柱に、国語教育、数学教育、英語教育の各専攻は、それぞれの教科教育を柱に関連する領域に関する専門的知識を身につけることによって、教育保育分野に貢献する人材を育成する。

・保健医療学部

看護学、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことができる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の人材を育成する。

・政治経済学部

政治行政学科のもとに政治コース、行政コース、経済経営学科のもとに経済・経済分析コース、国際経済コース、経営戦略コース、起業・事業承継コース、金融・会計コースを設け、政治、経済の各分野を広く俯瞰し、各分野における豊かな専門的知識・理論に裏打ちされた実学的・実践的視点をもった人材を育成する（3年次コース選択制）。

・理工学部

理工学科のもとに数理科学専攻、情報科学専攻、機械工学専攻、電気電子工学専攻、建築学専攻を設け、幅広い視野、専門的知識、また、強い探究心、使命感を有し、持続可能な社会の実現に向けて、創造性、独創性、発想力を発揮してイノベーションを創出することができる科学技術者、研究者を育成する。

・社会学部

社会学科のもとに現代社会学コース、メディア社会学コース、社会心理学コースを設け、社会学に関する理論、知識を活かし、社会が抱える課題の解決に意欲的に取り組み、社会の発展と幸せな暮らしの創造に貢献する人材を養成する（2年次コース選択制）。

すなわち、教育学部においては教育または保育の分野に貢献する人材を育成するために必要となる、各専攻分野に関する高度な専門的知識を柱として、関連領域について広く学ぶことで教育者としての資質を培い、教育実践の場でその能力を発揮できる人材を育成することを目的とすることを具体的かつ明確に示している。

また、保健医療学部では看護学科は、看護師・保健師・助産師の養成校として、看護学の理論と応用研究を行うとともに、学内外での演習・実習を通して実践的な能力を養い、理論に基づいた判断力を以て看護の実践の場に貢献することのできる人材育成を目的としていることを明確に示している。さらに総合リハビリテーション学科の各専攻は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成校として、看護学科と同様に理論と応用研究を行うとともに、学内外での演習・実習を通して実践的な能力を養い、理論に基づいた判断力を以てリハビリテーションの実践の場に貢献することのできる人材育成を目的としていることを明確に示している。

政治経済学部は広く社会の各分野で貢献できる人材を育成することを目的としている。特に政治行政学科では現今の社会情勢・国際情勢を的確に把握し、将来を展望する視野と、専門的な理論・知識を基礎に豊かな社会の構築において政治・行政の運営実践に当たる人材の養成を目指している。将来の目指す分野に応じて、3年次より政治コース、行政コースに分かれている。また、経済経営学科では、現在、わが国の経済が抱える諸問題、国際社会の要請・動向を掴み、経済学、経営学に関する幅広い知識を身に付け、企業組織において指導的立場にあって活躍する人材、また、金融・会計に関する専門的知識・能力を生

かし事業展開を図る人材が求められている。このような認識の下に、3年次より経済・経済分析コース、国際経済コース、経営戦略コース、起業・事業承継コース、金融・会計コースの5つのコースを設け、各分野の専門的知識と理解を柱に幅広い知識を併せ持ち、高度な経済的あるいは経営上の判断ができる人材の育成を目的とする。このような二つの学科の教育の目的を端的かつ明確に示している。

理工学部は、理工学科1学科の下に数理科学専攻、情報科学専攻、機械工学専攻、電気電子工学専攻、建築学専攻の5つの専攻を設けているが、各専攻では専門的な学びを修めると同時に、他分野の学びを正規課程の中で修得し、理・工の幅広い分野に対応することのできる実践力を持った人材の育成を目的としており、理工学部の「教育の目的」では、そのことを明確に示している。

社会学部は2年次より、学生の学問的関心に応じて現代社会学コース、メディア社会学コース、社会心理学コースに分かれて各分野の専門的な学びを修め、社会学に関する理論、知識を活かして、社会が抱える課題の解決に意欲的に取り組み、社会の発展と幸せな暮らしの創造に貢献する人材養成を目的とすることを明確に示している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目標については、上記学則第1条及び第6条において簡潔に文章化されている。

また、これらの条項を含む学則は学生便覧に掲載して学生に周知するとともに、本学のホームページ（「建学の精神・教育の理念」および「教育の目的・3つのポリシー」）において明確かつ簡潔に表明している。

さらに、各学部における教育目標は学生便覧の「学部・学科の教育の特色」の中でも、明確かつ平易な文章で記載され、学生に対しわかりやすく説明している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は本学大学案内および本学ホームページの「学長メッセージ」に「学生の目標達成のために全力を尽くす大学」と端的に表現されている。また、その精神は学則第1条の「一人ひとりの『ひと』を見つめ」という表現に反映されている。すなわち、学生一人ひとりの個性と将来の目標に寄り添い、その目標達成のために大学を挙げて支援を徹底的に行うことが本学の個性であり、特色である。

その反映の一つが担任制度である。学科あるいは専攻ごとに40名前後を一つの目安としてクラスが編成され、それぞれのクラスに担任が任命される。担任は原則として担当クラス学生の一人ひとりの入学から卒業までに関わり、学生の各種指導・相談の窓口となる。学生のことをよく知る担任が学生の状態をよく見極め、必要な時期に必要な指導を行い、学部全体や学内諸組織がこのサポートを行う体制が本学の個性・特色である。

また、学部・学科によって学生の具体的目標は異なっていることから、本学では、学部・学科ごとに学生支援の目標と方法を定め、「学部・学科の教育の特色」として学生便覧に示している。このことによって学生が自ら、自身が受ける専門的教育の目的・目標を理解するとともに、一人ひとりが将来の目標とその目標達成のための方法を理解することをねらいとしている。

1-1-④ 変化への対応

令和元(2019)年度に新たに理工学部を設置申請するにあたり、改めて、本学の使命・目的及び教育の目的、さらには既存各学部の教育の目的が時代と社会の要請に適っていることを確認した。

しかしながら、少子高齢化、グローバル化、A I 革命など急激な変貌を遂げる現代社会において、時代と社会の要請に適う人材を育成することを目標とする本学は、常に変化に対して敏感である必要があることも同時に確認した。そこで、令和元(2019)年度より、本学卒業生ならびに卒業生の就職先にアンケートを実施し、本学の教育理念及びディプロマ・ポリシーを中心とした三つのポリシーが社会の要請に真に応えるものになっているかどうか、検証することとした。

令和元(2019)年におけるアンケートでは、卒業生に対してはアンケートを大学から付与したメールアドレスを通じて行ったが、教育学部・保健医療学部を通じ(政治経済学部は当該時点で卒業生がいない)、わずか5名であったため、資料として参考にできない状態であった。また、就職先に対しては教育学部、保健医療学部共に就職先の学校・病院・施設等に直接持参する形式を取ったが、これも資料として参考になるほどのデータは取れていない。しかしながら、得られた回答では本学が教育の目標として獲得を目指す資質・能力は少なくとも、学校または病院・施設という現場においては求められる資質・能力であることは確認できたと考えている。さらに令和元(2019)年のアンケートの回答率が低かったことから、令和2(2020)年のアンケートでは回答率の向上を図るため、学部ごとに卒業式当日または卒業式までに学部の全学生が登校する機会をとらえて実施し、また回答方法をマークシート方式に改めたことで、ほぼ全卒業生から回答を得ることができた。しかしながら、実施後の検証の中で、卒業式当日、あるいはその直前では卒業生としての意識になっているか、疑問が呈されたため、令和3(2021)年の実施方法については、再度卒業半年後の9月にメール送信・アプリによる回答に復し、卒業式当日までに学生にアンケート実施の予告と返信の依頼をしておくこととした。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

本学は、時代と社会のあらゆる要請にこたえるため、総合大学を目指している。そのため、大学全体の個性・特色としては包括的な内容となり、その表現がやや抽象的な表現である。学部・学科ごとの特色を具体的かつ明確に示すことによって、さらに個性や特色が明確に示されるよう、学生便覧における「学部・学科の特色」を令和2(2020)年度版より改訂したが、令和3(2021)年5月よりホームページ等での学部紹介の記載内容も一層工夫し、各学部の特色が一層分かりやすくするよう改訂を実施した。

また、今後も総合大学を目指して、学部の新設を行う予定であるが、新学部の分野についても時代と社会の要請に十分留意した学部設置を目指して、総務企画室を中心に調査を行っていくこととした。

変化への対応を目指して、令和元(2019)年より卒業生及び就職先へのアンケート実施したが、回答数が少なく、データとして活用できない状況であったため、卒業生アンケートに関しては令和2(2020)年には、卒業式当日あるいはその直前の学生登校日に実施し、

ほぼ全卒業生から回答を得ることができたが、卒業生としての意識に疑問があり、再度、実施時期と実施方法について検討し、改めて卒業式当日までに学生に予告と依頼をしたうえで、卒業半年後に当たる9月にメール送信によるアンケートを実施することとした。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は、学則に明記されている。学則の制定に関しては学校法人西大和学園理事会に報告され、理事の了承を得たものである。学則変更などの重要事項は大学の活動報告の一環として理事会に報告され、理事の理解を得られている。

また、本学の使命・目的及び教育目的については、各学部および各部署の代表者からなる大学協議会による協議を経て、学長が決定したものである。この使命・目的及び教育目的は各学部ならびに各部署で毎年3月に行われる教員研修会・職員研修会で各学部長ならびに各部署長から説明がなされ、教職員の理解と支持がなされている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育の目的は、本学の学生に対してはホームページにおける学則の掲載及び学生便覧での各学部・学科ごとに教育の目的と教育の特色について明示することで周知を図っている。

また、教員に対しては各学部で年に1回実施する教員研修会で提示し、共通理解を図っている。

学外に向けては、ホームページの情報公開ページにおいて建学の精神・教育理念及び三つのポリシーとともに使命・目的及び教育目的を掲載し、広く周知するとともに、本学を目指す高校生及びその保護者、並びに高等学校関係者に周知することを意図して大学案内に明示し、周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

大学の中長期的な事業計画の策定にあたっては、本学の使命・目的及び教育の目的を基礎に置いた検討がなされている。

社会が要請する人材を育成することが本学の使命・目的である。そのため、教育学部、

保健医療学部、政治経済学部、社会学部、理工学部の各学部では、より実践力を備えた教育者、医療従事者、公務員やビジネスマン、そして科学技術者、研究者を育てることが、本学の使命・目的及び教育の目的を反映した教育を行うことになる。そのため、教育課程の改革を含めた教育の質の向上を目指した改善・改革を常に模索している。

これらの改善・改革策について協議される際には、その変更が本学の使命・目的及び教育の目的に沿ったものであるか、学部調整会議での協議を経て大学協議会で慎重に検討されている。

また、本学は総合大学を目指して、5 つ目の学部として社会学部を令和 3 (2021) 年 4 月に新規開設したところであるが、さらに 6 つ目の新学部の設置を検討している。本学の使命・目的をふまえ、社会の要請に応える人材を輩出するためにはどのような新学部がふさわしいか、その内容について中長期計画をふまえて、総務企画室を中心に調査を進めている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の教育の目的を、さらに具体化させ、卒業・学位授与の方針としてディプロマ・ポリシーを定めている。また、ディプロマ・ポリシーを達成するために必要な教育課程についてカリキュラム・ポリシーとして定めている。さらに、教育の目的を達成するために必要となる資質・能力についてアドミッション・ポリシーとして定めている。

[表 1-1：大和大学の教育の目的と三つのポリシー]

教育の目的	高い専門性と幅広い視野を授けるとともに、豊かな人間性を涵養し、一人ひとりの「ひと」を見つめ、学術文化の向上と社会の発展に貢献しようとする人材を育成することを教育の目的としている。
ディプロマ・ポリシー	1. 学士としてふさわしい、幅広い教養と視野を有している。 2. 各専門分野について高度な知識・技術・見識を有している。 3. 豊かな人間性と広く、偏らない視野を備えている。 4. 社会の発展に貢献することができる意欲と能力を有している。
カリキュラム・ポリシー	1. 幅広い視野を獲得し、広く教養と知性を磨くための共通基礎科目を配置する。 2. 高度な専門的知識と判断力を備えるためそれぞれの専門分野にとって必要な専門科目を配置する。 3. 豊かな人間性を涵養するために道徳・情操教育に配慮した科目を配置する。 4. 自己研鑽と社会貢献に対する意識向上のための指導を行う科目を配置する。 また、それぞれの学修成果については履修規程に則り、試験や日常の学習姿勢に関する一定の評価基準に基づいて厳格に評価します。
アドミッション・ポリシー	1. 高等教育にふさわしい十分な基礎学力を有する人。 2. それぞれの専門分野に対する強い関心と学修意欲を有する人。 3. 広く社会に貢献する意欲と精神を有する人。 4. 自らの力を研鑽することで未来を切り拓く強い意欲と意志を持った人。

また、各学部・学科においても同様に、学部ごとの教育の目的を基盤にして、三つのポリシーが定められている。すなわち、学部・学科ごとにどのような社会の要請に応えるた

めに教育を行うのか、その目的を明らかにするとともに、その目的に適った教育を行った結果として身に付けるべき学修成果を具体的にディプロマ・ポリシーとして定め、さらに、その学修成果を得るための教育課程のねらいについてカリキュラム・ポリシーとしてまとめ、そのような教育を受けるために必要な能力・資質をアドミッション・ポリシーとしてまとめ、示している。

教育学部では、未来を担う子どもたちの「生きる力」を育むことのできる教員を要請するという目的から、大学のディプロマ・ポリシーの中でも、特に「豊かな人間性」と自らの社会的使命を自覚した「意欲」の育成、そして何よりも、教育現場の中で、その能力を発揮することのできる実践能力の育成に力を置いた目標設定および、教育課程を編成している。詳細は次の表のとおりである。

[表 1-2：教育学部の教育の目的と三つのポリシー]

教育の目的	教育学科のもとに、初等幼児教育専攻、国語教育専攻、数学教育専攻、英語教育専攻の4つの専攻を置き、子どもの「生きる力」を学校教育の場で育む教員を養成することを目指す。基礎的な教養を偏りなく身に付けるようにするとともにそれぞれの専攻における教育の専門職に求められる高度な知識及び技能を授け、さらに、豊かな人間性と開かれた社会性を涵養し、教育に対する強い情熱を持って自ら学び続けようとする態度を養う。このように教員に求められる資質・能力を備え、教育保育分野に貢献する人材の育成を教育の目的としている。
ディプロマ・ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育に情熱を注ぎ、常に学び続けようとする姿勢を有していること。 2. 豊かな人間性と開かれた社会性を持ち、対人関係を適切に構築できること。 3. 偏りのない基礎的な教養と、教育の専門職としての高度な知識及び技能を有し、それを活用できること。 4. 幼稚園教員にあつては小学校や保育所等との連携を想定し、小学校教員にあつては幼稚園や中学校等との連携を想定して、地域社会のネットワークの中で子育て支援などの時代や社会の要請に応じる力を有していること。 5. 中学校及び高等学校教員にあつてはそれぞれ専攻する教育の実践において、リーダー的存在として活躍することができること。
カリキュラム・ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育の専門職にふさわしい基礎的な教養を身に付ける科目を置き、また、外国語について学ぶ科目を置く。 2. 教育の専門職として必要な知識及び技能を養成するための基礎となる教職の意義、教育の原理・制度・歴史、子どもの成長や発達についての学問的理解、教科の基礎を学ぶ科目を置く。 3. 教職や教科の基礎となる科目を深化・発展させるべく、教科内容についての幅広く深い理解、子どもの発達段階に応じた適切な助言・指導を行える実践力、指導法についての専門的知識や技能、そして情熱を持って授業を実践し先導する力を養成する科目を置く。 4. 生徒指導及び進路指導や学級経営を適切に行うために必要な豊かな人間性や社会性を身に付ける科目を置く。 5. 初等教育から中等教育への接続の意義重要性に鑑み、主たる免許資格以外の教育内容を学修することにより複数免許の取得ができるように教育課程を編成する。 6. 特別支援教育の意義重要性に鑑み、その基礎となる科目についてはすべての専攻において必修科目として置く。
アドミッション・	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校における課程の修了時点に相当する基礎的な学力を有する人。

ポリシー	2. 教職に強い関心があり、教員に求められる専門的知識及び技能を身に付けようとする人。 3. 学んだことを広く人と交流する中で生かそうとし、また、そこから新しいことを学ぶことができる人。 4. 教育的愛情を持ちながら子どもと接し、子どもを育成することに使命感を持っている人。
------	---

また、保健医療学部は看護学科、総合リハビリテーション学科のそれぞれに目指す医療職は異なるが、人としての営みの根本である健康を取り戻すために人を支えていく仕事を指すという立場では同じである。

したがって、教育の目的及び三つのポリシーでも共通するところは多い。両学科ともに、大学の教育目的のうち「人間性」の涵養や「意欲」の醸成に重きを置くところは教育学部とも共通するところであるが、目指す職業において、チームで協力し合うことが重要となることから協調性やコミュニケーション能力の育成を重視する点を特色としている。

〔表 1-3：保健医療学部看護学科の教育の目的と三つのポリシー〕

教育の目的	看護学、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことができる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の人材を育成する。 (看護学科・総合リハビリテーション学科共通)
ディプロマ・ポリシー	1. 豊かな人間性と幅広い教養、自他の人権の尊重を基盤とした価値観を持っている。 2. 場面に応じた適切な判断力や、様々な課題に対応する専門的な視野を有している。 3. コミュニケーション能力とそれに基づく協調性とリーダーシップを身につけている。 4. 高い専門的知識・技術と論理的思考力を持った看護師として社会に貢献することができる。
カリキュラム・ポリシー	1. 豊かな人間性を涵養し看護実践に必要な知識・技術の基礎を修得するために、1年次より専門基礎科目を配置する。 2. 各領域の専門科目は4年間で実践能力を獲得できるように講義－演習－臨地実習を配置し専門知識と技術を深化させる。 3. 他職種との連携・協働や地域社会への貢献に関する科目を効率的に学べるように連続性及び階層性を持たせて配置する。 4. 3年次から希望者は看護師養成課程に加えて保健師養成課程または助産師養成課程を選択できる。 5. カリキュラム全体を通して、高い職業倫理を身につけるために適切な科目を配置する。
アドミッション・ポリシー	1. 人間・健康・医療に関心を持つ人 2. 看護学を学ぶ強い意欲と基礎学力を持つ人 3. 思いやりの心を持って他人と接することができる人 4. 自己研鑽と他者との協力によって社会に貢献しようとする人

〔表 1-4：保健医療学部総合リハビリテーション学科の教育の目的と三つのポリシー〕

教育の目的	看護学、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、保健医療の
-------	--

	実践を担うことができる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の人材を育成する。 (看護学科・総合リハビリテーション学科共通)
ディプロマ・ポリシー	1. 豊かな人間性と幅広い教養、自他の人権の尊重を基盤とした価値観を持っている。 2. 場面に応じた適切な判断力や、様々な課題に対応する専門的な視野を有している。 3. チーム医療におけるセラピスト職の専門性と役割を理解し、その一員としての協調性、連帯意識を持っている。 4. 高い専門的知識を持つセラピストとして社会に貢献することができる。
カリキュラム・ポリシー	1. 豊かな人間性を涵養しリハビリテーション実践に必要な知識・技術の基礎を修得するために、1年次より専門基礎科目を配置する。 2. 各分野の専門科目は4年間で実践能力を獲得できるように講義－演習－臨地実習を配置し専門知識と技術を深化させる。 3. 他職種との連携・協働や地域社会への貢献に関する科目を効率的に学べるように連続性及び階層性を持たせて配置する。 4. カリキュラム全体を通して、セラピストの役割を理解し高い職業倫理を身につけるために適切な科目を配置する。
アドミッション・ポリシー	1. 人間・健康・医療に関心を持つ人 2. リハビリテーション学を学ぶ強い意欲と基礎学力を持つ人 3. 思いやりの心を持って他人と接することができる人 4. 自己研鑽と他者との協力によって社会に貢献しようとする人

政治経済学部では、政治、経済の各領域を幅広い視野で見つめる人材の育成を柱に、政治行政学科と経済経営学科の2学科によって構成されている。

政治行政学科では、国・地域社会が抱える諸問題を深く洞察し、問題解決に適切にあたる政策的発想力、明日を切り拓く実行力を備えた豊かな社会づくりに貢献する人材の育成を目指している。

また経済経営学科では経済・流通システムの理論、歴史、政策等に関する知識を備え、国際的な視野に立って豊かな社会、暮らしの構築に尽くす人材、経営に関する幅広い知識を基礎に、企業の中核において経営管理、イノベーション、事業策定、商品開発等にあたる戦略的能力とリーダーシップに富んだ人材、社会の行動情報化、グローバル化に対応し、消費者動向を的確に捉え、新たなビジネスを創造する実行力に富んだ人材、金融・会計に関する専門知識、実務能力を基礎に、金融関連業種、企業における事業・経営管理部門、会計領域職種で活躍する人材の育成を目指すことを目的としている。

この両学科の養成する人材像をふまえて、次のように政治経済学部の教育の目的及び三つのポリシーを定めている。

[表 1-5：政治経済学部の教育の目的と三つのポリシー]

教育の目的	広い教養と倫理観の上に政治、経済の各分野を広く俯瞰する視点を獲得し、さらに各分野における豊かな専門的知識・理論に裏打ちされた実学的・実践的視点を修得することで、学術文化の向上と社会の発展に貢献することができる人材を育成すること。
ディプロマ・	1. 現代社会、国際社会を広く俯瞰するための専門領域に偏らない広範な知識と教養を身に付けること。

ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 2. 現代社会、国際社会が抱える多くの問題を解決するための洞察力と政治学、行政学、経済学、経営学のそれぞれの専門分野における深い専門的知識を身に付けていること。 3. 将来にわたって社会に寄与することのできる多角的な視野、柔軟な発想、行動力、そしてコミュニケーション能力を身に付けていること。 4. 自他の人権尊重の精神を価値観とする豊かな人間性を備えていること。
カリキュラム・ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幅広い知識を修得し、複眼的、俯瞰的視野を身に付けるために共通基礎科目を設けて教養の修得を図るとともに、学科ごとの専門科目以外の他学科の専門科目も広く履修可能にし、政治学・経済学に関する幅広い知識と見識を備えられるよう配慮する。 2. 政治・行政・経済・経営の専門となる各分野について、高度な専門知識・学識を修得するために、必要となる専門科目を配置するとともに、3年次・4年次においては学生個々の研究テーマに沿った主体的な学修が可能になるよう卒業論文作成のための指導を行う。 3. 社会に貢献する人材としての資質を獲得するため、キャリア教育のための必修科目を4年間を通じて配置し、様々な実務経験者からの体験から学ぶとともに、グループワークや実践体験等のアクティブラーニングを通じて、主体性、協調性、コミュニケーション能力などの社会人としての基礎力が獲得できるよう配慮する。 4. 学部定員が少人数である点を活かした担任による学生の個別指導や、卒業論文指導担当教員による指導を通じて、学生と教員との密接な関係性を築くことによって、学業のみならず、豊かな人間性を獲得するための教育を行う。
アドミッション・ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等教育を受けるにふさわしい基礎的学力を備えている人。 2. 社会の動向に関心を持ち、問題解決のための方策を考えることのできる人。 3. 創造力と開拓精神に富み、社会に貢献したいという意欲を持つ人。 4. 多様な意見を尊重することのできる人。

理工学部は、急速な発展を遂げる科学・技術の舞台で、その土台を支える科学者・技術者の育成が急務であるとの思いから、令和2（2020）年度に開設した学部である。理工学部では、大学の教育の目的のうち、「専門分野に関する高度な知識・技術・見識」を重視するところは当然のことではあるが、本学ではあえて「幅広い視野」の獲得も同様に重視することとし、専門性を重視した「学科」ではなく、幅広く、柔軟な学びを可能とする「専攻」制を敷いている。理工学部の教育の目的及び三つのポリシーにもその考えが反映されている。

〔表 1-6：理工学部の教育の目的と三つのポリシー〕

教育の目的	人文社会や自然科学の幅広い教養と倫理観、理工の基礎力と各専攻専門領域に関する知識、技術、能力を基盤に、「理学」「工学」を俯瞰的に見つめる幅広い視野、客観的な観察、論理的・創造的な思考力により、新たな価値を創り出し、社会の発展に貢献しようとする技術者、研究者を育成することを教育の目的としている。
ディプロマ・ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術者、研究者として新たな価値の創造や社会の発展に貢献するため、専門領域に偏らない幅広い教養と視野を身に付けること。 2. 「理学」「工学」を俯瞰的に見つめるため、学科共通となる基礎力、各専攻の専門領域に関する知識、技術、能力とともに、他分野の知識、技術を有し、それらを融合させる論理的、創造的思考力を身に付ける

	<p>こと。</p> <p>3. 専門的な知識、技術、能力を有するだけでなく、技術者、研究者としての責任感、使命感、倫理観を身に付けること。</p> <p>4. 「理学」「工学」全般の知識、技術、能力を活かし、幅広い視野で他者と協調して課題の解決にあたり、社会の発展に貢献する意欲を身に付けること。</p>
カリキュラム・ポリシー	<p>1. 「理学」「工学」に共通する理工の基礎力を育成することを目的に、全専攻共通の基礎系科目を配置するとともに、幅広い教養と視野の育成を目的に、専攻を横断、融合した科目を配置する。</p> <p>2. 専門領域に関する知識、技術とともに、それらを活用し課題解決に取り組む能力を身につけることを目的に、専攻専門科目を開設するとともに、「理学」「工学」領域を俯瞰的に見つめる幅広い視野を養成することを目的に、他専攻の専門科目の履修を必修科目として設定する。</p> <p>3. 技術者、研究者としての責任感、使命感、倫理観を身につけることを目的に、社会人として必要な教養、外国語、情報リテラシーに関する科目を配置するとともに、グループワークなどのアクティブラーニングを通じて主体性、協調性、コミュニケーション力を身につけることができるようにする。</p> <p>4. 各専攻の専門的知識や技術をもとに、他者と協調して実社会で自らの社会的役割を果たす力を養成することを目的に、専攻融合によるPBL活動を展開する実践演習科目を開設するとともに、専門分野の研究を通じ、情報科学の知識、技術を社会貢献に活かすことを目的とした卒業研究を配置する。</p>
アドミッション・ポリシー	<p>1. 理工分野の高等教育を受けるにふさわしい基礎的学力を有する人。</p> <p>2. 理工分野に対する関心と、学びへの意欲をもち、課題にねばり強く取り組む姿勢を有する人。</p> <p>3. 自ら積極的に関わろうとする姿勢、創造的な発想を有し、人と協力して社会の発展に貢献する意欲のある人。</p> <p>4. 幅広い視野でものごとを捉え、論理的に思考し、適切に判断することができる人。</p> <p>5. 感性豊かに物事を捉え、情報をまとめて、伝えたいことを相手に的確に表現することができる人。</p>

社会学部は、激しく変化する現代社会において、われわれが直面する諸問題の解決には社会学に関する知識・能力や有し、より良い社会を構想して解決策を提言できる人材が必要であるという社会的要請に応えるべく、令和3(2021)年度に開設した。社会学部では、2年次から「現代社会学コース」「メディア社会学コース」「社会心理学コース」の3コースのうちいずれか1つに所属しながら他のコースの専門分野も横断して学ぶことにより、社会学に関する知識・能力はもとより、幅広く社会を見渡す視野と将来を見通す目を養えるようにしている。このことは、以下に記述する教育の目的と三つのポリシーにも示している。

[表 1-7：社会学部社会学科の教育の目的と三つのポリシー]

教育の目的	<p>全学生が共通して「社会学」に関する基礎知識を身につけた後、2年次から「現代社会学コース」「メディア社会学コース」「社会心理学コース」の3つのコースのいずれか1つに所属し、そのコースの専門分野の学びを中心に、3コースの基礎的概念や、他コースの専門科目の履修を通じ、幅広い知識、視野を身につける教育課程を編成して、社会が抱える課題の解決に意欲的に取り組み、社会の発展と幸せな暮らしの創造に貢献す</p>
-------	--

	る人材を養成することを教育の目的としている。
ディプロマ・ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会学および関連分野に関する概念、理論、基礎的知識を有していること。 2. 社会現象を解明するための社会調査に関する基礎的知識を有していること。 3. 社会的な視点、思考力を身につけ、論理的、実証的に思考、判断できること。 4. 情報を収集、考察し、自らの考えを発信することができること。 5. 社会学に深い関心を持ち、意欲的に学ぼうとする姿勢を有すること。 6. 他者と協力して、より良い社会の創造に貢献することができること。
カリキュラム・ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「社会学」に関する専門的な学びを展開する基礎となる視野、教養、コミュニケーション能力や、心身の健康の増進、アカデミックスキル、キャリア意識の養成を図ることを目的とする授業科目を配置する。 2. 「社会学」に関する基礎的な知識、及び現代社会学、メディア社会学、社会心理学の専門の学び、及び「社会学」を学ぶうえで基盤となる知識、視野の導入、調査・分析の知識方法や技術、「社会学」を学ぶうえで基盤となる知識を養成することを目的とする授業科目を配置する。 3. 「現代社会学」「メディア社会学」「社会心理学」の各コースの専門分野に関する知識、能力や、関連隣接する知識、能力を養成することを目的とする授業科目を配置する。 4. 社会の諸問題、課題をテーマに、調査研究、議論、発表する取り組みを通じ、課題解決の方法や社会に貢献する意欲を養成する「基礎演習」「専門演習」の授業科目を配置する。 5. 研究テーマを掲げ、研究を深めることによって、課題解決能力や、将来進路に対する意識を養成する「卒業研究」の授業科目を配置する。 6. 免許・資格取得に必要な選択科目を配置する。
アドミッション・ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校における基本的な教科を幅広く理解し、大学で学んでいくうえで必要な基礎的な学力を身につけている人。 2. 大和大学および社会学部の教育理念、教育内容を理解し、学びに対する意欲を有する人。 3. 現代社会の諸現象、メディアの役割や課題、社会現象と人間行動に関心を有する人。 4. 他者と協調して課題を解決し、社会の発展と幸せな暮らしの創造に貢献しようとする意欲を有する人。

なお、本学の建学の精神、教育の理念および各学部の教育の目的と特色、三つのポリシーは「大和大学の教育の指針」としてまとめられ、学生便覧に掲載されることで教職員及び学生に周知されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学では、学則第1条の「目的」にある「学術文化の向上と社会の平和と発展に貢献」するために、教育研究組織を構築してきた。

すなわち、少子高齢化が進む社会の発展に貢献するために、教育学部並びに保健医療学部を設置し、さらに複雑化する社会の平和と発展に寄与できる人材育成のために政治経済学部を設置した。そして、IoT (Internet of Things) やAI (人工知能)、ロボットや自動走行車などの技術を中心とした Society 5.0 の社会実現に寄与できる人材を育成するために令和2(2020)年度より理工学部を設置した。さらに、学則第1条に定める「学術文化の

向上」に寄与し、人生 100 年時代をより豊かなものとする社会を構築するため、また NET 社会の発展によって変容するコミュニティとコミュニケーションのあり方について考えていくための人材育成を主たる目的として、社会・人間・文化を研究フィールドとする社会学部を令和 3（2021）年 4 月に新規開設した。

今後、複雑かつ急激な変化が予想される社会の要請に応えることが、本学の使命であると考え、さらに新たな学部の設置を検討中である。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学が考える、教育の目的が教育課程にどのように反映されているのか、カリキュラムマップを令和 2(2020)年度より各学部・学科・専攻において学生便覧及びホームページにおいて示した。これによって教育課程に対する学生の理解が得られ、学修の意欲に繋がることが期待されるが、さらに学生が自らの学修計画を立案し、確認できるようナンバリングの導入を計画している。

【基準 1 の自己評価】

使命・目的及び教育目的は学則において明確に定められ、三つのポリシーにも反映され、本学の教育の中核をなしている。

また、教育の特色や中長期計画も使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。

使命・目的及び教育目的はホームページ、大学案内、学内にあっては学生便覧によって周知が図られているが、建学の精神、教育の理念、ならびに教育の目的と三つのポリシーがどのように関わっているのか、また、大学全体の目的及び三つのポリシーと各学部におけるそれがどのように繋がっているのか、学生への提示が十分でなかった。そのため、令和 2（2020）年度より「大和大学の教育の指針」を定め、学生便覧に掲載することで学生が目的意識と意欲を持った学修ができるよう改革を図るとともに、同指針を各学部の教員研修会でも資料として使用することで、教員にも大学としての意図や各自が担当する教育の位置づけや目的が明確に理解できるようにした。

使命・目的及び教育目的がどのように教育課程や科目に反映されているのか、学生が理解し、学修意欲につなげられるようカリキュラムマップの提示だけでなく、カリキュラムマップのさらなる洗練を図るとともに、ナンバリングや、学修評価に関するループリックの導入などあらゆる観点からの改善を目指して教務・情報室で調査・検討を開始することとした。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

大和大学（以下「本学」という。）の教育の目的は「高い専門性と幅広い視野を授けるとともに、豊かな人間性を涵養し、一人ひとりの『ひと』を見つめ、学術文化の向上と社会の発展に貢献しようとする人材を育成すること」に定めている。

本学では、理工学部を新学部として設置するにあたり、令和元（2019）年度の自己点検・評価の過程で、大学としての三つのポリシーが大学としてのこの教育の目的を真に踏まえたものになっているか、また、各学部の三つのポリシーも大学の教育の目的より育成する人材像をさらに具体化した各学部の教育の目的を踏まえたものになっているか、自己点検・評価委員会の各学部分科会で検証を行い、改訂作業を行った。

これらのアドミッション・ポリシーを見直すにあたって、特に注意した点は次の 2 点である。

- ① 求める内容が「教育の目的」を踏まえた内容になっているか。
- ② 高校生等に求める資質・能力として相応しい内容となっているか。

この 2 点に関し、検討の中で、①に関して、教育の目的で謳う「高い専門性」「幅広い視野」「豊かな人間性」「社会への貢献」の 4 点について、全ての学部が踏まえたものになっているとは言えないと判断した。また、②の点に関して、学部によってはむしろ大学での学修成果として求めるべき内容が盛り込まれているとの意見があった。

以上の意見を基に、令和 2（2020）年度よりアドミッション・ポリシーを表 2-1 のように改訂した。

〔表 2-1：教育の目的とアドミッション・ポリシー〕

	教育の目的	アドミッション・ポリシー
大学	高い専門性と幅広い視野を授けるとともに、豊かな人間性を涵養し、一人ひとりの「ひと」を見つめ、学術文化の向上と社会の発展に貢献しようとする人材を育成することを教育の目的とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等教育にふさわしい十分な基礎学力を有する人。 2. それぞれの専門分野に対する強い関心と学修意欲を有する人。 3. 広く社会に貢献する意欲と精神を有する人。 4. 自らの力を研鑽することで未来を切り拓く強い意欲と意志を持った人。

<p>教育学部</p>	<p>子どもの「生きる力」を学校教育の場で育む教員を養成することを目指します。基礎的な教養を偏りなく身に付けるようにするとともにそれぞれの専攻における教育の専門職に求められる高度な知識及び技能を授け、さらに、豊かな人間性と開かれた社会性を涵養し、教育に対する強い情熱を持って自ら学び続けようとする態度を養う。このように教員に求められる資質・能力を備え、教育保育分野に貢献する人材の育成を教育の目的とします。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校における課程の修了時点で相当する基礎的な学力を有する人。 2. 教職に強い関心があり、教員に求められる専門的知識及び技能を身に付けようとする人。 3. 学んだことを広く人と交流する中で生かそうとし、また、そこから新しいことを学ぶことができる人。 4. 教育的愛情を持ちながら子どもと接し、子どもを育成することに使命感を持っている人。
<p>保健医療学部 看護学科</p>	<p>看護学、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことができる応用能力と豊かな人間性・社会性を備えた看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の人材を育成することを教育の目的とします。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人間・健康・医療に関心を持つ人。 2. 看護学を学ぶ強い意欲と基礎学力を持つ人。 3. 思いやりの心を持って他人と接することができる人。 4. 自己研鑽と他者との協力によって社会に貢献しようとする人。
<p>保健医療学部 総合リハビリテーション学科</p>	<p>看護学、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことができる応用能力と豊かな人間性・社会性を備えた看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の人材を育成することを教育の目的とします。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人間・健康・医療に関心を持つ人。 2. リハビリテーション学を学ぶ強い意欲と基礎学力を持つ人。 3. 思いやりの心を持って他人と接することができる人。 4. 自己研鑽と他者との協力によって社会に貢献しようとする人。
<p>政治経済学部</p>	<p>広い教養と倫理観の上に政治、経済の各分野を広く俯瞰する視点を獲得し、さらに各分野における豊かな専門的知識・理論に裏打ちされた実学的・実践的視点を修得することで、学術文化の向上と社会の発展に貢献することができる人材を育成することを教育の目的とします。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等教育を受けるにふさわしい基礎的な学力を備えている人。 2. 社会の動向に関心を持ち、問題解決のための方策を考えることができる人。 3. 創造力と開拓精神に富み、社会に貢献したいという意欲を持つ人。 4. 多様な意見を尊重することのできる人。
<p>理工学部</p>	<p>人文社会や自然科学の幅広い教養と倫理観、理工の基礎力と各専攻専門領域に関する知識、技術、能力を基盤に、「理学」「工学」を俯瞰的に見つめる幅広い視野、客観的な観察、論理的・創造的な思考力により、新たな価値を創り出し、社会の発展に貢献しようとする技術者、研究者を育成することを教育の目的とします。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理工分野の高等教育を受けるにふさわしい基礎的な学力を有する人。 2. 理工分野に対する関心と、学びへの意欲をもち、課題にねばり強く取り組む姿勢を有する人。 3. 自ら積極的に関わろうとする姿勢、創造的な発想を有し、人と協力して社会の発展に貢献する意欲のある人。 4. 幅広い視野でものごとを捉え、論理的に思考し、適切に判断することができる人。 5. 感性豊かに物事を捉え、情報をまとめて、伝えたいことを相手に的確に表現することができる人。

<p>社会学部</p>	<p>全学生が共通して「社会学」に関する基礎知識を身につけた後、2年次から3つのコースのいずれか1つに所属し、そのコースの専門分野の学びを中心に、3コースの基礎的概念や、他コースの専門科目の履修を通じ、幅広い知識、視野を身につける教育課程を編成して、社会が抱える課題の解決に意欲的に取り組み、社会の発展と幸せな暮らしの創造に貢献する人材を養成することを教育の目的とします。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校における基本的な教科を幅広く理解し、大学で学んでいくうえで必要な基礎的な学力を身につけている人。 2. 大和大学および社会学部の教育理念、教育内容を理解し、学びに対する意欲を有する人。 3. 現代社会の諸現象、メディアの役割や課題、社会現象と人間行動に関心を有する人。 4. 他者と協調して課題を解決し、社会の発展と幸せな暮らしの創造に貢献しようとする意欲を有する人。
-------------	--	--

上表のように、本学のアドミッション・ポリシーは大学全体及び各学部それぞれについて教育目的を踏まえた上で策定している。特に教育の目的で謳う「高い専門性」「幅広い視野」「豊かな人間性」「社会への貢献」の4点について、アドミッション・ポリシーの中で求めている資質と一致することを明らかにするとともに、求める資質・能力が志願者である高校生等に求めるものに相応しい内容となっているかについて重視して定めたものとなっている。

これらのアドミッション・ポリシーは本学ホームページ及び大学案内、出願ガイド（募集要項）で受験生および保護者、高等学校関係者等に周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーでは基礎学力の他、それぞれの専門分野への強い関心、学修等への意欲や意志を入学者に対して強く求めているが、これらの関心、意欲、意志はいわゆるペーパーテストだけでは十分に図ることができない。そのため、アドミッション・ポリシーに謳う能力・資質を持った入学者を受け入れるためには、ペーパーテストだけに依らない多様な選抜制度と選抜基準が求められる。

本学では、入学者の受入れに際し、「大和大学入学者選抜規程」に則り、アドミッション・ポリシーに沿って、次に示すような多様な入試を導入して、様々な能力・資質並びに学修意欲を測り、本学の教育目標に相応しい学生を選抜している。

本学で実施している入学者の選抜方法は次の通りである。

① 総合型選抜

学力試験だけでは測ることのできない、学修の意欲や適性について志望理由書などの書類と面接試験によって審査する。保健医療学部総合リハビリテーション学科と政治経済学部において実施している。

② 学校推薦型選抜（指定校制）

本学が指定した高等学校等の学校長からの推薦を重視し、調査書と面接により審査す

る。出願には当該年度卒業見込みであることの他、評定平均値と欠席日数の条件がある。指定の高等学校は本学への過去の受験者数を参考に定めている。

③ 学校推薦型選抜（公募制）

志願者自身の希望を基に出身高等学校長の推薦を得て出願する入試である。選抜は、調査書及び筆記試験による総合的な判定を行う総合評価型と筆記試験の結果のみで判定する基礎評価型の2つの方法によって行われる。

④ 一般選抜（前期・中期・後期）

筆記試験の成績によって、選抜を行う入試方法。1月に行う前期試験、2月に行う中期試験、3月に行う後期試験がある。

⑤ 大学入試共通テスト利用選抜

大学入試共通テストの本学が指定する科目の合計得点で合否を判定する入試。

⑥ 大学入試共通テストプラス選抜

大学入試共通テストの本学が指定する科目の得点と、本学が実施する個別の筆記試験の合計点で合否を判定する入試。教育学部の国語・数学・英語の各中等教育専攻と理工学部各専攻において実施している。

⑦ 留学生選抜

本学への入学を目指す留学生を対象とした入試。本学が指定する日本語能力の条件をクリアし、日本語学校等の推薦を得た留学生を対象に、書類審査、日本語による作文及び面接による選考を行う。令和2(2020)年度の入試までは政治経済学部のみで行っていたが、留学生の志望の広がり、本学の新たな学部設置により、令和3(2021)年の選抜より理工学部、社会学部、保健医療学部で新たに導入されている。

これらの入試の概要についてまとめたものが、次の表2-2である。ただし、表中の選抜方法とは別に、上記②の学校推薦型選抜（指定校制）を各学部・学科について行っている。また、若干名ではあるが、上記⑦の留学生選抜を政治経済学部、理工学部、社会学部、保健医療学部で行っている。

〔表 2-2：学部・学科別選抜方法と入学定員〕

単位：人

学部	学科	専攻	入学定員	総合型選抜	学校推薦型選抜 (公募制)	一般選抜		共通テスト利用選抜	共通テストプラス選抜
						前期 中期	後期	前期 後期	
教育学部	教育学科	初等幼児教育	100	—	45	45	6	4	—
		国語教育	90	—	11	12	2	2	3
		数学教育		—	11	12	2	2	3
		英語教育		—	11	12	2	2	3
保健	看護学科	100	—	45	45	6	4	—	

医療学部	総合リハビリテーション学科	理学療法学	40	3	15	18	2	2	—
		作業療法学	40	3	15	18	2	2	—
		言語聴覚学	40	3	15	18	2	2	—
政治経済学部	政治行政学科		40	2	16	18	2	2	—
	経済経営学科		80	4	32	35	5	4	—
理工学部	理工学科	数理科学	30	—	11	12	2	2	3
		情報科学	50	—	20	20	3	4	3
		電気電子工学	50	—	20	20	3	4	3
		機械工学	50	—	20	20	3	4	3
		建築学	50	—	20	20	3	4	3
社会学部	社会学科		200	—	85	75	30	10	—

なお、各選抜試験における合格者の選抜は、入試委員会において「大和大学入学試験委員会規程」に則り、アドミッション・ポリシーに相応しい入学者を獲得するために厳正に審査にあたっている。

また、それぞれの選抜方法によって、アドミッション・ポリシーに則した適正な選抜が実施できたかについて、入学後に学部ごとに実施する基礎学力テストの結果と学期ごとのGPA、修得単位数、出席日数を基礎資料として入試委員会で検証を行い、選抜方法や選抜制度の改革の重要な資料としている。なお、この基礎学力テストは、大学開設に当たり、外部業者に委託して作成したものを例年使用してきたが、アドミッション・ポリシーで定める学力観に適合する選抜が行われているか、より正確に判断するため、令和2(2020)年度の入学者からは、学内で制作した問題を使用している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学では、各学部とも、開設当初1～2年の間は、受験者動向が十分把握できておらず、入学定員を大幅に下回る、あるいは大幅に上回る等不適切な学生数を受け入れた年度もあったが、「表2-3」に示す通り、現時点では、いずれの学部においても概ね入学定員の0.9倍～1.14倍の水準を保ち、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持しているといえる。

〔表2-3：学部・学科別年度別入学者数及び入学定員充足率一覧〕

単位：人

学部・学科	入学定員	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
教育学部	190	152	164	164	208	198	223	220	193
	充足率	0.80	0.86	0.86	1.09	1.04	1.17	1.16	1.01

保健医療学部	看護学科	100	149	119	91	118	108	113	120	105
		充足率	1.86	1.48	1.13	1.18	1.08	1.13	1.20	1.05
	総合リハビリテーション学科	120	56	120	108	120	125	135	139	126
		充足率	0.46	1.00	0.90	1.10	1.04	1.12	1.15	1.05
政治経済学部	政治行政学科	40			36	40	38	46	43	46
		充足率			0.60	1.00	0.95	1.15	1.08	1.15
	経済経営学科	80			88	97	97	93	88	86
		充足率			0.73	1.21	1.21	1.16	1.10	1.08
理工学部	230								260	234
	充足率								1.13	1.02
社会学部	200									217
	充足率									1.09

なお、表 2-3 において、保健医療学部看護学科は、平成 26（2014）年～平成 28（2016）年の入学定員は 80 人であったが、平成 29（2017）年より申請の上、入学定員を 100 人に変更した。

また、政治経済学部は平成 28（2016）年の入学定員は政治行政学科 60 人、経済経営学科 120 人であったが、平成 29（2017）年以降は入学定員を政治行政学科 40 人、経済経営学科 80 人に変更した。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学全体の教育目標と学部毎の教育目標、また教育目標とアドミッション・ポリシーとの関連性が、必ずしも明確でなかったため、令和元（2019）年度の自己点検・評価の中であらためて、その表現が意図するところを正確に伝えるようアドミッション・ポリシーの全学的見直しを行った。令和 3（2021）年度入試に係る出願ガイドブックや受験生用ホームページには新たな表現で掲載した。

アドミッション・ポリシーと入学者の実像に乖離がないか、入学後の検証をさらに徹底し、入試制度の改革を入試委員会において重点項目として継続して協議することとした。その一環として、令和 2（2020）年度の新入生基礎学力テストからは学内で作成した問題を使用したため、より正確にアドミッション・ポリシーにかなった選抜ができていないか、令和 3（2021）年度入学者との比較データの作成と検証を 6 月末までに学部調整会議で報告した上で、入試委員会に諮ることとした。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、全ての学部・学科において、学生に対する支援を担当を中心に行っている。学修支援体制においても、原則として入学時から卒業時まで同じ担当が都度、相談に応じながら指導・支援を行うことを基本にしている。

担当は、毎年度最低2回、担任面談を行い、学修の状況や学生生活について状況を確認し、必要なアドバイスを与えている。また、成績や出席状況を確認し、修得単位数が少ない学生や出席状況が思わしくない学生には、臨時で面談の上、指導を行う。特に将来の進級や卒業に影響すると思われる場合には保護者にも連絡を取り、必要に応じて学生・保護者との三者面談を行う場合もある。

本学では、以上のように学修支援において担当が一義的に重要な役割を担っているが、大学として様々な組織で学修支援体制を構築している。

基礎学力に不安がある学生のための学修支援を行うため、学修サポートセンターを令和2(2020)年度より新たに開設した。現状では、専任の教員3人を配置し、管理棟2階の学修サポートセンター室で理工学部の学生を中心に活動している状態ではあるが、将来的には全学的なリメディアル教育を実施できるよう、各学部の要望を踏まえ、専任教員や非常勤スタッフの増員等を教務情報室での検討課題とした。

また、教育学部の教職を志す学生への学修支援、情報提供のために、教職支援センターを設置し、17人の教員を配置し、指導・相談にあっている。

教員資格を除く資格取得に関する相談や、公務員試験、SPIなどの就職試験に関する相談はキャリアセンターの職員が担当する体制を取っている。

学修サポートセンターやキャリアセンターの職員、また図書館職員は、業務上知り得た学生の学修に関する情報について、所管の事務局を経て、学部と連携を取り、教職一体となって学修を支援する体制となっている。

こうした、学修支援の体制について、各種相談窓口として学生便覧に掲載し、学生への周知を図り、積極的な利用を促している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、大学教員の責務として研究活動が重要であることは当然のことと考えているが、一方で学生に対する教育を最も重要な責務であるにとらえている。そのため、本学では全ての専任教員は8:45~17:15までの間、授業及び学生指導上必要な場合を除いて、学内に待機し、いつでも学生からの質問や相談に対応できるようにしている。したがって、本学では各科目に関する質問や学修上の相談を聞くためのオフィスアワーはあえて設けて

いない。

また、前項で述べたように、本学では学修支援の一義的な役割を担任においている。担任が学修支援のための情報収集と支援内容の選別、必要に応じて学外も含めた他の組織の支援要請についても中心的な役割を果たす。障がいのある学生に関しても担任がその状態と必要な支援について把握し、必要な支援の内容に応じて、学生相談室、保健室、場合によっては外部の医師やカウンセラーと連携を取って支援に当たるよう、学部長を通して学部調整会議で協議される。また、特に精神障害・発達障害を持つ学生の就労に関しては、専門的知識やノウハウも必要となるため、キャリアセンターで精神保健福祉士の資格を持つ職員が対応に当たり、学外の専門家と連携を取りながら就労のための支援を行っている。

また、令和2（2020）年までにおいては学修支援を目的としたTA制度は格別設けていない。そのため、上級生のいない理工学部・社会学部を除く各学部においては卒業生や3年生・4年生の上級生が下級生を指導する体制を取っている。教育学部、保健医療学部では平成30（2018）年3月に1期目の卒業生が社会に巣立っていき、現在は4期生までが卒業している。これらの卒業生が3年生あるいは4年生を対象として、就職に関する体験や、現在の仕事のこと、国家試験に向けての学修のアドバイス等について講演や個別の相談を行っている。政治経済学部でも1期生・2期生が卒業し、同様の取り組みを行う予定である。また、大学開設後7年しか経っていない本学では、卒業生がいない、もしくは非常に少ないため3年生・4年生が1年生・2年生への指導を行う機会も多い。教育学部、保健医療学部では実習、国家試験、教員採用試験に向けての学修上のアドバイスを行っている。また、政治経済学部ではボランティア活動や海外での研修、インターンシップそして就職活動と、既に体験した卒業生や上級生が下級生に体験談や相談の形で学修支援を行っている。しかし、令和2（2020）年度の理工学部開設に伴い、新たにTA制度を整備し、令和5（2023）年度までには、近隣大学の大学院生をTAとして10人程度採用する予定にしている。また、本学では大学院を設置していないため、TAの採用にあたっては、近隣国公立大学大学院研究科の協力を得て、当該の大学院研究科から本学に派遣をってもらう体制を取ることとし、当該大学と協定締結に向けて協議を進めている。さらに今後は、理工学部以外の学部も含めて、全学的に様々な演習・実習・実験等の授業を中心に必要に応じてTAの採用人数を段階的に増員して、学生の学修支援活動の充実を図っていく予定である。

大学における重要課題の一つとして、中途退学者の抑制があると本学ではとらえている。特に、学修内容に対する理解不足・意欲不足のための退学は大学として避けねばならない課題と捉えている。そのような学修上の問題による退学者を抑制するため、平成30（2018）年度より、学部調整会議で協議して退学者抑制マニュアルを制定し、月毎に授業の欠席が多い学生をリストアップして学部に連絡し、学部での指導を促している。また、学部ごとに中途退学者の退学理由や傾向を調査し、抑制に向けた教育内容の改善を図っている。その成果として、教育学部と保健医療学部は四年間での卒業率が毎年90%を超える結果となっており、令和元（2019）年度初めて卒業生を出した政治経済学部も1期生・2期生の平均卒業率が82.4%と高い水準となっている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

退学者抑制に関しては、実績を上げているものの、根本的解決に向けていまだ試行錯誤

の段階にある。学びに対するミスマッチや友人関係の問題など、学修以外の側面も含め、一層の原因分析と多方面からの対応が必要である。各学部において学修面での問題点、学生生活面での課題を検討し、それらを総合して学部調整会議にて総合的な対策を検討する方針を立て、推進中である。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、各学部の教育課程内にキャリア形成に関する科目を設置し、社会的・職業的自立を支援している。

教育課程内のキャリア形成関係科目として、政治経済学部では1年・2年次にそれぞれ「キャリア研究Ⅰ」「キャリア研究Ⅱ」、各学年次に「キャリア・ガイダンスⅠ」「キャリア・ガイダンスⅡ」「キャリア・ガイダンスⅢ」「キャリア・ガイダンスⅣ」を配置し、自己形成から社会的・職業的自立に向けた学修を段階的に進めている。理工学部でも「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」「キャリアデザインⅣ」を配置し、低学年から、大学での学びと社会的・職業的自立をテーマとした学びを行っている。さらに、令和3(2021)年4月に新規設置した社会学部でも、「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」「キャリアデザインⅣ」を配置して低学年から大学での学びと社会的・職業的自立を目指した学びを順次行うこととしている。また、学部における学修内容自体が職業と密接に関わる教育学部と保健医療学部では設定するほとんどの科目が将来の職業と結びつくが、特に実習関連科目や卒業研究等の指導を通じ、社会的・職業的自立に関する指導と支援を行っている。

教育課程外においては、学内の専門的組織や学部の担当教員が社会的・職業的自立に向けた相談・指導といった支援を行っている。キャリアセンターでは主に一般企業への就職を希望する学生に対し、インターンシップや就職活動に関する指導、相談を行っている。また、教職を希望する学生に関しては、教職支援センターが採用試験に関する情報提供と採用試験に向けた学修の相談や指導を行っている。保健医療学部では学科・専攻の教員がそれぞれの専門職に関する実習や国家試験に向けた指導と相談を行っているが、同時に病院・施設の関係者を集めた就職説明会を企画し、学生の就職に向けた支援を行っている。

学生の就職状況については、月に1回開催される進路支援委員会で状況が報告され、状況によっては指導・支援の改善について協議される。委員会で決定した指導・支援の改善についてはその改善状況もまた、進路支援委員会に報告され、さらなる改善・改革が促されている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

政治経済学部では、キャリアセンターとの連携を重視し、3年生・4年生の担任との情報交換会をそれぞれ隔週に一度の割合で開いている。担任は学生の学修状況や学生との面談等で知り得た情報、キャリアセンターでは進路希望調査や進路相談等によって収集した学生の進路に関する希望や就職活動状況について情報を交換し、両者が協力して学生のより良いキャリア形成に向けて意見と意思を統一しながら指導を行っている。今後、このような協力体制を基に理工学部、社会学部等とキャリアセンターとの連携にも活かしていくこととしている。

また、令和元（2019）年度から、学生への就職先アンケートを実施している。その結果を進路支援委員会で分析・検討し、社会的・職業的自立に関する支援体制の改善に役立てていく計画である。しかしながら、令和元（2019）年度ではアンケートの回答率が低く、現状では改革としての資料としては十分な用をなしていない。そのため、回答率の向上が喫緊の課題となっている。令和2（2020）年度に回答率向上のための方策について各学部およびキャリアセンターで検討し、それぞれの分野において、訪問をしながらアンケートへの回答を依頼することが最も確実であるという結論に至ったが、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2（2020）年度には十分な訪問活動ができなかったため、改めて進路支援委員会で検討することとなった。

本学では引き続き、社会的・職業的自立に向けての支援体制を常に見直し、継続的に改善していくこととしている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

担任は、学生生活の安定のための学生サービス、厚生補導に関しても学生の状況を把握し、指導・助言を行うほか、学生の状況に応じて関係部署と連携して、困っている状況に応じた支援や、厚生補導を行っている。

これらの支援については、経済的支援、心身の健康に関する相談支援、生活に関する支援・相談等があり、学内の関係部署では、担任や学部と連携を取りながら、以下に挙げるような支援を行っている。

奨学金等の経済的支援に関する支援は事務局の学生窓口で行っている。本学では、大学独自の奨学金制度はないが、学生窓口では日本学生支援機構の奨学金（給付・貸与）の他、事情に応じて国の教育ローンや自治体の奨学金、民間の教育ローンの紹介等を行っている。また、学納金の滞納者に関しては法人事務局より本学事務局を通じて学部調整会議で報告され、担任または学部長が本人と面談して相談を行うほか、状況によって、保護者とも連絡を取りながら除籍等の処分に至らぬよう指導・助言を行っている。日本学生支援機構への相談や国・自治体さらには民間の教育ローンの利用に関しては事務局の担当者への相談

を促している。日本学生支援機構の奨学金利用希望者に対しては、事務局学生窓口の担当者が毎年、新年度のオリエンテーション期間に説明会を行い、新入学者で出身高等学校での採用予約を済ませている学生に対する説明会と、在生を含め、入学後に新たに奨学金の利用希望者に対する説明会と2回に分けて実施している。説明会には例年各回とも300名を超える学生が出席し、令和元（2019）年度には日本学生支援機構の第1種奨学金を受けている学生は全体の約1割、第2種奨学金の貸与を受けている学生は全体の約4割に上る。さらに令和2（2020）年度からは日本学生支援機構による給付奨学金と大学授業料等の減免制度からなる修学支援のための新制度が発足し、日本学生支援機構の給付奨学金の申し込みはこれまで通り事務局学生窓口で、授業料減免制度は担任を窓口として受け付けているため、これまで以上に学部教員と事務局職員の密接な連携が必要になっている。

学生の主体性と行動力を高めることと、学生生活にメリハリを付け、学修活動への意欲を新たにすることを目的として本学では学生の課外活動にも力を入れている。学生の課外活動については、学生支援室が支援の窓口となり、課外活動について、支援と助言を行っている。学生支援室はクラブの創設や廃止の窓口となるほか、使用施設や備品の調整、必要な稼働費用援助の窓口等、クラブ活動が公平に円滑に行われるよう支援を行っている。また、大学公認の部活動に関しては文化体育会が自治組織として統括しており、また、部活動を除く学生の自治組織として「和纏会」が結成されている。学生支援室はそうした学生の自治組織との大学側連携窓口ともなっており、文化体育会および和纏会を通じて学生からの要望を聞き取り、大学としての施策や環境整備に努めている。

学生からの相談は経済的支援や課外活動に関するものだけでなく、心身の健康に関するものや、人間関係からの悩みなどに及ぶものも多い。学生の心身に関する相談や、生活相談も担任が窓口となって行っているが、担任では十分に対応できない、あるいは担任には話しづらい悩みの相談について、学生相談室を設け、本学教員でカウンセラー資格を持つ教員が中心となって対応に当たっている。また、相談室への来室をためらう学生のために、学生相談室専用レターボックスや専用番号を備えた相談ダイヤル、専用のアドレスを使った相談メールを設け、相談受付と個別の対応はもちろん、匿名での相談も可能とした、学生の状況に応じた対応を行っている。学生からハラスメントに関する訴えがあった場合には、学部ごとにハラスメント委員会が設置されて、学生からの訴えに対し、当該学部の委員を中心に問題解決のための助言と関係する学部・学科等の組織と協力した対策を講じている。また、必要に応じて、学外の機関の紹介も行う。匿名でのハラスメントに関する訴えには、一旦、学生支援室長が中心となって対応に当たることとし、学生の状況に応じて学部調整会議で対応を協議しながらハラスメント事象に関する調査、対応する委員を決定している。さらに、健康相談に関しては通常の相談は保健室で担当職員が対応しているが、内容によって、保健医療学部教員や校医が相談員となり、医療機関での受診を含めて指導に当たっている。また、本学は大阪府内の大学と大阪府警が連携する「防犯キャンパスネットワーク」に加盟しており、特に女子学生の性犯罪被害に対応するため女性被害相談窓口を設け、担当の女性職員が窓口、電話、メールでの相談受付にあたり、関係機関と連携して適切な対応を行っている。

就職に起因する悩みに対してはキャリアセンターの職員が対応に当たる。就職に関する悩みから情緒の不安定や精神疾患が疑われる状況が出てきた場合には精神保健福祉士の資

格を持つ職員が対応し、必要に応じて専門機関にも相談する体制ができている。

その他、学生生活に伴う、アルバイト、ボランティア活動の紹介、住居問題の相談などは学生支援室が担当し、業者や関係団体の窓口となって、学生に情報を提供し、相談・支援に当たっている。

政治経済学部には少人数ながら留学生が在籍している。留学生には、日本語能力の問題から来る学修内容の修得不足に対する学修支援や、日本社会の中でのコミュニケーション上の問題に起因する生活上のサポートが必要である。留学生の日本語能力の不足に起因する学修支援と生活相談には、国際室の教員が学部の教員と連携を取りながら進めている。現状では、留学生の在籍は政治経済学部に限られ、人数も20名に満たないため、国際室の組織も大きなものではないが、令和3(2021)年度より政治経済学部だけでなく、社会学部、理工学部および保健医療学部看護学科に留学生が入学した。このため、留学生支援を充実させ、留学生と日本人学生との交流を図り、留学生・日本人学生双方の刺激となってより学生のキャンパスライフが充実するよう、国際室の組織・体制を見直し、これまで保健医療学部長が兼務していた室長を、専従の室長を置くとともに、各学部にも担当者を最低1名おいて事業の充実を図ることとした。また、国際室では海外への留学を希望する学生にも提携大学への長期留学を中心に相談・支援を行っている。提携大学への長期留学の他、語学研修や海外短期研修の企画・実施も行っている。なお、本学では、提携大学等への長期海外留学を奨励するため、各専門分野に関する半年以上の留学者に対して奨励金を支給している。これまでの受給者は教育学部英語学専攻の学生を中心に、9名である。令和3(2021)年5月段階では新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、本学学生の海外研修や留学はすべて中止となっているが、流行が落ち着きを見せた段階で、いつでも対応できるよう準備を進めている。

学生の相談・支援には、その内容によって、多くの相談窓口がある。それらの相談窓口による指導・支援に一貫性を欠くことがないよう、情報を統合し、より適切な支援を実施するため、総合的な判断を下す必要がある場合も多い。週に一度開催される学部調整会議では、各学部と各組織との情報交換や連携に関することも議案となるため、諸情報の交換を行い、支援対象者や適切な支援方法を決定している。また、いずれかの窓口で緊急性が高いと判断した場合には、大規模大学ではない点を活かして、必要に応じて学部をはじめ、関係部署で随時協議の上、即時対応することも多い。そのような場合でも、学内の共通理解を得るため、事後に学部調整会議で報告を行っている。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

学生の支援に係る窓口は多くの場合、担任となる。しかしながら、面談の頻度や面談の内容は担任によって個人差があるのが実情である。担任の業務について、令和2(2020)年度にマニュアルを作成し、各学部において学部長を中心に浸透・徹底を図っている。

また、経済的問題を抱える学生から大学独自の奨学金制度や学費減免制度についての要望がある。令和2(2020)年度から施行された大学等における新たな修学の支援制度の効果として学生納付金の延納者・滞納者は制度施行前と比べ減少している。今後も状況を見ながら必要性について継続して調査・検討することとした。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地、校舎、運動場、図書館ならびに体育館の教育設備は法定基準を上回る適正な規模を保持している。

また、本学は大学としての規模は小規模ながら、多彩な学部を有しており、それぞれの学部の教育内容に対応した多彩な施設を有している。

令和 2 (2020) 年 5 月時点で、本学の校舎は管理棟、講義棟、理工棟、厚生棟の 4 棟であり、講義棟には 300 人程度収容の大教室 2 室、150 人程度収容の中教室 8 室、他に 80 人程度収容の普通教室 1 室、60 人程度収容の普通教室 2 室、40 人程度収容の小教室 2 室、ゼミ室 35 室、他にメディア・コミュニケーション・ルーム (MCR)、音楽室、理科室、芸術家庭科室、基礎医学実習室、地域・在宅看護学実習室、小児・母性看護学実習室、助産学実習室、基礎看護学実習室、言語聴覚実習室、言語聴覚観察室、理学療法実習室、作業療法実習室を各 1 室備え、教育学部初等幼児教育専攻の学生が学ぶためのピアノレッスン室 31 室や学生ロッカー室を備えている。この講義棟では主として、教育、保健医療、政治経済の 3 学部の授業が行われている。

理工棟には、90 人程度収容の講義室 2 室と 260 人程度収容の中講義室 1 室、数理・情報処理室 (2 室)、機械工学、電気電子工学、建築学の実験室 (各 1 室) と精密機械室 (1 室)、製図室 (2 室)、実習工作室 (実習工場) (1 室)、共同実験室 (1 室) およびそれぞれのプライベートラボ (教員研究室) に附属する卒研実験室 (31 室) を有している。理工棟では理工学部授業を専らに行っている。

さらに厚生棟には、図書館、体育館、多目的室を有している。令和 2 (2020) 年度までは厚生棟内に食堂を有していたが、社会学部棟新設に際して、従来よりも学生数の増加によって手狭になっていた食堂を売店とともに社会学部棟に移し、座席数等規模を大きく拡大した。食堂が配置されていたスペースにこれも学生から施設増強の要望が長く出されていた図書館を増床し、令和 3 (2021) 年 4 月より、学生が利用できるようになっている。

管理棟には教育、保健医療、政治経済の各学部教員室及び研究室と事務室、キャリアセンター、学長室、役員室ならびに大小の会議室合計 4 室を有している。

令和 3 (2021) 年度 4 月に新たに建設した社会学部棟は、上述の通り 1 階部分に 500 人程度が利用できる食堂および喫茶コーナーであるカフェテリアと売店を併設している。教学に用いる教室は、240 人程度収容の大講義室 1 室、120 人程度収容の中講義室 5 室、105 人程度収容の中講義室 6 室、75 人程度収容の講義室 2 室、60 人程度収容の講義室 3 室、30

人程度収容の演習室 5 室のほか、メディア制作室 (2 室)、心理実験室 (3 室)、情報処理室 (1 室) をそれぞれ設置している。

各講義室及び実習室・実験室などは学生の授業や学修に必要な規模を有している。また、教員の研究室は全員が 1 人 1 室を使用しているほか、研究室以外に共同研究室を学部毎に 1 室を備え、学生の指導や教育・研究の用に供している。また、理工学部では、個別の研究室のほか、専用の卒研実験室を備えている。

これらの施設・設備は大和大学施設管理規程に基づいて、施設管理者の下で管理されている。学内の清掃及びエレベーター・空調・消防設備・電話機器等の専門機器類の保守点検は、それぞれ専門の業者と委託契約を結び、関係法令を遵守して適切に維持・管理している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学では、学部ごとの学修内容に応じた実験・実習施設とそれに伴う設備・器具・備品を完備し、各学部の学生が専門分野の学修に有効に利用している。

教育学部では、実験・実習施設として音楽室、ピアノレッスン室 (31 室)、理科室、芸術家庭科室の他、様々な演習活動のために多目的室を利用している。それぞれの実験・実習室では、電子ピアノ、各種実験器具等の必要備品を備えて、各科目の学修に利用している。

保健医療学部では、看護学科の学生の学修のために、基礎医学実習室、基礎看護学実習室、小児・母性看護学実習室、助産学実習室、地域・在宅看護学実習室の各実習室と実習のための器具・備品を有し、各科目の学修に有効に利用している。また、同学部総合リハビリテーション学科では基礎医学実習室の他、理学療法実習室、作業療法実習室、言語聴覚実習室、言語聴覚観察室を使用し、専攻ごとの学修に必要な設備・器具を揃えている。

さらに、理工学部では、数理・情報処理室 (2 室)、機械工学実験室、電気電子工学実験室、建築学実験室、精密機械実験室、製図室、実習工作室 (実習工場)、共同実験室等の実験室とそれぞれの実験室に必要な設備・器具を備え、学生の学修と研究の用に供している。

令和 3 (2021) 年度に新規開設した社会学部では、メディア制作室 (2 室)、心理実験室 (2 室)、情報処理室を設置し、それぞれの用途に応じた設備・器具を配備して学生の学修や研究に利用している。

全学部共用の実習施設としては MCR (Media Communication Room) (講義棟 1 階) を備え、各学部の情報処理の講義並びに PC を活用して行う講義に利用している。MCR には 77 台のコンピューターを設置しており、授業以外にも、本学教員又は職員の管理の下で使用することができる。利用に際しては、学生が各自作成したデータは USB に保存し、パソコン本体には保存しない等の定められたルールに従う必要がある。

それぞれの実習・実験施設の概要は次の表の通りである。

大和大学

〔表 2 - 4 : 大和大学 施設・設備概要〕

※ () 内の数字は備品台数。

施設名	主な設備	主たる使用学部
MCR (講義棟 1 階)	コンピューター(77)、中間モニター(39)、指導用コンピューター	全学部
音楽室	グランドピアノ、電子ピアノ、机付椅子(56)、プロジェクター、DVD プレイヤー、スピーカー(2)、ホワイトボード(3)	教育学部
ピアノレッスン室	アップライトピアノ(36)、キーボード、ホワイトボード、机(3)	教育学部
理科室	実験台(ガス栓・水道栓付)(9)、薬品庫、備品戸棚、冷蔵庫	教育学部
芸術家庭科室	調理台(師範用)、調理台(学生用)(12)、ミシン(13)、滅菌庫、アイロン(12)、アイロン台(12)、包丁(24)、まな板(24)、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、オープン(2)、裁縫セット(45)、掃除機	教育学部
基礎医学実習室	リーラーコンセント、各種人体模型等	保健医療学部
地域・在宅看護学実習室	和室、浴室、浴槽、トイレ洋式、(和) 門戸、システムキッチン、折りたたみテーブルキャスター付椅子、家庭用テーブル、食器棚、洗濯機、冷蔵庫、介護用ベッド、ベッドサイドキャビネット等	保健医療学部
小児・母性看護学実習室	沐浴槽、沐浴演習確認ミラー、沐浴用蛍光灯、流し台等	保健医療学部
助産学実習室	分娩台、分娩監視装置、骨盤模型、骨盤計測器、分娩用ファントム、分娩用新生児人形、ドップラー胎児心音計、吸引器、インファントウォーマー、保育器、膣鏡他分娩用器械、子宮内容除去術器械、受胎調節指導用器具 胎児週数模型、妊娠週数子宮模型、経皮黄疸計、レオポルド触診用ファントム、妊娠歴計算機、縫合用ヘガール持針器、コッヘル止血鉗子、分娩用畳、診察台、器械台、流し台 器械棚、女性生殖器スケルトン模型、乳癌模型、新生児人形、新生児バイタル人形等	保健医療学部
基礎看護学実習室	〔実習室内〕流し台、ペーパータオルフォルダー、シミュレーター人形入れ、シミュレーター成人女性(フィジコ)、成人女性(さくら) ベッド(移動可) ベッド(固定・酸素装置付) 等 〔洗い場〕洗濯機、乾燥機、製氷機、汚染用排水台、点滴準備ステンレス台等	保健医療学部
理学療法実習室	流し台、診療ベッド(青) 昇降ベッド(白)、トレッドミル(ランニングマシーン)、CYBEX(筋力測定機器) 等	保健医療学部
作業療法実習室	流し台、プラットフォームマット(治療台)、器具室等	保健医療学部
言語聴覚実習室	各種音響機器、各種聴覚検査器等	保健医療学部
言語聴覚観察室	聴検室	保健医療学部
実習工作室	NC フライス盤、NC 旋盤、立形マシニングセンタ、ワイヤー放電加工機、平面研削盤、汎用旋盤、立形フライス盤、横形フライス盤、万能工具切削盤、ハイテンプレ電気炉、永久磁石 3 次元地震波振動台総合	理工学部

大和大学

	システム、精密万能試験機、疲労・耐久試験機、シャルビー試験装置、卓上型引張圧縮試験機、木工旋盤、ダイヤモンドバンドソー、高速切断機、コンターマシン、恒温恒湿室 等	
機械実験室	タッピングボール盤、全自動ボール盤、小型フライス盤、マイクロカッター、卓上ボール盤(5)、実体顕微鏡(5) 等	理工学部
電気実験室	オシロスコープ(15)、信号発生器(15)、デジタルマルチメータ(15)、直流安定化電源(15)、スペクトラムアナライザ(5)、インピーダンスアナライザ(5)、実験用電動発電機、かご形三相誘導電動機(1)、三相誘導電圧調整器 等	理工学部
精密機械室	硬度試験機、倒立金属顕微鏡(3)、三次元測定器、走査電子顕微鏡、分光光度計、フーリエ変換赤外分光光度計、示差走査熱量計 等	理工学部
建築実験室	梁の曲げモーメント実験装置、梁のせん断力実験装置、梁のたわみ実験装置、地震動・建物挙動再現ツール、振動レベル計、小型風洞実験装置、空冷式熱交換実験装置、3Dプリンター 等	理工学部
製図室 A	製図台(70)、A1 平行定規(70)	理工学部
数理・情報処理室 1	コンピューター(58)、中間モニター(30)、A2 スキャナー、指導用コンピューター	理工学部
数理・情報処理室 2	コンピューター(58)、中間モニター(30)、A2 スキャナー、指導用コンピューター	理工学部
メディア制作室 A	映像用カメラ(3)、マイクロホン(3)、三脚(3)、ショットガンマイク(3)、ステレオマイク(2)、マイクスタンド(2)、ディスプレイ(1)、LEDパネルライト(2)、LEDスポットライト(2)、ライトスタンド(4)、バックスクリーン(1)等	社会学部
メディア制作室 B	映像編集・製作用 PC(10)、プリンター(2)等	社会学部
心理実験室 1	デスクトップ PC(3)、プリンター(1)、輝度計(1) 照度計(1)、スピアマン式触覚計(8)、鏡映描写器(6)、顔面固定器(アゴ台)(1)、逆転眼鏡(3)、騒音計(1)、生体計測システム(1) 等	社会学部
心理実験室 2	デスクトップ PC(3)、プリンター(1)、輝度計(1) 照度計(1)、スピアマン式触覚計(7)、鏡映描写器(6)、顔面固定器(アゴ台)(1)、逆転眼鏡(2)、騒音計(1) 等	社会学部
心理実験室 3	演習用机・椅子(各 26)、プロジェクター(1)	社会学部
情報処理室	コンピューター(96)、中間モニター(48)、指導用コンピューター(1)、プリンター(5)等	社会学部

これらの施設以外に、学生が学修活動に利用する重要な施設として図書館がある。

本学の図書館は令和 2 (2020) 年 10 月より大規模改修工事を行った。その結果、床面積は 850 m²から 1500 m²、閲覧座席数 106 席から 432 席へと大きく能力を向上させ、学生の要望に応えることができるようになった。蔵書数は 40,408 冊で、蔵書の内訳は、文学関係 4,592 冊、社会科学関係 7,939 冊、教育関係 6,183 冊、保健医療関係 8,183 冊、理工関係 2,441 冊、その他 4,311 冊、また雑誌は 221 種類、電子ジャーナルは 27 種類である。図書館の運営は「大和大学図書館に関する規程」および「大和大学図書館運営に関する細則」

(以下「図書館運営細則」という。)に基づき事務局の管理の下に、業者と委託契約を結んで運営している

学生は入館及び図書の貸し出し利用には学生証の IC カードが必要となる。また、学生が希望する資料が館内にはない場合には他館からの取り寄せや国立国会図書館の文献複写サービスを受けることができる。学生が図書の購入希望がある場合は所定の用紙を図書館カウンターに提出し、学生の所属学部 of 許可を得て図書館が購入する。蔵書の点検・管理、収集・購入に関しては「図書館運営細則」に定め、適正に運用し管理している。

図書館内には、学生が自由に利用可能なパソコン 16 台とプリンター 2 台が備えてあり、図書館カウンターに申し出た上で自由に使うことができる。

本学の図書館は、これまで、教育学部、保健医療学部、政治経済学部、理工学部、さらに社会学部と大学の設置及び各学部の新規設置時に設置基準に適合するよう蔵書の増加を段階的に進めている。学生からは更なる蔵書の充実に関し要望が多いが、即時にすべての要望に対応することは困難なため、設置申請時の計画を粛々と進めつつ、改修工事によって収容可能蔵書数が大幅に向上したため、学生が購入希望図書として申請があった図書に関しては可能な限り購入し、学生の更なる有効な利用に配慮していく方針である。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

講義棟、理工棟、社会学部棟、厚生棟の各棟はエレベーターを完備し、同一フロア内の段差をなくす、また、各講義室やロッカー室の入口は引き戸として車いす利用者に配慮するなど、バリアフリーを意識した構造となっている。また、2 階建てになっている厚生棟にはエレベーターは設置していないが、スロープによって、車いすの利用者も難なく 2 階へ上がることができるよう配慮されている。

さらに、多目的トイレを講義棟、理工棟、厚生棟のそれぞれ 1 階と管理棟 2 階に、また新設の社会学部棟には 2 階と 1 階の食堂内に整備しており、車いす利用者や性同一障害の学生に配慮している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行うクラス編成及び教室の配当は、予想される履修学生数や授業方法による教育効果を考慮し、各学部の意向を基に教務情報室で調整管理している。履修学生数は前年度の履修学生数を基にして予想し、当該年度の履修登録者数が前年度と大幅に異なる場合は教務情報室で再度調整を図り、授業の実施に支障のないようにしている。

履修規程では、授業の円滑な実施のために履修学生数の制限や抽選等を行う場合があるとしているが、実際には、開学以来実施したことがない。履修を希望する学生を制限する必要がないよう、今後も、各学部の協力を得て、調整を図ることで履修希望者の全科目履修を継続していく予定である。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

本学のキャンパスは未完成である。全 3 期工事のうち、令和 2 (2020) 年 5 月時点で、第 2 期工事までが完了している。さらに、令和 2 (2020) 年 4 月からキャンパス予定地の最終区画にあたる第 3 期工事を開始した。社会学部棟がこの工事区画の一角に建ち、一部

施設の供用は始まったが、さらに新設学部の校舎ならびに大規模アリーナを建設する計画を立てている。新たな施設の建設と既存施設の改修によって、今後さらに学修環境を整える計画である。

図書館、食堂、体育施設等のハード面だけでなく、学生の要望と、教育研究上の必要性に十分配慮しつつ、諸設備の充実を図るよう計画を進めている。また、特に学生の要望が多い、図書館蔵書とPC等の情報機器の充実に関しては令和5(2023)年度をめどに段階的に整備する計画である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各学期末に授業評価アンケートを実施している。次ページに示したように各質問項目に関し1~4のスコアで回答する形式を主とするが、自由記述欄を設け、具体的な要望や意見を聞くことも可能にしている。

各教員は授業評価アンケートの結果を見て、授業の改善策について、シラバスに掲載して学生に回答することとなっている。学部長は、当該学部のアンケート結果を踏まえ、スコアが2点未満など、極端に低い場合には、当該教員と面談を行い、授業改善に向けた取り組みについて協議する。各学部長は、この面談指導の結果について、年度末の人事委員会において学長に報告する。

また、担任による面談の結果、学修支援に関する意見や要望が出されることもある。面談でそのような意見・要望を聞いた場合、担任は直ちに学部長に報告し、学部長はその意見を基に、当該教員への指示・指導を行う。また、他学部や大学全体への意見・要望に当たる場合は学部調整会議で対応を検討する場合もある。

2020年度 授業評価アンケート

このアンケートは、講義担当教員が学生の皆さんの貴重な意見を参考にして、講義をより分かりやすく、教育効果を高めるための授業改善を目指して実施するものです。

以下の各項目にどの程度あてはまるかを4段階で教えてください。

- 4・・・そのとおり
- 3・・・ほぼそのとおり
- 2・・・あまりそうではない
- 1・・・そうではない

対象講義(コード):

担当:

- Q1. 【授業目標・成績評価基準等】授業の目的や成績評価基準等を含むシラバスの説明は分かりやすかった。
- Q2. 【分かりやすさ】授業での教員の説明は分かりやすかった。
- Q3. 【板書・機器利用】教員の資料、板書や機器を用いた説明は理解に役立った。
- Q4. 【理解】この授業の内容はよく理解できた。
- Q5. 【興味】この授業の内容に興味をもてた。
- Q6. 【準備】教員は授業の内容をよく整理・準備していた。
- Q7. 【課題の効果】授業で出された課題は授業理解や知識（教養・技術等）の修得に役立った。
- Q8. 【授業のレベル】授業内容は日頃から予習・復習すれば理解できるレベルであった。
- Q9. 【授業の雰囲気】教員は授業中もしくは課外において学生が質問や意見を述べやすいように配慮していた。
- Q10. 【学習環境】教員は学生が集中して学習できるように授業の環境づくりに配慮していた。
- Q11. 【自由記述①】この授業で最も良かった点は何でしょうか。
- Q12. 【自由記述②】この授業で今後改善すべき点は何でしょうか。
- Q13. 【自由記述③】この授業に対する自分の取り組みを記述してください。
- Q14. 【自由記述④】その他、意見、感想など自由に記述してください。

[図 2-1：2020年度 授業評価アンケート アンケート項目]

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援と同様に、学生の生活相談は、担任が一義的に窓口となって行う。ただし、担任の要望や学生の希望により、他の組織や教員の支援を受ける場合がある。

心身の健康相談については、学生相談室でカウンセラー資格を持つ教員を中心とした相談、あるいは保健室で担当職員が受付け、症状や内容によって保健医療学部教員や校医が対応し、さらに必要があると判断した場合には専門医の紹介を行う。また、女子学生の性犯罪に関するトラブルには女性被害相談窓口を設置し、本学女性職員が窓口となって被害

の状況や支援の必要性について調査し把握することとしている。相談内容がハラスメント行為に当たると担任等、相談を受けた教職員が判断した場合には当該学生の所属する学部の学部長に申し出、ハラスメント委員会を開き、事実関係の調査と必要な対応について協議する。

経済的支援に関しては事務局学生窓口で、日本学生支援機構あるいは民間の奨学金・ローンについて紹介している。また、学納金の納付が遅れている学生については、法人事務局と本学事務局が連携して把握し、担任が本人に事情確認を行い、納付に関して督促や必要に応じて保証人への連絡・納付依頼などを行う。また、経済的支援が必要と思われる場合には事務局学生窓口での相談を促している。令和2(2020)年度から導入の高等教育機関の修学支援の新制度に関しては、日本学生支援機構への貸与奨学金希望者が例年、多数に上ることから、その制度周知に努め、令和元(2019)年には10月～11月初旬にかけて1年生～3年生の在学学生を対象に都合5回の説明会を開き、さらに学内に頻繁に掲示を行い、制度を理解していない学生がいないように努めた。また、この新制度は経済的条件に関する基準があるのみならず、成績要件でも細かな基準があるため、事務局の担当職員の理解だけでは不十分であるとの認識から、各学部及び教務情報室との連携が不可欠との認識に立ち、政治経済学部長を窓口として各学部及び教務情報室と連携を取り、学生への周知を図る体制とした。そのため、制度の理解が不十分な学生にも担任から直接学生への声掛けが行われるようになり、事務局職員が個別の指導や意思の確認を取ることがスムーズになった。学生の制度の円滑な利用に役立っている。また、同時に成績要件に関する重要な指標となっているGPA等の成績評価に対する教員の認識も深まった。

学生生活に関して、担任を窓口として意見や要望を聞く体制ができているとは言えるものの、匿名性が保証されなければ意見を言えないという学生も少なからずいることから、管理棟1階事務局学生窓口で学生が大学への意見・要望を自由に無記名で投函できる目安箱を設置している。また、心身の健康や経済支援等さまざまな悩み事を持つ学生が匿名で相談することが可能になるよう、管理棟2階に「悩み相談BOX」を設置しているほか、「悩み相談ダイヤル」として専用電話番号、「悩み相談メール」として専用のメールアドレスを設けて対応している。いずれも現状では、それらを利用しての意見・要望は数少なく、管理棟1階の「目安箱」の内容は和纏会が把握して、学長対談の際に、学生の意見として提示しており、悩み相談BOXの投書や、相談ダイヤル、相談メールに寄せられた内容は学生支援室が窓口となって学部調整会議に諮り、学部が特定される場合には、学部で対応し、特定されない場合には、主として学生支援室が立案の上、学部調整会議を経て、大学協議会の場で対応が決定される。

大学全体として情報共有すべき問題や各学部と学生相談室、保健室との情報共有については学部調整会議で話し合われる。学部調整会議では学部及び関係部署で、学生の意見・要望を聞き取ったうえで支援の方法と担当する部署について協議する。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は、現在校地・校舎の第3期工事に入っており、大学の施設・設備に関しては未完成である。そのため、暫定的に現行の状態になっている施設もあり、学生の学修環境に関する意見・要望を把握し、本学の教育目的や三つのポリシーと照らしたうえで、現時点で

対応が望ましく、また対応可能な項目について、積極的に対応している。

学修環境に関する学生の意見・要望が担任面談で話題になった場合、担任では回答できない場合が多い。そのため、担任は緊急性が高いと思われる場合を除き、一旦学生の意見・要望を預り、定期面談終了ごとに学年でまとめて学部長に報告している。各学部長は学部の意見要望をまとめて学部調整会議に持ち寄り、全学的な学生の意見・要望としてまとめ、対応する学部や部署を決定している。対応を付託された学部・部署は対応案を策定し、大学協議会の審議を経て実行することとしている。なお、緊急性が高いとして担任が学部長に報告し、学部長も緊急性が高いと判断した事案についてはこの限りではない。直近の学部調整会議に諮ったうえで、暫定的に対応し、大学協議会で追認する。大学協議会で追認されなかった場合は暫定的対応を廃し、改めて大学協議会で対応を検討する。

また、学生自治組織である和纏会が、アンケートや学生への聞き取り調査、学生が自由に意見を投稿できる目安箱への投書を基に、学長との対談を原則として年に2回行っている。対談では、和纏会役員が学生から集約した意見・要望を学長に伝え、学長は大学としての考え方や方針を和纏会役員に伝えた上で、必要な検討を担当部署に指示している。対応を指示された担当部署は、対応について検討した上で大学協議会に諮り、大学協議会の審議を経た結論は、和纏会役員に学生支援室長から回答される。なお、得られた回答は、和纏会役員が大学掲示板への掲示により学生に周知している。

[表 2-5：和纏会の要望事項とその大学対応]

要望日時	要望事項	担当部署	対応内容
2016年 3月	食堂が手狭	事務局	食堂のテーブルを増設。講義棟内のエントランスホールや各階のエレベーターホールにもテーブルと椅子を設置。昼食時には実験室・実習室を除くすべての講義室で昼食が取れるよう開放する。 増築など本格的な設備改善は第3期工事まで待つてほしい。
	図書館蔵書の充実	図書館	文科省に設置申請で提出した通りに、順次増やしている。学部増に伴い、蔵書の種類も総量も増えていくので待つてほしい。一度に増やすことは困難。
	PCおよびWeb環境の充実	企画・情報室	4月より次の通り導入。 ・学生用コピー機をエントランスホールに1台、図書館に1台設置。 ・学生用PCを図書館に12台設置。 ・Wi-fi設備を厚生棟1階と講義棟の一部に導入。
2017年 3月	Wi-fi環境の改善	企画・情報室	2019年4月の理工学部校舎建築に併せて全館に調える。
2017年 7月	喫煙所の設置	学生支援室	構内完全禁煙は西大和学園全体の教育理念として行っている。曲げることはできない。

大和大学

	ウェイトルームの設置	学生支援室	第3期工事で建設予定の第2体育館工事の際に検討する。
	女子制服の廃止	入試広報部	大学方針として実施しているため継続。募集の際に「女子は制服有」の表示をより明確にする。
2018年 7月	迷惑喫煙防止策	学生支援室	大学・学生双方で全面禁煙の継続について一致。近隣住民の迷惑防止のための対応マニュアルを作成。
	図書の実充	図書館	理工学部設置に伴い、さらに充実する予定。第3期工事に伴い、施設全体を拡充する予定。
	学生用PCの増設	企画・情報室	図書館に増設を検討。(5台増設)
	災害時の大学対応基準の明示と学生への情報伝達ルールの明確化	学生支援室	地震、その他の災害により、通常通りの授業を実施しない場合の判断基準をHPで明示。学生への情報伝達についてHPとポータルサイトで伝達するマニュアルを整備する。
2019年 7月	駐輪場の増設	学生支援室	駐輪マナーが悪く、スペースが十分活用されていないため、夏休みに工事を行い、整頓した状態で駐輪できるようにする。第3期工事で駐輪場を増やすよう計画しているが、それまで暫定的に、理工棟と講義棟の間のスペースをバイク専用の臨時駐車場とする。
	休日に校門を開放し、通り抜け可能とする	事務局	管理者不在の状態での開放は、大学の安全確保上問題あり、不可。
	特待生制度の導入	事務局 入試広報部	経済的に不安のある学生は来年度より導入される授業料負担軽減の制度を利用してほしい。制度を利用してなおかつ需要があるのか見極めてから判断したい。単なる受験生の呼び込みのための制度としては考えていない。
2019年 11月	資格取得奨励金の政治経済学部以外への拡充	教育学部 保健医療学部 理工学部	各学部・学科・専攻での学修成果あるいは目指す進路との関連性がある資格については奨励金を支給。支給金額と支給基準については原則として政治経済学部の基準を準用する。
	ロッカー室のフロア変更	学生支援室	学部による講義棟の使用フロアを考慮したロッカー室配置に修正した。
	時間割発表の早期化	教務情報室	前期は3月10日、後期は8月21日を期して時間割を発表する

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

学修環境に関する学生の意見・要望については、他の学生への聞き取りと同様に担任による聞き取り調査を、和纏会を通じた間接調査で補完して調査・対応する方式を取っているが、すでに回答し、場合によっては対応している問題について、繰り返し要望が寄せられることが多い。このことから、間接的な意見聴取の限界という声もあり、学生への直接アンケートにより学生の意見・要望を聞くための方法について、和纏会の意見

を聞きながら学生支援室で検討している。

【基準2の自己評価】

アドミッション・ポリシーを教育の目的に基づいて明確に定め、受験生等に周知している。また、入学者の選考にあたっては、多様な能力・個性を持った学生を選抜するため複数の選抜方法を実施しているが、いずれの方式においてもアドミッション・ポリシーに則った適切な選抜を行い、いずれの学部も入学者は定員をほぼ遵守した状態で推移している。

学修支援は担任を中心として行っているが、学内の諸組織、職員が相互に情報共有を図りながら協力する体制をとっている。

キャリア支援について、教師、看護師等の専門職に関しては、主として学部の教員が協力して支援に当たり、一般企業への就職に関しては学部教員とキャリアセンター職員が協力して支援する体制を取っている。

学生生活に関する支援も担任を中心にして行っている。担任は面談による聞き取り調査を中心にして、学生の学修状況だけでなく生活状況も把握するとともに、学生相談室や保健室で得られた情報を総合し、適切に対応をしている。また、医師をはじめとした外部の専門機関との連携を要する場合は学部長を通じて学部調整会議で話し合い、連携を取る体制となっている。

学修環境は大学開設以来、大学設置計画に従って、適切に整備を進めているが、今後大学の拡充に従って、さらに充実させていく計画である。

学生の意見・要望は和纏会による集約を通じて、学長対談の場で大学側に伝えられ、改善に供している。ただし、学生の意見・要望のより広範な把握のために、さらなる意見聴取の方法について学生支援室で検討している。

基準 3. 教育課程**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定****3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知****3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知****3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

大和大学（以下「本学」という。）では、理工学部を新学部として設置するにあたり、令和元（2019）年度の自己点検・評価の過程で、大学としての三つのポリシーが大学としての教育の目的を真に踏まえたものになっているか、また、各学部の三つのポリシーも大学の教育の目的よりも育成する人材像をさらに具体化した各学部の教育の目的を踏まえたものになっているか検証を行った。ディプロマ・ポリシーに関しても、教育の目的に適ったものになっているか、検証を行い、次の表 3-1 のように改定した。

[表 3-1：教育の目的とディプロマ・ポリシー]

	教育の目的	ディプロマ・ポリシー
大学	高い専門性と幅広い視野を授けるとともに、豊かな人間性を涵養し、一人ひとりの『ひと』を見つめ、学術文化の向上と社会の発展に貢献しようとする人材を育成すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学士としてふさわしい幅広い教養と視野を有している。 2. 各専門分野について高度な知識・技術・見識を有している。 3. 豊かな人間性と偏らない視野を備えている。 4. 社会の発展に貢献する意欲と能力を有している。
教育学部	子どもの「生きる力」を学校教育の場で育む教員を養成することを目指します。基礎的な教養を偏りなく身に付けるようにするとともにそれぞれの専攻における教育の専門職に求められる高度な知識及び技能を授け、さらに、豊かな人間性と開かれた社会性を涵養し、教育に対する強い情熱を持って自ら学び続けようとする態度を養う。このように教員に求められる資質・能力を備え、教育保育分野に貢献する人材の育成を教育の目的とします。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育に情熱を注ぎ、常に学び続ける姿勢を有している。 2. 豊かな人間性と開かれた社会性を持ち、対人関係を適切に構築できる。 3. 偏りのない基礎的な教養と、教育の専門職としての高度な知識及び技能を有し、それを活用できる。 4. 幼稚園教員にあつては小学校や保育所等との連携を想定し、小学校教員にあつては幼稚園や中学校等との連携を想定して、地域社会のネットワークの中で子育て支援などの時代や社会の要請に応じる力を有している。 5. 中学校及び高等学校教員にあつ

		てはそれぞれ専攻する今日いうの 実践において、リーダー的存在 として活躍することができる。
保健医療学部 看護学科	看護学、理学療法学、作業療法学、 言語聴覚学の各分野について、理論 及び応用の研究を行うとともに、十 分な知識と技能を有し、保健医療の 実践を担うことができる応用能力 と豊かな人間性・社会性を備えた看 護師、保健師、助産師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士等の人材を 育成することを教育の目的としま す。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性と幅広い教養、自 他の人権の尊重を基盤とした価 値観を持っている。 2. 場面に応じた適切な判断力や、 様々な課題に対応する専門的な 視野を有している。 3. コミュニケーション能力とそれ に基づく協調性とリーダーシ ップを身に付けている。 4. 高い専門的知識・技術と論理的 思考力を持った看護師として社 会に貢献することができる。
保健医療学部 総合リハビリテーション学科		<ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性と幅広い教養、自 他の人権の尊重を基盤とした価 値観を持っている。 2. 場面に応じた適切な判断力や、 様々な課題に対応する専門的な 視野を有している。 3. チーム医療におけるセラピスト 職の専門性と役割を理解し、その 一員としての協調性、連帯意識を 持っている。 4. 高い専門的知識を持つセラピスト として社会に貢献することが できる。
政治経済学部	広い教養と倫理観の上に政治、経済 の各分野を広く俯瞰する視点を獲 得し、さらに各分野における豊かな 専門的知識・理論に裏打ちされた実 学的・実践的視点を修得すること で、学術文化の向上と社会の発展に 貢献することができる人材を育成 することを教育の目的とします。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現代社会、国際社会を広く俯瞰 するための専門領域に偏らない 広範な知識と教養を身に付けて いる。 2. 現代社会、国際社会が抱える多 くの問題を解決するための洞察 力と政治学、行政学、経済学、経 営学のそれぞれの専門分野にお ける深い専門的知識を身に付け ている。 3. 将来にわたって社会に寄与する ことのできる多角的な視野、柔軟 な発想、行動力、コミュニケーション 能力を身に付けている。 4. 自他の人権尊重の精神を価値観 とする豊かな人間性を備えてい る。
理工学部	人文社会や自然科学の幅広い教養 と倫理観、理工の基礎力と各専攻専 門領域に関する知識、技術、能力を 基盤に、「理学」「工学」を俯瞰的に 見つめる幅広い視野、客観的な観 察、論理的・創造的な思考力により、 新たな価値を創り出し、社会の発展	<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術者、研究者として新たな価 値の創造や社会の発展に貢献す るため、専門領域に偏らない幅広 い教養と視野を身に付けている。 2. 「理学」「工学」を俯瞰的に見つ めるため、学科共通となる基礎力、 各専攻の専門領域に関する知識、

	に貢献しようとする技術者、研究者を育成することを教育の目的としている。	<p>技術、能力とともに、他分野の知識、技術を有し、それらを融合させる論理的、創造的思考力を身に付けている。</p> <p>3. 専門的な知識、技術、能力を有するだけでなく、技術者、研究者としての責任感、使命感、倫理観を身に付けている。</p> <p>4. 「理学」「工学」全般の知識、技術、能力を生かし、幅広い視野で他社と強調して課題の解決に当たり、社会の発展に貢献する意欲を身に付けている。</p>
社会学部	<p>全学生が共通して「社会学」に関する基礎知識を身につけた後、2年次から3つのコースのいずれか1つに所属し、そのコースの専門分野の学びを中心に、3コースの基礎的概念や、他コースの専門科目の履修を通じ、幅広い知識、視野を身につける教育課程を編成して、社会が抱える課題の解決に意欲的に取り組み、社会の発展と幸せな暮らしの創造に貢献する人材を養成することを教育の目的とします。</p>	<p>1. 社会学および関連分野に関する概念、理論、基礎的知識を有していること。</p> <p>2. 社会現象を解明するための社会調査に関する基礎的知識を有していること。</p> <p>3. 社会学的な視点、思考力を身につけ、論理的、実証的に思考、判断できること。</p> <p>4. 情報を収集、考察し、自らの考えを発信することができること。</p> <p>5. 社会学に深い関心をもち、意欲的に学ぼうとする姿勢を有すること。</p> <p>6. 他者と協力して、より良い社会の創造に貢献することができること。</p>

上記のように、本学のディプロマ・ポリシーは大学全体及び各学部それぞれについて教育目的を踏まえた上で策定している。

また、これらのディプロマ・ポリシーは本学ホームページ及び学生便覧で学生に公表するとともに、各学部の教員研修会でも研修資料とし、教員にも周知・理解を図っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学ではディプロマ・ポリシーに基づいて科目を設定し、教育課程を編成している。学生は各学部・各学年とも年度初めの学生オリエンテーションでディプロマ・ポリシーに則した履修プログラムについて指導を受け、当該年度の履修プログラムを自ら組み立てている。

単位の認定は大和大学学則（以下「学則」という。）第29条に基づく大和大学履修規程（以下「履修規程」という。）第9条に明確に定められた評価方法によって行われ、定期試験の実施に関しては「大和大学定期試験に関する規程」にその実施方法が詳細に定められ、実行されている。また、レポートにより評価する場合には「大和大学レポート作成要領」が定められている。また、評価基準の概要は履修規程第10条に記されているほか、科目ご

との評価方法、評価基準は履修規程に従って、各科目のシラバスに明記し、学生は Web 上に掲載されたシラバスを確認することにより認知することができる。

年度末の時点において認定された単位が少ない場合、一般的に留年の措置となる場合が多くあるが、本学では規程上進級基準を設けていないため、制度上は 4 年生で卒業が認定されない場合以外、留年制度はない。しかし、教育学部、保健医療学部では実習参加条件として所定の単位の修得を義務付けており、実質的な進級要件となっている。

例えば、教育学部では、教育実習に関わる各科目の履修について、表 3-2 及び表 3-3 に示すように、一定の単位が既修得となっている要件を定め、3 年次及び 4 年次進級のための実質的な要件となっている。

表 3-2 初等幼児教育専攻

※中学校教員免許取得希望者には表 3-3 の* 3・4 も適用する。

科目名	履修のための要件
小学校実習事前事後指導 (必修) * 1	(1) 前年度までに、実地の体験を含む次の単位を修得済であること。 ・「基礎セミナーⅠ」「同Ⅱ」 (2) 履修年度に次を単位修得済か出席率70%以上で受講中であること。 ・「教師論」「教育基礎論」「教育心理学」「教育制度論」
小学校教育実習 (必修) * 2	(1) 前年度までに次の単位を修得済であること。 ・「初等教科教育法(各教科) 必修9科目すべて」 (2) 履修年度に次を単位修得済か出席率70%以上で受講中であること。 ・「小学校実習事前事後指導」
幼稚園実習事前事後指導 (選択)	前年度までに、実地の体験を含む次の単位を修得済であること。 ・「基礎セミナーⅠ」「保育内容総論Ⅰ」「保育内容総論Ⅱ」
幼稚園教育実習 (選択)	(1) 前年度までに次の単位を修得済であること。 ・「保育内容(各領域)Ⅰ」必修5科目すべて (2) 履修年度に次を単位修得済か出席率70%以上で受講中であること。 ・「幼稚園実習事前事後指導」
障害児教育実習事前事後指導 (選択)	前年度までに次の単位を修得済(*は体験済)であること。 ・「特別支援教育総論」「知的障害者教育論」「発達障害教育総論」 *「介護等の体験」
障害児教育実習 (選択)	(1) 前年度までに次の単位を修得済であること。 ・「小学校教育実習」 (2) 履修年度に次を単位修得済か出席率70%以上で受講中であること。 ・「障害児教育実習事前事後指導」

表 3-3 国語教育専攻、数学教育専攻、英語教育専攻

※小学校教員免許取得希望者には表 3-2 の* 1・2 も適用する。

科目名	履修のための要件
中等教育実習事前事後指導 (必修) * 3	(1) 前年度までに、実地の体験を含む次の単位を修得済であること。 ・「基礎セミナーⅠ」「同Ⅱ」 (2) 履修年度に次を単位修得済か出席率70%以上で受講中であること。 ・「教師論」「教育基礎論」「教育心理学」「教育制度論」
中等教育実習 (必修) * 4	(1) 前年度までに次の単位を修得済であること。 ・「中等教科教育法(専攻教科)Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」 (2) 履修年度に次を単位修得済か出席率70%以上で受講中であること。 ・「中等教育実習事前事後指導」「中等教科教育法(専攻教科)Ⅳ」
障害児教育実習事前事後指導 (選択)	前年度までに次の単位を修得済(*は体験済)であること。 ・「特別支援教育総論」「知的障害者教育論」「発達障害教育総論」 *「介護等の体験」
障害児教育実習 (選択)	(1) 前年度までに次の単位を修得済であること。 ・「中等教育実習」 (2) 履修年度に次を単位修得済か出席率70%以上で受講中であること。 ・「障害児教育実習事前事後指導」

また、また保健医療学部でも各実習科目の履修要件として所定の単位修得を義務付けており、実質的な進級要件となっている。保健医療学部における各実習科目の履修条件は表3-4に示す通りである。

[表 3-4：保健医療学部実習単位履修要件]

実習科目		配当 年次	単 位	履修要件
看護学科				
必修	基礎看護学実習Ⅰ	1年 後期	1	1年次前期までに開講された専門科目の必修科目の単位をすべて修得していること。
	基礎看護学実習Ⅱ	2年 前期	2	1年次までに開講された専門科目の必修科目の単位をすべて修得し、かつ基礎看護学演習Ⅲの定期試験の受験資格を有していること。
	成人看護学実習Ⅰ（急性期・回復期）	3年 後期	3	3年次前期までに開講された専門教育科目の必修科目の単位（研究方法論を除く）をすべて修得していること。
	成人看護学実習Ⅱ（慢性期・終末期）		3	
	老年看護学実習Ⅰ（生活援助）		2	
	老年看護学実習Ⅱ（健康障害）		2	
	精神看護学実習		2	
	母性看護学実習		2	
	小児看護学実習	4年 前期	2	
	在宅看護学実習		2	
統合実習	2			
選択	公衆衛生看護学総論実習Ⅰ	3年 後期	1	
	公衆衛生看護学総論実習Ⅱ	4年 前期	2	3年次後期までに開講された専門教育科目の必修科目及び「保健師受験資格」に必要な科目の単位を修得していること。
	公衆衛生看護学総論実習Ⅲ	4年 後期	2	4年次前期までに開講された専門教育科目の必修科目及び「保健師受験資格」に必要な科目の単位を修得していること。
	助産学実習Ⅰ	4年 前期	5	3年次後期までに開講された専門教育科目の必修科目及び「助産師受験資格」に必要な科目の

				単位を修得していること。
	助産学実習Ⅱ	4年 後期	6	4年次前期までに開講された専門教育科目の必修科目及び「助産師受験資格」に必要な科目の単位を修得していること。
総合リハビリテーション学科 理学療法学専攻				
必修	理学療法学専攻			
	理学療法学臨床実習Ⅲ	4年 前期	7	3年後期までに配当された専門教育科目の必修科目をすべて修得すること
	理学療法学臨床実習Ⅳ	4年 前期	8	3年後期までに配当された専門教育科目の必修科目をすべて修得すること
	作業療法学専攻			
	作業療法学臨床実習Ⅲ	4年 前期	9	3年後期までに配当された専門教育科目の必修科目をすべて修得すること
	作業療法学臨床実習Ⅳ	4年 前期	9	3年後期までに配当された専門教育科目の必修科目をすべて修得すること
	言語聴覚学専攻			
	言語聴覚学臨床実習Ⅲ	4年 前期	4	3年後期までに配当された専門教育科目の必修科目をすべて修得すること
	言語聴覚学臨床実習Ⅳ	4年 前期	4	3年後期までに配当された専門教育科目の必修科目をすべて修得すること

また政治経済学部、理工学部および社会学部では3年次までの既修得単位数によって4年次になった段階で、卒業見込み証明書を発行できないという制度がある。これらの基準は3年次から4年次への進級には差し支えないものの、卒業後の進路としての就職あるいは、進学に深くかかわるものであるため、学生便覧に掲載している他、ホームページでも公表しており、新年度開始時に各学部各学年において行われる学生オリエンテーションにおいて、学部の教務担当教員や担任より念入りに注意・指導が行われる。

これらの必修科目の履修要件や、卒業見込み証明書の発行基準等を実際に満たしていない、あるいは満たさない恐れのある学生には担任から繰り返し、注意喚起と指導が面談によって行われる。

また、卒業認定の基準は、本学学則第46条の定めに基づき、履修規程第19条に明確に規定されて、学生便覧に明記されるとともに、ホームページでも公表されており、年度初めの学生オリエンテーションや特に3年生・4年生の学生面談では繰り返し確認し、周知を徹底させている。

なお、本学は大学院を設置していないため、修了認定基準は設けていない。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定は成績会議として、卒業認定については卒業判定会議として、それぞれ学部ごとの教授会で協議され、さらに卒業認定については大学協議会において審議される。

成績会議は、前期・後期それぞれの定期試験期間終了後に行われる。教務情報室から提供された成績一覧表により各学生の成績が確認されるとともに、単位が認定されなかった学生について、その理由と再試験又は追試験の受験の可否について審議される。会議の結果、確定した成績は、ポータルサイトを通じて、学生に開示され、同時に、再試験・追試験が課される学生については、試験の日時と試験方法について通知される。再試験・追試験の結果、修正された成績結果は教務室の資料を通じて各学部長に報告される。報告の結果、学部長が必要と認めた場合、再度成績会議を行う場合がある。

卒業の認定は、履修規程に定められた卒業要件を満たしているか、ひいてはディプロマ・ポリシーに謳う成果を獲得できているか、卒業判定会議にて審議される。卒業判定会議は、年間の成績評価が確定した3月上旬に、学部ごとに行われる。卒業判定会議ではディプロマ・ポリシーを確認しながら、卒業要件を満たした学生について担任から報告され、また卒業要件を満たさなかった学生について、その学修状況と今後の見通し・方針について報告され、審議される。また、学部ごとの卒業判定会議で卒業が認められた学生については、3月の大学協議会で報告され、卒業を正式に認定される。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

学生が4年間を通した履修プログラムを組み立てる上で、不可欠となるカリキュラムマップの提示を学生に対してできていなかった。令和2（2020）年度からは学生便覧に掲載して新年度の学生オリエンテーション時に学生に提示することで、履修科目のディプロマ・ポリシーに対する位置づけを確認させ、目的意識を明確にした学習に取り組めるようにした。今後は学部によってナンバリングなどを取り入れ、さらに学修計画が立てやすいように改善する計画である。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシーで掲げた方針に基づいた学修が4年間の学びを通して

なされるよう、カリキュラム・ポリシーを策定している。令和元（2019）年度に全学的に三つのポリシーの見直しを進め、より教育の目的およびディプロマ・ポリシーとの関連が明確になるよう改訂した。また、カリキュラム・ポリシーの学生への周知を図るために「学生便覧」に掲載し、特に新入生には入学時オリエンテーションにおいて担任から説明がなされている。教員には、毎年度初めに学部毎に行われる教員研修会において、周知している。また、カリキュラム・ポリシーはホームページにも掲載し、在学生だけでなく、広く周知を図っている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

令和元（2019）年度に行った三つのポリシーの見直しにおいて、特に重視されたのは、教育の目的や三つのポリシー相互の関連性が明らかとなっているか、という観点であった。教育、保健医療、政治経済の3学部に関しては、学部設置以来のカリキュラム・ポリシーでは共通基礎科目、専門科目それぞれについて、それぞれ科目群設置の目指すところについては明確に述べているものの、ディプロマ・ポリシーとの照応という側面で見ると、分かりにくい、という指摘が令和元（2019）年度の自己点検・評価の過程で上がった。

P. 50～P. 54 の表 3-2 に示した見直し・改定後のカリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が明らかになるように配慮した。

[表 3-2：ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー]

	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
大学	<p>大和大学は、教育の目的に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所属学部において定める共通基礎科目および専門教育科目に関する所定の単位を修得し、以下の能力・資質を身に付けたと認定した学生に学位（学士）を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学士としてふさわしい、幅広い教養と視野を有している。 2. 各専門分野について高度な知識・技術・見識を有している。 3. 豊かな人間性と広く、偏らない視野を備えている。 4. 社会の発展に貢献することができる意欲と能力を有している。 	<p>大和大学は、学位授与の方針に掲げる知識・技能などを修得させるため、共通基礎科目及び専門科目を以下の方針に則って体系的に編成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幅広い視野を獲得し、広く教養と知性を磨くための共通基礎科目を配置する。 2. 高度な専門的知識と判断力を備えるためそれぞれの専門分野にとって必要な専門科目を配置する。 3. 豊かな人間性を涵養するために道徳・情操教育に配慮した科目を配置する。 4. 自己研鑽と社会貢献に対する意識向上のための指導を行う科目を配置する。 <p>また、それぞれの学修成果については履修規程に則り、試験や日常の学習姿勢に関する一定の評価基準に基づいて厳格に評価します。</p>
教育学部	<p>教育学部では、学位授与の方針として、以下の学修成果を獲得することを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 偏りのない基礎的な教養と、教育の 	<p>教育学部では、目標とする学修成果を獲得するために、以下の方針に則った教育課程を編成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育の専門職にふさわしい基礎的

	<p>専門職としての高度な知識及び技能を有し、それを活用できること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 豊かな人間性と開かれた社会性を持ち、対人関係を適切に構築できること。 3. 教育に情熱を注ぎ、常に学び続けようとする姿勢を有していること。 4. 幼稚園教員にあつては小学校や保育所等との連携を想定し、小学校教員にあつては幼稚園や中学校等との連携を想定して、地域社会のネットワークの中で子育て支援などの時代や社会の要請に応じる力を有していること。 5. 中学校及び高等学校教員にあつてはそれぞれ専攻する教育の実践において、リーダー的存在として活躍することができること。 	<p>な教養を身に付ける科目を置き、また、外国語について学ぶ科目を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 教育の専門職として必要な知識及び技能を養成するための基礎となる教職の意義、教育の原理・制度・歴史、子どもの成長や発達についての学問的理解、教科の基礎を学ぶ科目を置く。 3. 教職や教科の基礎となる科目を深化・発展させるべく、教科内容についての幅広く深い理解、子どもの発達段階に応じた適切な助言・指導を行える実践力、指導法についての専門的知識や技能、そして情熱を持って授業を実践し先導する力を養成する科目を置く。 4. 生徒指導及び進路指導や学級経営を適切に行うために必要な豊かな人間性や社会性を身に付ける科目を置く。 5. 初等教育から中等教育への接続の意義重要性に鑑み、主たる免許資格以外の教育内容を学修することにより複数免許の取得ができるように教育課程を編成する。 6. 特別支援教育の意義重要性に鑑み、その基礎となる科目についてはすべての専攻において必修科目として置く。
<p>保健医療学部 看護学科</p>	<p>保健医療学部看護学科では、卒業認定・学位授与の方針として、以下の学修成果を獲得することを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性と幅広い教養、自他の人権の尊重を基盤とした価値観を持っている。 2. 場面に応じた適切な判断力や、様々な課題に対応する専門的な視野を有している。 3. コミュニケーション能力とそれに基づく協調性とリーダーシップを身につけている。 4. 高い専門的知識・技術と論理的思考力を持った看護師として社会に貢献することができる。 	<p>保健医療学部看護学科では目標とする学修成果を獲得するために、以下の方針に則った教育課程を編成・実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性を涵養し看護実践に必要な知識・技術の基礎を修得するために、1年次より専門基礎科目を配置する。 2. 各領域の専門科目は4年間で実践能力を獲得できるように講義－演習－臨地実習を配置し専門知識と技術を深化させる。 3. 他職種との連携・協働や地域社会への貢献に関する科目を効率的に学べるように連続性及び階層性を持たせて配置する。 4. 3年次から希望者は看護師養成課程に加えて保健師養成課程または助産師養成課程を選択できる。 5. カリキュラム全体を通して、高い職業倫理を身につけるために適切な科目を配置する。

<p>保健医療学部 総合リハビリテーション 学科</p>	<p>保健医療学部総合リハビリテーション学科では、卒業認定・学位授与の方針として、以下の学修成果を獲得することを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性と幅広い教養、自他の人権の尊重を基盤とした価値観を持っている。 2. 場面に応じた適切な判断力や、様々な課題に対応する専門的な視野を有している。 3. チーム医療におけるセラピスト職の専門性と役割を理解し、その一員としての協調性、連帯意識を持っている。 4. 高い専門的知識を持つセラピストとして社会に貢献することができる。 	<p>保健医療学部総合リハビリテーション学科では目標とする学修成果を獲得するために、以下の方針に則った教育課程を編成・実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性を涵養しリハビリテーション実践に必要な知識・技術の基礎を修得するために、1年次より専門基礎科目を配置する。 2. 各分野の専門科目は4年間で実践能力を獲得できるように講義－演習－臨地実習を配置し専門知識と技術を深化させる。 3. 他職種との連携・協働や地域社会への貢献に関する科目を効率的に学べるように連続性及び階層性を持たせて配置する。 4. カリキュラム全体を通して、セラピストの役割を理解し高い職業倫理を身につけるために適切な科目を配置する。
<p>政治経済学部</p>	<p>政治経済学部では、学位授与の方針として、以下の学修成果を獲得することを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現代社会、国際社会を広く俯瞰するための専門領域に偏らない広範な知識と教養を身に付けること。 2. 現代社会、国際社会が抱える多くの問題を解決するための洞察力と政治学、行政学、経済学、経営学のそれぞれの専門分野における深い専門的知識を身に付けていること。 3. 将来にわたって社会に寄与することのできる多角的な視野、柔軟な発想、行動力、そしてコミュニケーション能力を身に付けていること。 4. 自他の人権尊重の精神を価値観とする豊かな人間性を備えていること。 	<p>政治経済学部では目標とする学修成果を獲得するために、以下の方針に則った教育課程を編成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幅広い知識を修得し、複眼的、俯瞰的視野を身に付けるために共通基礎科目を設けて教養の修得を図るとともに、学科ごとの専門科目以外の他学科の専門科目も広く履修可能にし、政治学・経済学に関する幅広い知識と見識を備えられるよう配慮する。 2. 政治・行政・経済・経営の専門となる各分野について、高度な専門知識・学識を修得するために、必要となる専門科目を配置するとともに、3年次・4年次においては学生個々の研究テーマに沿った主体的な学修が可能になるよう卒業論文作成のための指導を行う。 3. 社会に貢献する人材としての資質を獲得するため、キャリア教育のための必修科目を4年間を通じて配置し、様々な実務経験者からの体験から学ぶとともに、グループワークや実践体験等のアクティブラーニングを通じて、主体性、協調性、コミュニケーション能力などの社会人としての基礎力が獲得できるよう配慮する。 4. 学部定員が少人数である点を活かした担任による学生の個別指導や、卒業論文指導担当教員による指導

		を通じて、学生と教員との密接な関係性を築くことによって、学業のみならず、豊かな人間性を獲得するための教育を行う。
理工学部	<p>理工学部では、学位授与の方針として、以下の学修成果を獲得することを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術者、研究者として新たな価値の創造や社会の発展に貢献するため、専門領域に偏らない幅広い教養と視野を身に付けること。 2. 「理学」「工学」を俯瞰的に見つめるため、学科共通となる基礎力、各専攻の専門領域に関する知識、技術、能力とともに、他分野の知識、技術を有し、それらを融合させる論理的、創造的思考力を身に付けること。 3. 専門的な知識、技術、能力を有するだけでなく、技術者、研究者としての責任感、使命感、倫理観を身に付けること。 4. 「理学」「工学」全般の知識、技術、能力を活かし、幅広い視野で他者と協調して課題の解決にあたり、社会の発展に貢献する意欲を身に付けること。 	<p>理工学部では目標とする学修成果を獲得するために、以下の方針に則った教育課程を編成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「理学」「工学」に共通する理工の基礎力を育成することを目的に、全専攻共通の基礎系科目を配置するとともに、幅広い教養と視野の育成を目的に、専攻を横断、融合した科目を配置する。 2. 専門領域に関する知識、技術とともに、それらを活用し課題解決に取り組む能力を身につけることを目的に、専攻専門科目を開設するとともに、「理学」「工学」領域を俯瞰的に見つめる幅広い視野を養成することを目的に、他専攻の専門科目の履修を必修科目として設定する。 3. 技術者、研究者としての責任感、使命感、倫理観を身につけることを目的に、社会人として必要な教養、外国語、情報リテラシーに関する科目を配置するとともに、グループワークなどのアクティブラーニングを通じて主体性、協調性、コミュニケーション力を身につけることができるようにする。 4. 各専攻の専門的知識や技術をもとに、他者と協調して実社会で自らの社会的役割を果たす力を養成することを目的に、専攻融合によるPBL活動を展開する実践演習科目を開設するとともに、専門分野の研究を通じ、情報科学の知識、技術を社会貢献に活かすことを目的とした卒業研究を配置する。
社会学部	<p>社会学部では、学位授与の方針として、以下の学修成果を獲得することを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会学および関連分野に関する概念、理論、基礎的知識を有していること。 2. 社会現象を解明するための社会調査に関する基礎的知識を有していること。 3. 社会学的な視点、思考力を身につけ、論理的、実証的に思考、判断できること。 4. 情報を収集、考察し、自らの考え 	<p>社会学部では目標とする学修成果を獲得するために、以下の方針に則った教育課程を編成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「社会学」に関する専門的な学びを展開する基礎となる視野、教養、コミュニケーション能力や、心身の健康の増進、アカデミックスキル、キャリア意識の養成を図ることを目的とする授業科目を配置する。 2. 「社会学」に関する基礎的な知識、及び現代社会学、メディア社会学、社会心理学の専門的学び、及び「社会学」を学ぶうえで基盤となる知

	<p>を発信することができること。 5. 社会学に深い関心をもち、意欲的に学ぼうとする姿勢を有すること。 6. 他者と協力して、より良い社会の創造に貢献することができること。</p>	<p>識、視野の導入、調査・分析の知識方法や技術、「社会学」を学ぶうえで基盤となる知識を養成することを目的とする授業科目を配置する。 3. 「現代社会学」「メディア社会学」「社会心理学」の各コースの専門分野に関する知識、能力や、関連隣接する知識、能力を養成することを目的とする授業科目を配置する。 4. 社会の諸問題、課題をテーマに、調査研究、議論、発表する取り組みを通じ、課題解決の方法や社会に貢献する意欲を養成する「基礎演習」「専門演習」の授業科目を配置する。 5. 研究テーマを掲げ、研究を深めることによって、課題解決能力や、将来進路に対する意識を養成する「卒業研究」の授業科目を配置する。 6. 免許・資格取得に必要な選択科目を配置する。</p>
--	---	---

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、教育課程の編成にあたって、カリキュラム・ポリシーに基づいて学部・学科・専攻ごとに体系的なカリキュラムを編成している。

全学的に、学修科目は共通基礎科目と専門教育科目に大別される。共通基礎科目の中でも特に教養科目は「学士としてふさわしい、幅広い教養と視野」を身に付けるために学部・学科ごとに共通する科目として設定されている科目である。「各専門分野について」の「高度な知識・技術・見識」は豊富に設定された専門教育科目の修得を通じて獲得されるよう科目が設定されている。また「豊かな人間性と広く、偏らない視野」および「社会の発展に貢献することができる意欲と能力」は本学の特色である、担任を中心としたきめ細かい指導の中で培われるが、共通基礎科目のキャリア系統科目がその中心となっている。

科目ごとにシラバスが整備されている。シラバスの記載内容と記入要領は「大和大学シラバス作成のためのガイドライン」に定められ、各学部の教務担当者が年度ごとに記載内容についてガイドラインに照らして適正であるか、確認を行っている。シラバス作成にあたっては、「学生の視点に立ち、分かりやすい記述をする。」「学生が学修計画を立てやすいよう具体的な記述をする。」「カリキュラム全体の中での位置づけ、到達目標の実現を意識する。」「学修成果の評価に関する基準・方法を明確に示す。」の四つを重点項目として掲げ、当該科目の履修だけでなく、4年間の履修プログラムを考える上でも参考となるよう配慮されている。シラバスはWeb上に公開して周知している。

本学は、学生の過剰な履修登録を防ぎ、授業外での一定の自主学修量を確保し、学びの充実を図るために1年間での履修登録単位数の上限を43～45単位(学部により異なる)として履修規程に定めるとともに、学生便覧にも明記して周知を図っている。また、各学年年度初めの学生面談では、担任が履修科目や履修登録単位について相談に応じ、不適切な

場合には指導している。

3-2-④ 教養教育の実施

学校教育法第 83 条及び、学則第 1 条に即した教養教育を行うため、カリキュラム・ポリシーにも定める通り、共通基礎科目を学部ごとに定めている。

前項の通り、本学では自主学修の充実を図るため、1 年間の履修登録単位数の上限を 43～45 単位と定めているが、教育学部では複数の免許・資格を取ることを可能にしており、それを旨とする学生が多いことから、また、保健医療学部では国家試験受験のための資格取得を優先する学生が多いことから、特にこの両学部では必修としている科目以外の教養科目を選択しない学生が多い。そのため、教育学部と保健医療学部ではあえて選択の幅を狭め、あるいは科目を絞って必修とすることによって、結果として分野に偏りのない教養を確実に身につけられるよう平成 30 (2018) 年度にカリキュラムを試行的に変更した。

この試みは、教養科目に対する学生の意識を高めるうえで一定の成果を上げたと考えているが、当然のことながら、理想的な教養教育とは言えない。

そこで、令和 2 (2020) 年度より、理工学部の設置に伴い、学生の興味に従って幅広い学びができるよう、各学部の指定する科目に限り、他学部開設科目の履修を認めることとし、学生の興味に従った自由な教養教育ができるよう科目の充実を図っている。ただし、この制度により履修した他学部の開設科目については、自由選択科目の扱いとなるため、単位は認定するが、卒業要件には含まれない。

〔表 3-3：令和 2 (2020) 年度より他学部開設科目の履修が可能となる科目〕

科目名	科目区分	開講学部
言葉と文学	人間と文化	教育学部・政治経済学部・理工学部
くらしと芸術	人間と文化	教育学部・政治経済学部・理工学部
哲学概論	人間と文化	政治経済学部・理工学部
生活文化概論	人間と文化	政治経済学部・理工学部
くらしと福祉	人間と社会	教育学部・政治経済学部・理工学部
くらしと人権	人間と社会	政治経済学部・理工学部
国際関係論	人間と社会	政治経済学部・理工学部
経済学概論	人間と社会	教育学部・政治経済学部・理工学部
経営学入門	人間と社会	政治経済学部
政治学入門	人間と社会	政治経済学部
行政学入門	人間と社会	政治経済学部
現代社会学	人間と社会	政治経済学部
健康科学概論	保健体育科目	政治経済学部

将来の新学部設置を視野に入れながら、全学的な共通教養科目の制度を取り入れ、幅広い分野の自由な学修がより可能となるよう、令和 5 (2023) 年度の制度導入を目指して学部調整会議での検討を始めている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発を主たる狙いとして FD (Faculty Development) 研修を行っている。FD 研修には、各学部の教員を対象として行う学部別研修と、職員も含めた大学教職員全体で実施する FD 研修会がある。

学部別の FD 研修会は、年に 1 度または 2 度、公開授業の形式をとる場合が多い。いくつかの特定の授業を学部の全教員を対象に公開する形式と、一定期間、誰のどの授業でも自由に見学等をしてよいとする概ね 2 つの方法のいずれかで実施されているが、いずれの方法によるかはそれぞれの学部の教授会で定めている。公開授業の実施時期は各学部の実情に合わせて行うとしており定めていないが、前期の 6 月下旬あるいは後期の 12 月下旬に実施する場合が多い。

一方、大学全体で実施する FD 研修会の主な内容は以下の通りである。

- ①アクティブラーニングなどの教授方法の工夫・開発についての実践報告会
- ②アクティブラーニング等の教授方法あるいは教育上のテーマに沿った外部講師を招いての講演
- ③教育研究上のテーマに関する学内の意見交換会
- ④その他

FD 研修会の企画・実施は、FD 委員会が担当している。FD 委員は各学部から選出された教員からなり、FD 研修に関する企画や、授業方法や学修効果の測定、成績評価の方法、等に関する研修の企画について協議し、実施する。令和元 (2019) 年末に起こった新型コロナ・ウイルスによる感染症の影響から、これまで制度はありながらも実際には導入されなかったメディアを利用した遠隔授業について、学内でも急速にその必要性が問題となった。そのため、令和 2 (2020) 年度 4 月から、全教職員に対する研修会が繰り返し行われている。

教授方法の改善という観点で各学期末にすべての授業を対象として行う授業評価アンケートは大変重要である。授業評価アンケートの結果を受けての教授方法の改善について、教員はそれぞれの担当科目ごとに回答し、シラバスの所定欄に記載するようになっている。特にアンケートのポイントが低かった教員はその原因分析と改善方法について学部長に報告し、各学部長は報告を受け、必要に応じて改善のための指導を行うこととしている。また、各学部長は指導した対象教員と指導内容について年度末の人事委員会で報告している。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、教育の目標及びディプロマ・ポリシーに基づいて、カリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程を編成しているが、カリキュラムマップを提示していないため、学生は 4 年間を見通した履修計画を組みにくい側面があった。令和 2 (2020) 年度よりカリキュラム・マップを学生便覧に掲載することで、学生への周知を図るとともに、学修計画について学生自身が体系的に理解できるように配慮を強化することとした。

教養教育について、学生が意欲をもって教養を広げるための学修ができるよう、試行錯誤している段階である。設置学部の学問領域の広がりに伴い、他学部聴講の制度を設けて、より自由に幅広い学習ができるよう改善を図るとともに、各学部の教養科目を全学的な共

通科目として、設定することについて学部調整会議での検討を始めることとしている。

メディアを利用した遠隔授業について、本学では導入が遅れていた。新型コロナ・ウィルスによる感染症の流行によって、遠隔授業の様々なメリットを教員が認識したことは大きな成果ともいえる。今後、新型コロナ・ウィルスによる感染症の流行が終息した後も、情報メディアを利用した指導を一部取り入れていきたいとしている教員は少なくない。今後、さらに研修を重ねていく新たなテーマの発見につながっている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

令和元（2019）年度に教務情報室において、シラバスの大幅見直しを行い、「大和大学シラバス作成のためのガイドライン」を作成した。三つのポリシーを踏まえての学修の目的や学修方法についての指示を明確にするため、特にディプロマ・ポリシーと学修到達目標との関連性を明確にするようにシラバスの記載項目を変更した。

また、学修到達度の評価方法もより具体的に記載するよう変更したため、学生は学修成果について自ら点検・評価できるようになった。定期試験での学修評価だけでなく、授業ごとあるいは定期的に学修成果を確認することを推奨し、ほとんどの教員が何らかの形で実施し、学生が学修成果を自ら確認できる体制をとっている。具体的には、次の三つのいずれかを実施している。

①授業ごとの小テストあるいは中間試験の実施。

②レポート課題の実施と返却

③質問カードの配布・回収によって疑問点の把握と早期解決を図る

また、定期試験後の成績会議においては、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修状況の確認のみならず、教員免許資格取得、あるいは国家試験受験資格取得に向けた学修状況を確認している。

就職状況については、本学の第1期卒業生が平成30（2018）年3月に初めて卒業・就職を迎えたところであるため、卒業・就職に関する調査・分析はまだ端緒についたところであるが、第1期生卒業時点から各学部及びキャリアセンターにて調査、把握しているほか、学生の授業評価アンケート、卒業生アンケート（令和元（2019）年度より実施）、就職先へのアンケート（令和元（2019）年度より実施）により、ディプロマ・ポリシーに対する学修成果としての獲得状況を調査し、その分析結果を大学協議会に報告し、改善を図っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

各学期末に行われる成績判定会議では、学生個々の学修状況だけでなく、科目ごとの履修者の学修状況を確認し、改善に向けて協議している。

また、授業評価アンケートの結果を受けて、各教員は自己評価とともに改善点を探り、改善する事項と改善方法についてシラバスを通じて公表している。特に評価の低い科目の担当教員は学部長に、その原因分析と対策について報告し、学部長は当該教員に必要な助言を与えるとともに対策が学修成果の向上につながっているか確認する。

進路決定状況は、進路支援委員会において各学部長及び、キャリアセンター長より報告される。同委員会において、4年生についてだけでなく、下位学年の進路志望動向や学修の到達状況について報告・協議の対象となり、場合によっては卒業後も含めて検討の対象となることがある。また個別の支援が必要な学生については具体的な支援策について協議される。

IR (Institutional Research) の一環として、授業評価アンケート、卒業生アンケート、就職先アンケート等の調査が行われている。これらの調査結果から明らかになった大学としての改善点については、それらの調査結果を管掌する部署や委員会、あるいは学部から大学協議会に報告、改善について協議され、会議で決定した改善策については、各学部または部署で実行に移されている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケート、卒業生アンケート、就職先アンケートについて、回収率が極端に低く、現状では改善のための有力な情報となっていない。授業評価アンケートは、最終授業時間後に時間を設定し、アンケートに回答してもらうよう、令和元（2019）年度より改めた結果、回答率は向上したが、なお、不十分な科目も多く、教員の意識向上に向けて研修が必要である。また、卒業生アンケートは卒業後に実施するために回答率が低いものと考え、令和元（2019）年度より、卒業式当日に時間を設けて回答させることとした。令和2（2020）年度より、一般企業向けにも就職先アンケートを実施したが、郵送対応を中心とせざるを得ず、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な回収ができていない。

感染症対策をしつつ、どのように回答を回収するか工夫が必要である。

[基準3の自己評価]

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは一貫性をもって明確に定められ、学生便覧やホームページにおいて周知している。

単位認定基準、卒業認定基準も明確に定められ、評価方法・評価基準も明確に定められて、特に令和2（2020）年度よりはシラバスに具体的に記載することとなり、運用されている。

教育課程はカリキュラム・ポリシーに則って編成され、シラバスや履修単位数の上限も適切に整備されている。

教養の獲得について、実効的な教養獲得を目指して教育課程を編成しているが、大学の

規模と多様性拡大に伴い、他学部聴講や共通教養科目の設定など、今後拡充を図っていく計画である。

授業方法の改善はFD研修と授業評価アンケートを基に自主性を重んじながら、積極的に進めている。

学修成果の獲得状況は多様な角度から点検・評価する努力をしているが、より正確な状況把握のために、情報収集の方法について、改善が必要である。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

大学の管理運営に関する重要事項の審議は大学協議会でなされる。（大和大学学則（以下「学則」という。）第 11 条）大学協議会は学長が招集し、次の事項について審議し、最終決定は学長がすることと定められている。（学則同条第 4 項）したがって、大学の意思決定において、学長は大学協議会の主催者という立場で、大学運営全般に関し、リーダーシップを発揮している。

大学協議会の審議事項は次のとおり定められている。

1. 大学運営、将来計画に関する件
2. 学則、諸規程の制定改廃に関する事項
3. 学部等編成、学生定員に関する件
4. 人事に関する件
5. 学生募集、入学試験に関する件
6. 教育課程に関する事項
7. 学生の入学、卒業、課程の修了及び在籍に関する事項
8. 学位授与に関する事項
9. 教育研究に関する事項
10. 学生の補導・賞罰に関する事項
11. 自己点検・評価に関する事項
12. その他、重要事項

また、学長は学部調整会議の議長も務めるほか、大学認証評価実施委員会委員長、入学試験委員会委員長、進路支援委員会委員長、人事委員会委員長、健康管理委員会委員長、図書館長を兼務し、本学の教学マネジメントにおいてリーダーシップを発揮しているといえる。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

使命・目的を達成するためには、一人一人の教職員が、使命・目的を理解し、その達成のための意識を持たなければならない。全教職員の意識の統一のため、各学部及び各部署において毎朝の朝礼と、全専任教員による教授会を開催している。

朝礼においては、日々の情報の確認、学生に関する情報交換が行われ、各学部・各部署における情報共有がなされている。

教授会は、学部ごとに全専任教員が参加して原則として月に1度定例会議が行われ、学則の定めにより、学生の入学・卒業と学位授与及び教育課程内の教育研究はもちろん、生活指導、各種の支援、留学等や資格取得、就職活動に関連した学びなど教育課程外のさまざまな学びについても協議し、学長及び学部長に意見を述べている。特に、教育課程に定められた学生の教育研究に関することやその学修評価・成績評価・卒業認定に関することは教授会で協議され、必要なことは学部長を通じて、大学協議会の審議事項として審議されている。

教授会の協議事項のうち、学部ごとの協議になじまない案件や学部間での調整を必要とする案件については専門委員会で協議され、教授会に報告される。専門委員会には、入学試験委員会と進路支援委員会の2つがある。入学試験委員会は、募集要項の作成、入学試験の立案と実施、合格者の決定に関して案を作成し、大学協議会に諮る。進路支援委員会は、卒業後の進路に関する支援方針について協議し、企業への就職状況、公務員採用試験の状況、教員採用試験の状況、看護師・保健師・助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の国家試験合格状況について把握し、大学協議会に報告する。また、各学部の教授会で審議・議決した内容は、同様の内容について、学部によって大きく判断が異なることのないよう、大学協議会での議決の前に、学部調整会議で各学部等の意見調整が行われる。

専門委員会は、学長と各学部長又はその代理の他、各学部教員の代議員を委員とし、入学試験委員会には入試広報部長、進路支援委員会にはキャリアセンター長といった関連の深い部署の部署長も委員として参加し、新入生の選抜について、あるいは卒業後の進路について、教職共同体制を取りながら協議し、方針の決定を行っている。

このように本学では、学長及び学部長、部署長を中心とした教学マネジメント体制を取りながらも、広く教員の意見や職員の意見を求めて、権限を分散しながらも全学的に教学マネジメントに取り組む体制ができている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員を通常の事務業務に関する部門だけでなく、大学の教学マネジメントに関する各種会議や委員会の委員として配置し、教職協働の体制を取っている。

教学マネジメントの中核をなす大学協議会には事務各部門の代表者も出席し、審議に参加すると同時に、事務各部門からの案件についても議案として提出し、全学的な意思の形成に大きな役割を果たしている。

入学試験委員会、進路支援委員会の各専門委員会では、委員として当該部門を担当する職員も協議に参画し、自己点検・評価委員会でも事務局各部署の職員代表者が委員として重要な役割を果たしている。さらに、大学認証評価実施委員会では、事務局員として認証評価準備の大きな役割を担っている。その他、健康管理委員会、安全衛生委員会でも教職員と並んで、重要な職責を担っている。

さらに、委員ではない場合でも、学部調整会議をはじめとした各種会議、委員会において、必要に応じて職員は協議に参加し、あるいは参考意見を述べることで教職協働体制による教学マネジメントを確立している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長を中心とした教学マネジメント体制について確立されているが、大学の拡充に伴い、さらに教職員が一致団結し、教育の改革・改善を積極的に行うため、学長を中心とする体制は維持しながらも、全学的な意識の統一を可能にする教学マネジメント体制について、自己点検・評価委員会の協議の場で定期的に見直しを図り、学修支援、学生支援に全学を挙げて取り組むことを確認した。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

各学科・専攻において、教育目的と教育課程に則して必要な教員を確保・配置している。

教員の採用にあたっては、法令上の規程はもとより、教育目的及び教育課程に則した教育の実施上、必要な質の教員と教員数が確保できるよう、「大和大学教員任用規程」に基づいて採用をし、職位を決定している。教員を新たに採用する場合、応募者の中から各学部の学部長を含めた審査委員が書類選考及び面接選考を行って採用候補者を選定し、人事委員会に候補者を推薦する。人事委員会では各学部の審査委員からの推薦に基づいて協議し、採用の可否と職位を決定している。ただし、学部等設置後の AC 期間にあつては教員の任用は文部科学省大学設置室による教員審査を経て大学協議会で決定している。

職位の昇任に当たっても、原則として本人からの昇任希望があつた場合、昇任規程に基づいて各学部の審査委員による評議を行い、昇任が適当と判断した場合には人事委員会に昇任を推薦し、協議によって決定している。ただし、AC 期間にあつては、任用と同様に文部科学省大学設置室による教員審査を経て大学協議会で決定している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・方法の改善と工夫・開発については、FD 研修会においてそれを目的に研修会が開催されるほか、学部ごとに公開授業を行い、授業後の反省会において共有される。また、授業評価アンケートの結果は授業の改善と工夫に大いに利用されている。

FD 研修会の企画は、FD 委員会で検討され、実施される。FD 研修会は毎年各学部回り持ちでの幹事学部が企画を提案し、FD 委員会での意見聴取と議決を経て、決定される。研修実施後は教員アンケートを実施し、研修の効果と研修の今後の方向性を決定する資料とし

ている。令和元（2019）年度に実施した「学生のコミュニティづくり」をテーマにした研修会では、実施後、すぐに研修講師が紹介したメソッドを自分なりにアレンジした上で授業に取り入れる教員が複数おり、教育内容・方法の改善、工夫・開発の好機となった。また、令和2（2020）年度4月からの遠隔授業の実施を図るために、令和元（2019）年3月よりメディアを利用した遠隔授業の実施に向けた研修が、自発的かつ活発に始まっている。

各学部における公開授業は、学部ごとに2週間程度の期間を設けて行っている。学部により、特定の教員の授業を全教員が見学する方法と、全教員の授業を自由に見学できるものとする方法をのいずれかによって行っているが、いずれの方法による場合でも、学部ごとに反省会を行い、授業方法の改善に役立てている。

本学では前期・後期それぞれの期末に学生による授業評価アンケートを実施している。学生はポータルサイトを通じてアンケートに答える形になっているが、学生の回答率が4%程度の極めて低い状態にあったため、教務・情報室で検討し、令和元（2019）年度のアンケート調査より、授業終了後に時間を取り、その場でアンケートに回答してもらう方式に変えた。そのため、令和元（2019）年度の授業評価アンケートでは回答率は平均して20%程度となった。授業評価アンケートで得られた学生の意見について、科目担当教員はそれに関するコメントをシラバスの所定欄に記入することとなっている。このコメントはポータルサイト上で全学的に公開される。

授業アンケートにおいて、極端にスコアが低い場合や、極端に回答率が低い場合は学部長にその理由の分析や改善点について報告する。学部長は、授業アンケートの結果を確認し、本人の自己分析を聞いた上で、適切なアドバイスや指導を行っている。指導した内容と評価については人事委員会で学長に報告している。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

これまでのFD研修は必ずしも授業改善に役に立っているとは言えなかった。個人的な授業改善のための工夫を別とすれば、研修会をきっかけに様々な教育的試みを具体的に実践する動きは見られなかった。しかし、令和元（2019）年度の研修後の教員の変化から、FD研修の内容をさらに充実させる必要があることを実感した。さらに、令和元（2019）年度末からは、その必要性からメディアを利用した遠隔授業の実施方法について、自主的かつ活発に研修を行う姿勢が目立つようになった。また、FD委員会では、教育内容と学修成果の可視化をテーマとして、令和3（2021）年度より研究と研修を進めていく方針である。

授業評価アンケートも授業の改善・工夫のための重要な契機となるが、回答率が低いことが長く問題となっている。学部増設により今後ますます学生が増えることが想定されるため、データを送信することによるアンケートの形式は維持しつつ、回答率を向上させるために学生の自由な時間での回答ではなく、前期末・後期末近くの授業時間後に、アンケートに回答するための時間を確保したところ、回答率は向上したが、教員によって回答率の差が大きいことから、アンケートに対して意識を持つ教員と意識を持っていない教員の差が大きいものと言える。令和3（2021）年度からは教員への意識啓発のための研修を開き、全教員が授業評価アンケートの重要性を認識するよう啓発することとなった。また、アンケートで出た意見に関する教員のコメントを令和元（2019）年度よりシラバスに掲載することで全学的に公開することとなったが、令和元（2019）年度にはコメントしていな

い教員や、コメントの内容が不適切な教員が散見された。年度末の学部長の面談指導で令和 2 (2020) 年度より改善されたが、なお十分とは言えないため、引き続き学部長による指導を継続していくこととなった。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学事務局職員は、資質・能力の向上のために年度末に SD (Staff Development) 研修を行っている。研修では、各部署ごとに前年度の業務を振り返り、新年度からの改善について協議されるほか、新年度の部署ごと、あるいは個人別の目標について話し合いがなされる。さらに、学長や各学部長を交えた全体研修会では、学長より大学としての目標や中期的な計画、事務局として目指すべき目標について指示があるほか、各部署の研修内容や新年度の目標について報告され、大学全体での理解と認識がなされている。また、各学部長が同席することで、事務局として意識を理解し、学部ごとの教員研修会にもそれを持ち帰って、学部教員にも敷衍していくことから、教職共同体制の一層の推進に役立っている。

また、職員ごとの資質・能力向上のための研修は OJT を中心として行っている。個々の業務遂行上の指導を通して得た資質・能力については、各部署長から年度末の研修時に伝えられている。

各部署の代表者は FD 研修にも参加し、教員との相互理解を図っている。また、必要に応じて、学部研修にも参加し、学部教員にも職員の業務について、理解と協力を求めている。

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

教職の相互理解をさらに進めるために、FD 活動と SD 活動をさらに一体化させ、教職協働体制をさらに進めたい。そのために、令和 2 (2020) 年度より FD 委員会に職員の代表者も委員として加わっている。

また、教員と職員が問題意識を共有し、連携を強めていくために、令和 2 (2020) 年度末からは SD 研修の一環として学部幹部教員と事務局幹部職員で意見交換会を行っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、全ての学部において、専任の教員には職位に関係なく、1人に1室研究室を整備しているほか、各学部1室の共同研究室を有している。講義の準備や学生の指導に関することは主として共同研究室で、個々の研究に関することは個別の研究室で行っている。また、理工学部においては教員の個別の研究室にそれぞれ附属の卒研実験室を備えており、教員自身の実験・研究に用いるほか、卒業研究ゼミ等少人数での学生の学修に供している。研究室の管理は各学部によって行い、教員の人数に応じた調整は学部調整会議の場で行っている。

令和2（2020）年度に開設された理工学部においては、充実した教員の研究環境を構築するため、NC旋盤、NCフライス盤、立形マシニングセンターなどの工作機械や、3Dスキャナ、3Dプリンタ、超音速空洞、恒温恒湿室、三次元地震波振動台総合システムなどといった最新鋭の設備を置いている他、X線回析装置、リアルタイム・シグナル・アナライザをはじめとした高性能の測定機器を備えている。これらの設備、機器により教員がより高度な研究を行えるとともに、学生にも最先端の実験、実習を行う機会を与えることができている。

また、全ての教員に業務、研究に必要となるソフトウェアを搭載したノート型PCを1人1台貸与し、学内全体に整備されている有線及び無線のネットワークにより、十分な研究活動、教育活動を行うことができている。さらに、ビジネス情報検索サイト「G-Search データベースサービス」を導入し、新聞・雑誌等の記事検索、企業情報の検索、人物情報の検索が可能になっている。また、同サービスは教員の指導下に学生も利用することができる。さらに、論文等の検索データベースとして、「医学中央雑誌 Web」「CiNii」「Webcat Plus」「NDL OPAC」「リサーチ・ナビ - 国立国会図書館」「JAIRO」「Nii DBR」「Read & Research map」「KAKEN」「J-STAGE」「厚生労働科学研究成果データベース」「Nii REO 国立情報学研究所」「PubMed」「MathSciNet」といった多くのデータベースの利用を可能とし、研究活動に資している。これらの情報機器やデータベースの管理は教務・情報室で行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究倫理の確立とその厳正な運用が研究活動の根幹をなすものと捉え、「大和大学研究活動行動規範」「大和大学における研究活動に係る不正防止に関する規程」を定め、研究活動不正防止委員会を中心に研究活動における不正行為防止に厳正に取り組んでいる。また、不正防止に関する啓発のため、毎年年度初めに学部別に行われる教員研修会において学部長より意識喚起を行っている。

特に公的研究費の使用に関しては「大和大学公的研究費等不正使用防止に関する基本方針」の下に「大和大学公的研究費等の管理・運用体制」「大和大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程」「大和大学公的研究費の使用・管理に関する規程」「大和大学公的研究費等内部監査規程」を定め、厳正に管理している。公的研究費の使用者は研究の代

表者か分担者かに依らず、日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコースの受講を義務付け、研究活動における不正行為を行わないことはもちろん、資金の適正な管理や研究データに関して開示請求があった場合の開示に関する誓約書を提出させ、個々の教員の責任を明確にしている。

研究倫理の確立は教員のみならず、学生に対しても厳正に対処し、特に卒業論文作成や卒業研究においては学生に厳重に注意・指導するとともに、指導の各段階において剽窃等の行為が見られないか、指導教員が厳正に確認している。また、教員・学生の研究活動の一環として、アンケート等による調査をする場合は、各学部の研究倫理委員会に調査内容に関して審査を受けることとしている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、教員の研究活動を促進し、より一層の教育充実を図ることを目的として、「大和大学研究費取扱規程」に基づき、教員一人一人に個人研究費を配分している。個人研究費は一人につき 300,000 円である。また、新設した理工学部においては、分野融合型研究推進に向けて、「分野融合研究推進プロジェクト」を創設し、当該研究費の予算化を図ることとしている。

また、研究活動や学修指導の基盤となる PC は大学から教職員 1 人につき 1 台が貸与されている。

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）を含む競争的資金などの公的研究費の管理・運営体制も整備し、科研費の応募においては、学部内で広く働きかけている。また、公的研究費をはじめとした外部資金を積極的に導入するとともに、その厳正な運用を期すため「大和大学公的研究費等不正使用防止に関する基本方針」の下に「大和大学公的研究費等の管理・運用体制」「大和大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程」「大和大学公的研究費の使用・管理に関する規程」「大和大学公的研究費等内部監査規程」を定めた。現状では、応募件数や獲得資金の額は年によって変動があり、安定して増加しているとは言えない。（表 4-1 参照）

そのため、公的研究費の申請窓口となっている教務情報室ではさらなる意識向上を期し、新規の主担当者としての資金獲得件数に、理工学部を除く 3 学部では 4 年間で 4 件以上、理工学部では 4 年間で 6 件以上という目標を定め、各学部の教務情報室員を通じて、学部教員の啓発活動を行うこととなった。

〔表 4-1：年次別科研費獲得金額と研究種別〕

年度	費用総額	新規研究の件数と種別	継続研究の件数と種別
2016 年度	6,761,300 円	基盤研究 C（代表者）2 件 若手研究者 B（代表者）1 件 挑戦的萌芽研究（分担者）1 件	基盤研究 C（代表者）1 件 基盤研究 B（分担者）2 件 基盤研究 C（分担者）3 件
2017 年度	6,646,900 円	若手研究者 B（代表者）1 件 基盤研究 C（分担者）1 件	基盤研究 C（代表者）3 件 若手研究者 B（代表者）1 件 基盤研究 B（分担者）2 件

			基盤研究C (分担者) 3件 挑戦的萌芽研究(分担者)1件
2018年度	2,977,000円	基盤研究C (代表者) 1件 基盤研究B (分担者) 1件 基盤研究C (分担者) 1件	基盤研究C (代表者) 1件 若手研究者B (代表者) 1件 基盤研究C (分担者) 1件 挑戦的萌芽研究(分担者)1件
2019年度	7,549,500円	若手研究者 (代表者) 1件 学術図書 (代表者) 1件 基盤研究A (分担者) 1件 基盤研究C (分担者) 1件	基盤研究C (代表者) 1件 基盤研究B (分担者) 1件 基盤研究C (分担者) 2件
2020年度	7,005,560円	基盤研究C (代表者) 1件 基盤研究C (分担者) 1件 研究活動スタート支援1件	若手研究者 (代表者) 1件 基盤研究C (代表者) 2件 基盤研究C (分担者) 4件 基盤研究B (分担者) 4件

また、理工学部の開設に伴い、令和2(2020)年度より、科研費以外にも外部資金の導入に成功しており、企業との共同研究費として間接経費を含めて1,495,000円(代表者2件、分担者2件)を獲得した。今後は、科研費以外でもより積極的に外部資金の獲得を目指して教員に働きかけていくこととした。

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

科研費など外部資金の獲得のために具体的目標を定めたが、さらに一層の資金獲得を図るためには学内の支援体制を作る必要がある。それぞれの学部内で応募案件を広く募るとともに、助成事業として選定されるためのブラッシュアップを学内で行える体制づくりを課題として教務・情報室で協議していくこととなった。

教職員の研究活動に対し、RA (Research Assistant) などの人的支援は今後の課題である。大学院を設置していない中で他大学との連携や企業との連携を含め、教職員の研究活動をいかに支援するかという枠組みの中で中期的課題として取り組むこととした。

【基準4の自己評価】

本学では、学長を中心に、規程に則った組織的な大学運営体制ができている。教職員一体となった組織的なマネジメント体制の下で、教職員の意見を集約しつつ、学長がリーダーシップを発揮して大学としての意思を決定している。

専任教員は法令に則り、教学指導上の効果を十分に考慮した上で、適切に配置している。また、教員の採用・昇任は規程に基づき、教育の目的を鑑みて適切に行っている。また、教職員の職能開発についても教育の質の向上を図るため、FD研修をFD委員会を中心に定期的かつ組織的に行うほか、公開授業や授業アンケートの結果を用いて積極的に行っている。また、SD活動についてもOJTを中心に職員中心の研修となっていたが、FD活動への参

加、また学部幹部教員の SD 研修への参加など教職共同体制による学生支援の一層の充実を図っている。

研究活動のための環境は必要な施設・設備その他の環境を整えているが、学部の増設に伴い一層の見直しと強化を図っている。また、研究活動における研究倫理確立のため、必要な研修や不正防止のための取り組みを適切に行っている。研究活動への資源の分配について、研究費並びに備品や設備といった支援は適切に行っているが、外部資金導入のための支援体制構築や人的支援など課題はまだ多い。教務情報室を中心に検討を深め、一層充実を図るための目標設定を行った。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人西大和学園（以下「本法人」という。）は、大和大学（以下「本学」という。）、白鳳短期大学、西大和学園中学校・高等学校を設置している。本法人はその設立の目的について、学校法人西大和学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第3条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と定めている。また、本法人の経営は教育基本法及び学校基本法並びに私立学校法に則り、建学の精神や本学独自の教育を尊重し、私立学校としての自主性を確立している。その上で高等教育機関として社会の要請に応え得る大学経営を行っている。

また、大和大学学則（以下「学則」という。）第1条において、本学設置の目的について「大和大学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに基づき、高い専門性と幅広い視野を授けるとともに、豊かな人間性を涵養し、一人ひとりの『ひと』を見つめ、学術文化の向上と社会の平和と発展に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。」と明示しており、本学ホームページでも広く一般に公表し、内外共に周知している。

管理運営体制については、寄附行為により理事会、評議員会等を設置し堅実に運営している。

理事会は、寄附行為に基づき本法人の最高意思決定機関として法人の経営・管理を推進している。理事会は、その組織と運営について寄附行為第12条により定められており、理事8人で組織され議長は理事長をもって充てる。理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決をすることができない。理事会の議事は、法令及び寄附行為に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数で決し、理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。議事録は、議長及び議長が指名した出席理事1名が署名押印し、法人本部に備えている。

評議員会は、その組織と運営について寄附行為第18条により定められており、評議員17人で組織され議長は評議員会で評議員のうちから選任する。評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。評議員会の議事は、法令及び寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決する。評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。議事録は、開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について記載し、議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2人以上が署名押印し、法人本部に備えている。

監事は、コンプライアンスをはじめ、業務の適切な運営を確認するため、寄附行為第 7 条に基づき、学校法人の業務及び財産の状況の監査等の職務を行っている。

理事会、評議員会、監事は諸規制に則って適切に役割を遂行することにより経営の規律と誠実性の維持を図っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為第 3 条及び学則第 1 条に規定されている目的の実現に向け、関連法令に則った運営体制を整備し、継続的な努力を続けている。

寄附行為に規定されている最高意思決定機関として理事会を、諮問機関として評議員会を定期的に行き開催し、経営の重要事項を中心に審議している。また、大学運営に関する重要事項を審議し、企画立案する機関として理事長、学長、学部長、各部署長等で構成される大学協議会を設置している。大学協議会は、毎月開催し、理事会や評議員会での議事内容などについて、理事、評議員を兼任する学長から報告され、また理事長との意思疎通の強化の場となっており、検討課題を審議、決定し、大学運営の改善に努め、目的の実現に向けて進めている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本法人では、昭和 61（1986）年の西大和学園高等学校開設以来、いずれの機関においても一貫して構内全面禁煙を掲げ、生徒・学生、教職員はもとより、訪問者にも禁煙をお願いし、当時では先進的な取り組みとして昭和 62（1987）年には「子どもに無煙環境を」推進協議会からも表彰され、新聞・テレビ等のマスコミでも取り上げられた。言うまでもなく、生徒の学習環境と生活環境を守り、健康を確保するためである。本学においても、平成 26（2014）年の開学以来、学生・教職員・訪問者までを対象とした構内完全禁煙を実施している。

人権への配慮について、学生に対しては、入学時のオリエンテーションから学生便覧に掲載されている「大学生としてのルールとマナー」の指導や教養科目である「くらしと人権」等の講義を通じて涵養している。また、実際に人権侵害の被害に遭った場合には、ハラスメント委員会への訴えを通じて人権侵害行為に対する対応がなされている。また、研究活動における人権侵害行為を防ぐために研究倫理委員会が設けられ、特に調査活動における人権侵害を防ぐ取り組みを行っている。

学生・教職員及び学校施設の安全を確保するために、危機管理・リスク管理マニュアルを定め、安全対策を行っている。同マニュアルでは、本学の危機管理・リスク管理に対する基本方針や、危機管理のための組織体制について定めるだけでなく、学生の病気・けがに対する対応や、不審者の侵入時の対応、災害等による緊急事態への対応等、あらゆる危機に備えた個別マニュアルも具備している。また、実際に火災等が発生した場合に備え、吹田消防署の指導の下に、防火・避難訓練を年に 1 回実施し、教職員の防災意識の向上に努めている。

本学では、在学生の約 1 割が自転車またはバイクを利用して通学している。自転車・バイクの利用者に対しては、毎年 4 月に安全講習を実施し、自転車・バイクによる通学を申請する学生には、受講を必須要件としている。

新入生に対して、入学時のオリエンテーションにおいて様々な犯罪に巻き込まれることを防ぐ目的で大阪府警の担当者による防犯講習を実施し、犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、啓発に努めている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

現状において経営の規律と誠実性は維持され、使命・目的の実現に向けて事業展開が継続的に行われており、今後も関係法令に基づく学内諸規程の整備やそれに則した業務執行に努め、組織的な法令遵守の取り組みを進めていく。

また、開学以来、年に一度、防災・避難訓練を実施しており、教職員については火災が起きた場合の避難や初期消火について、共通の認識ができているものと考えているが、学生を含めた形での避難訓練は実施していない。授業を中断しての訓練の実施については難しい部分もあるが、多数の学生を少数の教職員で誘導し、避難させることは困難な部分もあるので、学生が参加する避難訓練について、令和 2（2020）年度の実施を目指したが新型コロナウイルス感染症の流行により同年度での実施を断念し、令和 3（2021）年度での実施を目指して、事務局において再度企画・検討することとした。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為第 13 条に「この法人の業務は、理事会で決定する。」と規定しており本法人の最高意思決定機関として位置付け、理事・評議員の選任、寄附行為や重要規程の改廃、予算・決算、財産の管理・運営、設置各校の学部・学科改組、企画・運営に関する重要事項等について審議、決定している。また、法人及び設置各機関の将来計画や直面している課題などについて協議している。加えて、日常的な設置各機関の動向の報告とそれに関する意見交換も行っている。

本法人の理事会は、理事 8 人で構成されており、3 分の 2 以上の出席で成立する。理事が欠席する場合は、理事会に付議される事項について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなしている。議長には理事長を充て、議事は出席理事の過半数をもって決することとしている。理事は、建学の精神をよく理解し、健全な経営について学識及び見識を有する者から寄附行為第 6 条の規定に基づき、大和大学学長、白鳳短期大学学長、西大和学園高等学校もしくは西大和学園中学校の校長、評議員のうちから評議員会において選任した者、それぞれ 1 名と、学識経験者のうちから理事会において選任した者 4 名を選任している。また、学園関係者に偏らず総数 8 人の内 2 人を学外の有識者を外部理事として選任している。理事会は、理事長が招集し、開催の場所及び日時並びに理事会に付議

すべき事項を7日前までに通知している。なお、令和2(2020)年度中に開催された理事会における役員の出欠状況は、下表のとおりである。理事の理事会への実出席率は、89.3%で監事も毎回2名ともが出席し、本法人の最高意思決定機関として実態を伴って機能している。

表5-1：令和2年度理事会出席状況

開催日	理事 出欠状況	実出席率
令和2年4月1日	出席8名 欠席0名	100%
令和2年5月18日	出席6名 欠席2名	75.0%
令和2年5月18日	出席6名 欠席2名	75.0%
令和2年8月6日	出席8名 欠席0名	100%
令和2年10月12日	出席6名 欠席2名	75.0%
令和3年2月26日	出席8名 欠席0名	100%

表5-2：令和2年度理事会監事出席状況

開催日	監事 出欠状況
令和2年5月18日	出席2名 欠席0名
令和2年5月18日	出席2名 欠席0名
令和2年8月6日	出席2名 欠席0名
令和2年10月12日	出席2名 欠席0名
令和3年2月26日	出席2名 欠席0名
令和3年3月25日	出席2名 欠席0名

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事・評議員の適切な選任を今後行う。

理事会は、寄附行為に基づき意思決定機関として適切に開催、運営されている。引き続き外部理事から積極的に意見を聴取し法人運営に活用するとともに適切な管理運営を進め、大学を取り巻く状況の変化に対応できる理事会運営を行っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人の理事会には、本学学長以外に1名の本学職員が理事に就任し、2名が出席することで法人と大学間の意思疎通に寄与し、法人が意思決定を行う際には大学の状況を報告し意見を述べている。

評議員会には、評議員として学部長のうち3名が選任されており、寄附行為第20条に掲げる事項を中心に法人の意思決定に参画できるようにしている。

学内においては、管理・運営に関する重要事項に関して理事会との連絡調整のために大学協議会を設けている。大学協議会は、理事長、学長、学部長、各部署長等で構成されている。

理事長は、寄附行為第14条に基づいて法令及び寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。また、寄附行為第12条の定めに基づいて本法人の最高意思決定機関である理事会、寄附行為第18条に基づいて評議員会を招集し、法人の業務を決定し執行にあたっている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事は、寄附行為第7条の規定により、本法人の役員、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族でない者とし、監事の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するとし、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。現在2名で本法人の業務及び財産の状況について監査を行っており、監事のうち1人は必ず理事会、評議員会に出席している。監事が行う財務の状況に関する監査をより充実させるため、外部監査を行う公認会計士と連携して監査を実施するとともに、意見交換も実施している。また、理事会及び評議員会に出席し、業務全般の適正性を確認し、外部の第三者としての視点、見地から必要に応じて意見を述べている。監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

評議員会は、寄附行為第22条の規定に基づき選任され、総数17名で理事の定数8名の2倍を超える人数で構成されている。評議員の選任は、寄附行為第22条において、この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者1人、この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者1人、学識経験者のうちから理事会において選任した者15人と定められている。評議員会は、寄附行為第20条において、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴く事項として、次の項目を挙げている。

- ・ 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ・ 事業計画
- ・ 事業に関する中期的な計画
- ・ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

- ・ 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- ・ 寄附行為の変更
- ・ 合併
- ・ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ・ 寄附金品の募集に関する事項
- ・ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

これらの事項に対し、理事長は、評議員会で意見を聴いたのち理事会でそれらを審議している。また、業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることと規定している。評議員会は、令和2(2020)年度は5回開催されており諮問機関として適切に運営されている。

表 5-3：令和2年度評議員会出席率

開催日	評議員 出欠状況	実出席率
令和2年5月18日	出席14名 欠席3名	82.4%
令和2年8月6日	出席17名 欠席0名	100%
令和2年10月12日	出席14名 欠席3名	82.4%
令和3年2月26日	出席17名 欠席0名	100%
令和3年3月25日	出席17名 欠席0名	100%

表 5-4：令和2年度評議員会監事出席状況

開催日	監事 出席状況
令和2年5月18日	出席2名 欠席0名
令和2年8月6日	出席2名 欠席0名
令和2年10月12日	出席2名 欠席0名
令和3年2月26日	出席2名 欠席0名
令和3年3月25日	出席2名 欠席0名

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

大学事務局と法人本部事務局の設置場所が離れているため、意思の疎通と連携に支障を来していることがないか、適切にチェックを行う必要がある。

また、監事が計画性をもってより実効性の高い監査を実施し、監事監査の効率性と有効性の向上を目的として監事監査計画の策定し着実な実施に取り組む。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

私立大学の経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、本学の収入は安定的に推移している。学園全体の中・長期的な計画に基づく適切な財政運営の確立として、5 年間分の財務計画案を作成し、中長期計画としてきた。18 歳人口の減少が見込まれ、私立大学の 4 割が定員割れ状態に及ぶなか、最大の収入源である学納金等収入を今後も安定的に維持するためにあらゆる課題に対して、施策が展開されている。

収入源の大部分を学納金収入に依存しているなか、収入源の多様化は今後の重要な課題といえる。補助金の獲得は学納金収入に次ぐ重要な収入源であるが、短期間で増加を見込むことは難しい。補助金政策の動向を見極めたうえで、各種補助金の申請要件を構築すべく学内への情報共有など補助金増加について検討していきたい。

設備投資計画としては、令和 3（2021）年度に新規に開設した社会学部が主として使用する社会学部棟が令和 3（2021）年 2 月に竣工した。さらに令和 5（2023）年度開設予定の新学部設置に向け必要な財源の確保を計画的に実施していく。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の事業活動収支は、本学が開学した平成 26（2014）年度こそ支出超過であったが、平成 27（2015）年度以降、収入超過となっている。新学部設置による新校舎建設や将来の校地取得計画に基づき、研究・教育目的を達成するために必要な財源が確保されており、収入と支出のバランスを考慮している。本学の入学定員充足率は、おおむねすべての学部学科において充足しており、学納金を主たる収入源とする本学の財務体制は健全に保たれている。

表 5-5：事業活動収支推移 法人全体（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
教育活動収入	4,830,269	5,502,534	6,362,801	6,758,040	7,153,726	8,172,630
教育活動支出	4,058,490	4,128,392	4,397,364	4,343,925	4,443,408	5,651,301
教育活動収支差額	771,779	1,374,141	1,965,437	2,414,114	2,710,318	2,521,329
経常収支差額	773,291	1,367,887	1,972,969	2,416,877	2,719,182	2,541,754
特別収支差額	36,759	61,840	2,722	4,324	-53,143	3,114
基本金組入前 当年度収支差額	810,049	1,429,727	1,975,691	2,421,201	2,666,039	2,544,868

表 5-6：事業活動収支推移 大和大学（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
教育活動収入	1,334,448	1,964,930	2,779,228	3,095,377	3,361,903	4,242,928
教育活動支出	1,471,440	1,635,612	1,755,423	1,710,863	1,809,195	2,835,850

大和大学

教育活動収支差額	-136,993	329,318	1,023,805	1,384,514	1,552,708	1,407,078
経常収支差額	-136,992	329,318	1,023,805	1,384,514	1,552,708	1,407,078
特別収支差額	0	0	0	0	0	0
基本金組入前 当年度収支差額	-136,993	329,318	1,023,805	1,384,514	1,552,708	1,407,078

表 5-7：入学定員充足率の推移

学部	学科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
教育学部	教育学科	0.86	1.09	1.04	1.17	1.16	1.02
保健医療 学部	看護学科	1.13	1.18	1.08	1.13	1.20	1.05
	リハビリテーション 学科	0.90	1.00	1.04	1.12	1.16	1.05
政治経済 学部	政治行政学科	0.60	1.00	0.95	1.15	1.08	1.15
	経済経営学科	0.73	1.21	1.21	1.16	1.10	1.08
理工学部	理工学科	—	—	—	—	1.13	1.02
社会学部	社会学科	—	—	—	—	—	1.09

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

新学部設置に伴う新校舎建築によるランニングコストの増加や減価償却費の増加が今後収支差額に影響してくると考えられる。資金量の蓄積を考慮すれば引き続き財政に懸念はないが、私立大学をとりまく環境の厳しさを踏まえ、収入の増加策、支出の合理化策を具体化していく必要がある。一方で教育研究経費比率が全国平均よりも低くなっているため、全学的に教育研究の充実向上に向けて、予算配分を行い教育研究費支出は年々増加傾向にあるが、学生数増加に伴う収入増の影響もあり教育研究費比率は、減少傾向にある。その改善を図るため、研究費の確実な執行、PC教室等ネットワーク機器の整備、図書館、食堂、体育館などの現有施設の維持更新や経済的問題を抱える学生に対して本学独自の奨学金制度や学費減免制度の導入の検討、学修サポートセンターにおける学修支援のために人員を配置するなどの学生支援に対して十分な予算配分を行い、確実に執行することで教育研究経費比率を令和 6（2024）年度までに、20%程度までに引き上げるよう努める。

外部資金の導入は、安定した財務基盤を確立していくために今後も重要な位置を占める。そのため令和 2（2020）年度からは、教務情報室で学部ごとに新規獲得件数の目標を設定し、希望者を対象に説明会を実施するなど引き続き科学研究費等の獲得に取り組み大学の教育研究の拡充に必要な財政基盤を確保していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人西大和学園経理規程」に基づき法人本部事務局において適正に処理され、毎月、資金収支計算表を作成し、必要に応じて理事長に報告している。また、年度末には、事業報告書を作成し、学校法人の経営状況や財政状況を理事会に報告している。会計処理上、判断が難しい事項については公認会計士に相談し、指導や助言を受け適切な処理に努めている。

日常的な出納業務は、承認されている予算に基づき、経費起案書、見積書、請求書等が法人本部事務局に提出され、理事長の決裁を経て毎月所定の支払日に支払いを実行している。

予算編成は、各部門の学生数の増減や事業計画を勘案したうえで法人本部が取り纏め調整し、評議員会・理事会の審議を得て決定している。予算執行時は、経費起案書を作成し使用内容等の詳細について確認している。また、補正予算を組む体制を整え、安定的な財務基盤を確立させるために四半期ごとに財務データを確認している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査と私立学校法に基づく監事による監査を実施している。

公認会計士による監査は、期中監査、実査、期末監査があり、帳票、証憑書類、経費起案書等による会計処理の妥当性のほか規程との整合性や計算書類の妥当性、学内手続き方法などを監査している。期間中には理事長と意見交換し、学園の現状や今後の計画、内部統制の機能等確認をしている。公認会計士による会計処理の指摘に対しては、法人本部に限らず関係部署へ周知し改善するよう対応している。

監事監査については、寄附行為第 5 条第二項で定められる監事 2 人で私立学校法に基づき学校法人の業務執行状況および財政状況について監査を行っている。監査期間中には、公認会計士、理事長と意見交換を行っており、決算時には監事による監査報告が理事会、評議員会で行われている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、引き続き学校法人会計基準に準拠し、「学校法人西大和学園経理規程」に基づいて適正に処理を行っていく。監査についても公認会計士による監査及び監事による監査が円滑に執行できるよう監査体制を維持し、厳正な会計監査を行っていく。

[基準 5 の自己評価]

本法人では、社会的責任と公共的使命の重さを自覚し、法令遵守はもとより事業の透明性や倫理等への高い対応をすべく誠実な運営を行っている。使命・目的の実現に向けて事

業展開が継続的に行われており、環境保全、人権、安全へ配慮している。

本法人の管理運営は、理事会及び評議員会が寄附行為の定めるところにより適切に機能している。学長がいずれの会議にも出席しており、大学と理事会・評議員会との双方向の意思疎通がなされている。また、理事会、評議員会、大学協議会を通じて、理事長、学長のガバナンスの下、学部長及び各部署長が分掌に応じて業務を執行している。

財務については、平成 26 (2014) 年度の開学以来、学生募集は開学年度こそ入学充足率が満たされなかったが平成 29 (2017) 年度以降は、順調に推移し安定した収入を確保することができており、財務体制は健全であると考えられる。課題としては教育研究比率が同系統の大学と比べて低いことがあげられ、今後の予算編成で教育関連にしっかり配分がなされるべきとの認識に立ち、教育・研究環境の充実に継続して取り組んでいる。

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、本法人の諸規定に基づき適切に処理されている。また、会計監査は公認会計士及び監事により適切に実施されており、指摘事項についてはその意見に従って、適切に改善している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

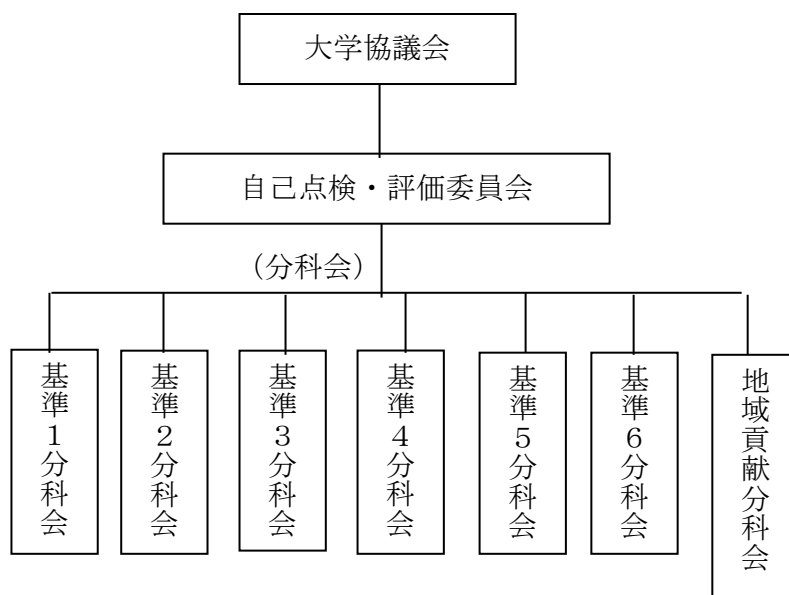
(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

大和大学（以下「本学」という。）では内部質保証を図るため、大和大学学則第 2 条第 1 項に定めるように「本学の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について」自己点検・評価を行っている。

内部質保証のための恒常的な組織体制については「大和大学自己点検・評価規程」に定められ、常設組織として自己点検・評価委員会を設置している。

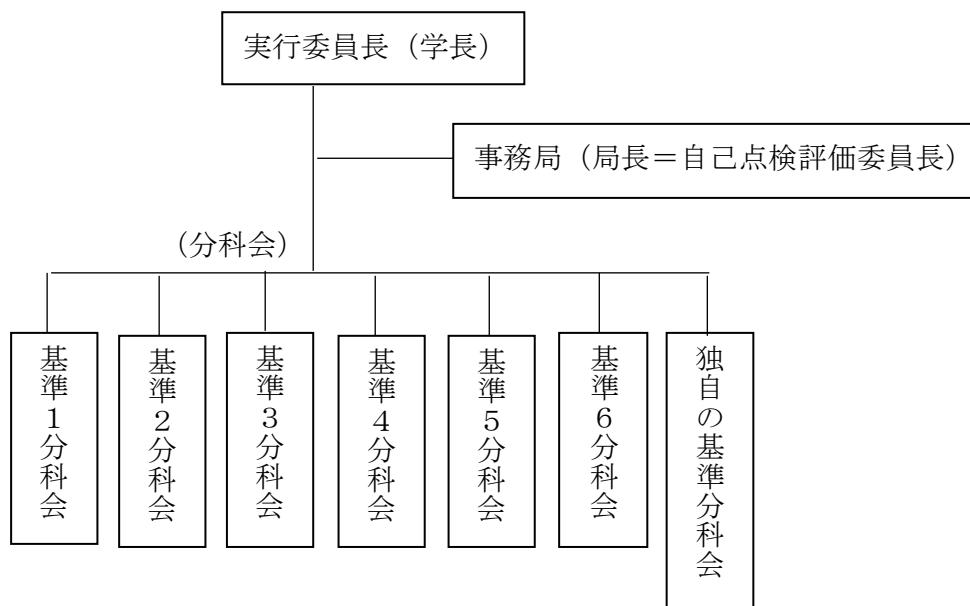
自己点検・評価委員会は各学部・各部署の長または学部長・部署長から委嘱を受けたその代理者を委員とし、評価基準ごとに分科会を設けて、業務内容に関連の深い委員が分科会委員として基準ごとの目標にかなった改善・改革をすすめる体制になっている。



〔図 6-1：自己点検・評価委員会組織図〕

また、7 年に一度の大学機関別認証評価に際しては、受審年度及び受審前年度には、認証評価機関との連携を取りつつ、全学的な自己点検・評価をさらに推進するため、学長を委員長とし、さらに各分科会の代表者からなる大学認証評価実施委員会を設置し、常設の自己点検・評価委員会を大学認証評価実施委員会事務局として、認証評価機関との連携を取りながら、各分科会における自己点検・評価の一層の推進に努める体制になっている。

大学認証評価実施委員会の組織は、次頁の〔図 6-2〕の通りである。



〔図 6-2：大学認証評価実施委員会組織図〕

また、大学機関別認証評価では、学校法人の経営・管理及び財務的な観点からの、自己点検・評価が重要となることから、分科会として、法人本部部門を設け、法人とも一体となった自己点検・評価が進められる体制となっている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、大学開学以来、学部及び部署といった基本組織ごとの縦割り組織による自己点検評価を行ってきたが、令和 2（2020）年度受審した日本高等教育評価機構による自己点検・評価基準によれば、観点が学部や部署といった縦割り組織ではなく、評価基準ごとに全学の体制を点検・評価する、組織横断的なものであるため、本学の自己点検・評価の基本組織についても日本高等教育評価機構の自己点検・評価基準に合わせ、関連規程を改正して組織横断的な分科会組織に変更し、令和 3（2021）年度より新たな組織・体制で自己点検・評価にのぞむこととした。

未だ AC 期間中である学部もあるが、AC 期間が終了した学部においては改めて、建学の精神、教育の理念・目的に立ち返り、教育の体制・方法について機関別認証評価での指摘を踏まえ、改革・改善に全学的に取り組んでいくことについて、学内のコンセンサスが取れている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価は分科会ごとに、学修支援および学修成果に対する評価のPDCAサイクルが機能しているか、という観点を中心に自主的・自律的に行っている。

自己点検・評価の課程では評価が主観に基づいたものに陥らないよう、エビデンスを重視することとし、分科会長は報告を受ける際にエビデンスによる客観的分析がなされているか確認を行っている。

各分科会の自己点検・評価は自己点検・評価委員会の全体委員会で集約され、審議されるとともに、最終的な結果は大学協議会において全学的に共有される。また、自己点検・評価の結果は自己点検・評価書としてまとめられ、HPにおいて公表している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、エビデンスに基づいた自己点検・評価の一環として、全ての授業を対象とした授業評価アンケートはもちろん、各学部・組織が様々な調査を行い、改革・改善に資することを目指している。

入試改革のための基礎資料として各学部新入学生に対して、基礎学力を測るための基礎学力テストを行っている。テスト結果を学部ごとに過年度対比、あるいは学部間比較を行うことで、新入生の基礎学力を測定し、入試の適切性を検証するとともに、今後の学修指導を行う際の重要な資料となっている。

また、学修成果が計画通りに得られているかを測るための学期ごとのGPAや成績評価、学生が生き生きとした学生生活を送れているかどうかを見るためのバロメーターとなる授業への学生の出席状況を指標として、学期ごとに自己点検・評価委員会の各分科会で分析・検討が行われている。学修活動や学生生活自体に問題を抱えていると判断された学生には面談等の必要な指導が直ちに担任を通じて施される。

その他、学部ごとの必要性に応じてさまざまな調査・分析が分科会独自に行われ、改革・改善のための課題設定を行っている。

教育学部では、教員採用試験への合格を目指して、本人の志望を重視しながらも、教員採用試験模試を実施して、その結果を活かした指導を行っている。

保健医療学部でも、看護学科では看護師、保健師、助産師の国家試験合格を目指し、また、総合リハビリテーション学科では、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士それぞれの国家試験合格を目指して、学内模試を実施しており、その結果に基づいた指導を行っている。

政治経済学部では、キャリアセンターと協力し、将来の就職を念頭においた調査やテストを行っている。適性検査GATBの実施、SPI学内模擬試験の実施、TOEICテストの実施、また希望者には公務員模試の実施などを通じて、その結果をキャリアセンターと共有して、学部の担任とキャリアセンタースタッフが学生一人一人の指導方針について共通の意識を持って指導に当たっている。

各種の調査の結果明らかとなった問題点は、自己点検・評価分科会ごとに課題として設定されて自己点検・評価委員会に報告され、さらに大学協議会で全学的に共有される。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価については、その緒についたに過ぎず、全学的に評価基準や評価の視点について十分な共通理解が得られているとは言えない。大学機関別認証評価への準備の一環として、改革・改善のための視点に一定の共通理解が得られたことは、大きな前進であると捉えている。個別の学部・部署に留まらない全学的な改革・改善を進めるために令和2（2020）年度からは自己点検・評価委員会の開催頻度を従前の半期に1度から、月に1度の開催とすることとした。

また、各種調査について、学生の意見・要望については直接聞き取る調査を中心としている。広くアンケートを実施することについて、学生支援室で和纏会と協議・検討を始めている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

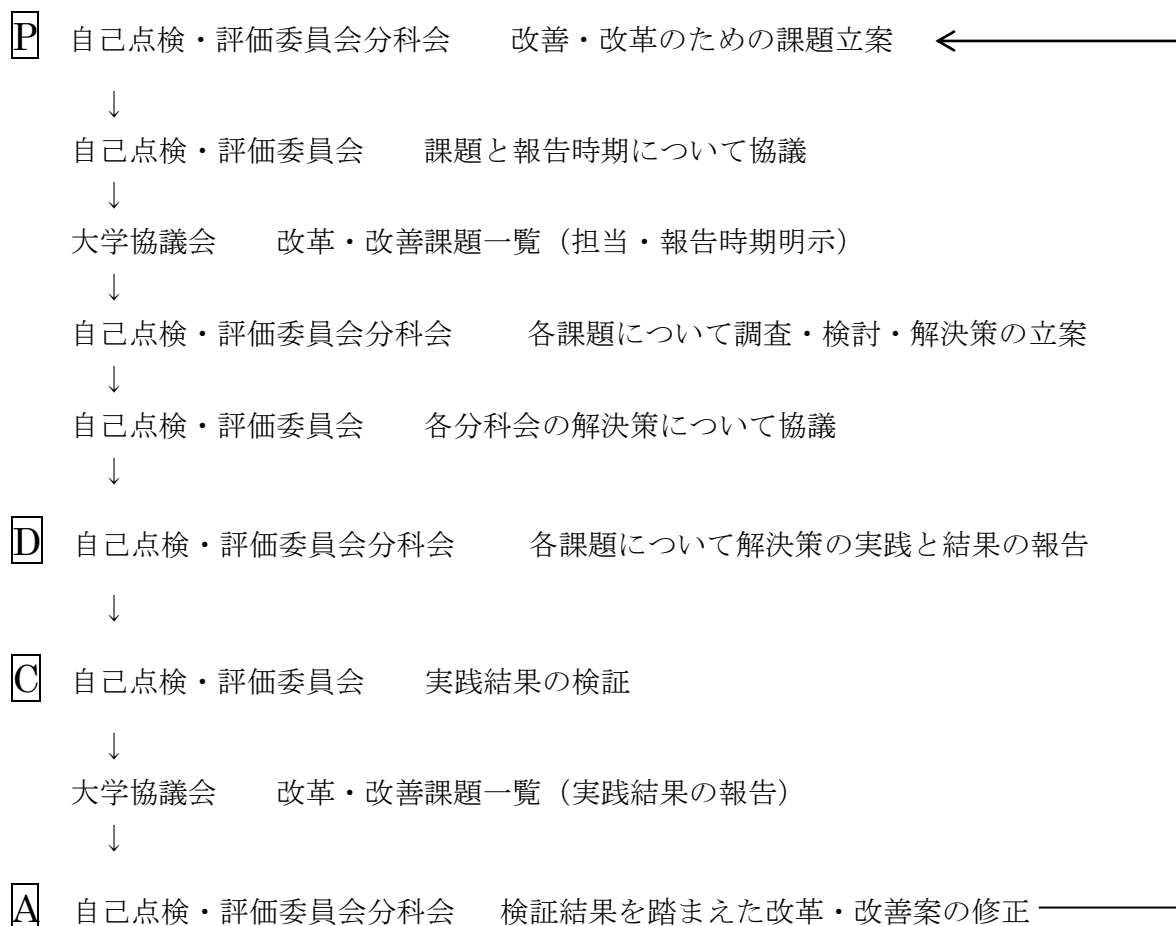
内部質保証のための学部・学科と大学全体の PDCA サイクルの仕組みをフローチャートとして図示すると次頁の図 6-3 の通りとなる。

自己点検・評価委員会の各分科会では、毎年度毎に、学部長・部署長のリーダーシップのもとに、当該年度1年間のあらゆる教育活動、学生支援活動について、振り返りを行い改革・改善すべき課題を次年度の4月に自己点検・評価委員会で報告をしている。自己点検・評価委員会では各分科会からの報告をまとめて、大学協議会で報告をし、大学協議会での協議によって、各学部・各部署で次年度に取り組むべき改革・改善について、各学部・各部署の課題として明らかにされる。

明らかになった課題について、各学部または部署では課題解決又は改善のための具体策の提示時期について、自己点検・評価委員会分科会で提示の上、具体策について検討する。

立案した解決・改善のための具体策は予め申告した時期に自己点検・評価委員会に提出され、委員会の審議を経て、実行に移される。

実行した改革・改善策は、責任を負う学部または部署がその効果について実施後速やかに検証を行い、年度末までの指定された期日に自己点検・評価委員会に検証結果の報告と、次年度に向けての改革・改善案を提示する。



〔図 6-3：自己点検・評価審議の流れ〕

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

PDCA サイクルがより有効に機能するために、平成 30（2018）年度までは年度末および次年度初めに集中して開催していた自己点検・評価委員会を月 1 回の定例開催とし、課題に対する改革・改善についてより即時的・機動的に対応できる体制とした。しかし、本学は今後も、学部を増設するなど基本組織の拡充が見込まれるため、改革・改善が遅滞なく実行に移されるよう、自己点検・評価委員会において組織・体制の見直しを継続的に図っていくこととした。

〔基準 6 の自己評価〕

自己点検・評価委員会及びその分科会を中心とした内部質保証のシステムを備え、機能している。

自己点検・評価委員会の定例開催によって、改革・改善のための全学的協議や改革の実行がよりスムーズになった。しかし、大学の基本組織は今後も増加し、学生数・教員数も大幅に増加していく見込みのため、さらに機能的で実効性のある組織・体制づくりに向けて、常に検証と検討が必要である。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会への貢献

A-1. 大学の地域社会との連携

A-1-① 吹田市との連携協定と連携推進協議会

A-1-② 大学の有する物的資源による地域連携

A-1-③ 大学の有する人的資源による地域連携

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 吹田市との連携協定と連携推進協議会

大和大学（以下、「本学」という。）は、平成 26（2014）年 4 月の開学時より、地元自治体である吹田市と連携協定を結び、地域社会との連携を密にし、地域社会に開かれ、地域社会に根付いた大学づくりを目指してきた。

個別の連携案件では、大学・吹田市双方の担当部署間で連携を取ることが多いが、連携案件の全体に関して、大和大学・吹田市連携推進協議会を毎年春・秋の 2 回開催して、連絡・確認・調整を行っている。

令和元（2019）年度からは、吹田市まなびの支援課と連携し、「大和大学吹田市民講座」を開催している。令和元（2019）年度は保健医療学部教員による認知症予防をテーマとする講座をはじめとした少数の講座のみの開催であった。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため、ほとんどの一般市民対象の講座は中止となり、3 月に吹田市制 80 周年記念イベントとして市の要請で行った、市民大学講座のみとなったが、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、順次連携した活動を再開させる予定である。

また、本学は平成 28（2016）年 11 月に吹田市と「災害に強いまちづくりにおける連携協定」を締結した。この協定では、災害に強いまちづくりに関する講座・イベント等の本学での実施、地域も含めた防災訓練等での連携、本学施設の一部を臨時の避難所及び地域の要配慮者の支援拠点等として提供することや、市の開設した避難所及び福祉避難所への大学が組織した医療福祉チームの派遣並びに、学生が行うボランティア活動の支援と連携、災害時情報の収集・伝達活動への支援と連携などについて定めている。この協定に則り、吹田市が実施する地域防災総合訓練には例年、大勢の保健医療学部の教員・学生が協力している。また、吹田市の防災講座にも、看護学科の学生を中心に参加している。

吹田市は、令和 2（2020）年 4 月 1 日に市制施行 80 周年を迎えた。本学では吹田州市制 80 周年記念事業に協力し、大学主催の事業として広く市民を対象とした公開講座を令和 3（2021）年 3 月に実施した。今後も市民を対象とした公開講座を定期的に行っていくことを決め、さらに広く市民に親しまれる大学となることを目指している。

〔表 A-1：令和 2 年度 吹田市制 80 周年記念大和大学市民講座 開講講座〕

講座名	担当
コミュニケーション力の育成 ～suitable cityをめざして 家庭と学校にできること・国語科の立場から	教育学部 国語教育専攻 教授 舟橋秀晃
マーケティングとは何か？ ～日常生活から考えてみよう～	政治経済学部 経済経営学科長 教授 石井康夫
吹田駅周辺のまちづくり	理工学部 建築学専攻 准教授 包 慕萍
ずっと現役！健康でいよう ～学生と行う健康度チェック～	保健医療学部 作業療法学専攻 教授 菅沼一平

A-1-② 大学の有する物的資源による地域連携

本学は駅に近く、大阪駅からのアクセスも良好であるという立地条件から、多くの団体から施設の借用希望が寄せられる。本学の教育に支障のない範囲で応じているが、特に吹田市および市関連団体や地元団体については連携協定に基づいて配慮し、優先的に対応している。その結果、吹田市および吹田市関連団体や地元団体に対しては月に 1～2 件の割合で本学施設を利用したイベントや研究・会議等を行い、新型コロナウイルス感染症の影響により多くのイベントが中止となった令和 2(2020)年度を除き、本学の施設貸出利用者の約 2 割を占めている。

〔表 A-2:施設貸出件数及び吹田市関連・地元団体貸出件数 H28～R2〕

年度	総貸出件数	吹田市関連・地元団体	地元団体占有率
平成 28 (2016) 年度	59 件	14 件	23.7%
平成 29 (2017) 年度	87 件	13 件	14.9%
平成 30 (2018) 年度	65 件	12 件	18.5%
令和元 (2019) 年度	101 件	19 件	18.8%
令和 2 (2020) 年度	50 件	5 件	10.0%

本学学園祭である「和纏祭」には地域団体の学園祭への出店を歓迎しており、毎年地元の片山自治会が模擬店を出店しているほか、令和元 (2019) 年には台風の影響により、また令和 2 (2020) 年も新型コロナウイルス感染症の流行により中止となってしまったが、吹田市地区福祉委員会と地域の「吹田市障がい者の働く事業団」が模擬店を出店を予定していた。また、親子連れを中心に地元住民の方の来学も多く、和纏祭を機縁として学生と地域住民の交流が進むことに期待している。

A-1-③ 大学の有する人的資源による地域連携

連携協定に基づき、吹田市及び吹田市関連団体からの要請で本学の教職員が様々な会議・委員会に委員として参画し、吹田市の行政に有識者として参考意見を述べている。吹

田市等から委員としての要請があった場合、一元的に渉外本部長が窓口となり、対象となる会議・委員会の審議内容によって、学長と協議の上、対応する学部・部署を定め、学長から指示を受けた学部・部署が担当者を定めている。

これまでに、対応した主な会議・委員は次の表 A-3 の通りである。

さらに、表 A-4 に示すように、吹田市民大学をはじめ、吹田市各部局並びに吹田市関連団体・地元団体が主催する数多くの講座・研修会に教員が講師やコメンテーターとして参加し、市民の啓発活動への一助となっている。

〔表 A-3：連携協定に基づく委員等一覧〕

会議・委員会名	管掌部署	任期	担当学部等
ICT 活用研究グループ	吹田市立教育センター	H27/4～	教育学部
千里山竹園児童センター指定管理者選定委員会	吹田市子育て支援課	R1/7～ R2/3	教育学部
東淀川区民間事業者を活用した課外学習事業選定委員会	東淀川区役所子育て教育行政企画グループ	R1/7～ R2/3	教育学部
ゲストティーチャー派遣事業選定委員会	東淀川区役所子育て支援課	R1/7～ R2/3	教育学部
吹田市認知症地域支援・ケア向上業務委託事業者選定会議	吹田市福祉部高齢福祉室	H28～ H29/3	保健医療学部
吹田市認知症総合支援事業評価検討委員会	吹田市福祉部高齢福祉室	H29～	保健医療学部
吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	吹田市福祉部高齢福祉室	H29/7～	保健医療学部
吹田市地域ケア会議	吹田市地域包括支援センター	H30/4～	保健医療学部
吹田市障害者相談支援業務等委託事業者選定等委員会	吹田市福祉部障がい福祉室	H30/8～ H31/1	保健医療学部
吹田市総合計画審議会	吹田市行政経営部	H28/6～ H30/9	政治経済学部
吹田市文化振興審議会	吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室	H28/10～	政治経済学部
吹田市市民自治推進委員会	吹田市市民部市民自治推進室	H29/6～	政治経済学部
吹田市生活困窮者自立相談支援事業委託事業者選定等委員会	吹田市福祉部生活福祉室	H30/5～	政治経済学部

〔表 A-4：令和元年度 地域啓発活動実績〕

日程	講座名	主催	担当
11月	令和元年度授業づくり研修「スーパーティーチャーに学ぶ」(プログラミング)	吹田市立教育センター	教育学部
9月	大阪市養護教諭実技研修会	大阪市教育センター	保健医療学部
4月～	地域住民に対する健康推進事業活動市民相談事業	吹田市理学療法士会	保健医療学部
8月	市民講座「認知症の予防と共生」	大和大学	保健医療学部
1月	市民講座「年始朝活 YOGA」	大和大学	保健医療学部
2月	江坂図書館 第3回ビジネス講座	吹田市立江坂図書館	政治経済学部
2・3月	市民講座「大人が楽しめる絵本講座—感動と癒しの世界—」	大和大学	保健医療学部

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は現在もなお校地の建設中であり、現在は第3期工事を行っているが、令和3(2021)年2月に竣工した社会学部棟に新たに設置した食堂とカフェは新型コロナウイルスによる感染症の流行が落ち着き次第、一般市民の利用も可能にすることとしている。また、工事がすべて完了した暁には施設の一部に地域住民も自由に利用することができる公園的要素を持った施設を計画している。完成後には、さらに地域住民に広く開放された大学となる予定である。

A-2. 学生の地域社会への貢献

A-2-① 教育学部における地域貢献

A-2-② 保健医療学部における地域貢献

A-2-③ 学生の自主活動における地域貢献

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 教育学部における地域貢献

教育学部では吹田市教育委員会と連携し、吹田市内の公立小・中学校および幼稚園・こども園等で、教員補助のボランティア活動を全学生参加の形で行い、これを「ヤマトプラン」と称している。「ヤマトプラン」には1年生の全員が参加して吹田市内の小・中学校等で行う「ヤマトプランⅠ」と、2年生の希望者が就職を希望する地域で行う「ヤマトプランⅡ」がある。

1年次には「ヤマトプランⅠ」として全員が吹田市立学校（小学校・中学校）へ前期から冬休みにかけて赴き、教員の教育活動の補助をボランティアとして行う。活動の中身や日程は各校との打ち合わせで決めるため個々の学生の活動は異なるが、学生の日々の活動の報告は日報にまとめ、活動する学校での指導教員に見てもらおうとともに、大学で教育実習指導担当教員に指導を受ける。

また、2年次には「ヤマトプランⅡ」として、希望する学生が教育実習前の1年間を通じて、自身の出身校や教員としての就職希望地域等で積極的に学校インターンシップに登録し、教育活動に参加する。地域も大阪府下を中心に近畿全府県に及んでいる。

さらに「ヤマトプラン」以外でも吹田市立小学校・中学校からの要請に応え、学生が自主的に学校教育活動の補助や子どもたちへの学習支援を行っている。

A-2-② 保健医療学部における地域貢献

保健医療学部の教員・学生はその専門的知識や技術を生かした地域貢献活動をおこなっている。

看護学科では、教員が吹田市地域防災総合訓練や「吹田市みんなの健康展」、「女性の健

康フェスティバル」等の吹田市またはその関連団体が主催するイベントに指導者として参加・協力したり、高齢者や難病患者の支援事業にも積極的に協力したりしている。また、学生も吹田市の防災教室等、地域のイベントでのボランティアスタッフとしての参加や精神疾患を抱えた人との交流など専門的知識を生かした地域貢献活動を行っている。

総合リハビリテーション学科理学療法学専攻では、教員が地域ケアをテーマとする会議に委員として参加するほか、学生が地域の高齢の方を対象とした「吹田歩こう会」等の団体に身体機能の測定を行うボランティア活動を行ったり、転倒予防などをテーマとした講演会で講師の補助として活動したりしている。

総合リハビリテーション学科作業療法学専攻では、教員が吹田市障害者相談支援業務の委託業者を選定する委員会の委員を務め、有識者としての意見を述べている。また、吹田市内各地域で高齢者や認知症患者を対象としたサポートに委員や世話人として中心的な役割を果たしている教員もいる。さらに、学生も「認知症の人の家族介護教室」や地域交流運動プログラム、吹田市介護フェアでの健康測定事業など介護や健康測定といった事業で多くの学生が補助業務を行い、事業の円滑な実施の一助となっている。

総合リハビリテーション学科言語聴覚学専攻では、教員が専門的知識や専門的スキルを生かして医療支援に係るほか、学生が地域で開催する公開講座や講演会に積極的に参加し、講座や講演会の成功に寄与している。

A-2-③ 学生の自主活動における地域貢献

本学の部活動を統括する学生自治組織である文化体育会では、大学周辺地域の環境美化に協力するため、吹田市環境部地域環境課による環境美化キャンペーン（6月・11月）に参加している。吹田市環境部で定めた日程にあわせて、大学始業前の早朝に文化体育会所属の各部が交代で、市の職員や他の有志団体の方とともに、日頃利用しているJR吹田駅北口から大学周辺の路上を中心に路上のごみの収集などの清掃活動と環境美化啓発活動を行っている。また、文化体育会では、市の環境美化キャンペーン以外にも、JR吹田駅・阪急吹田駅からの通学路や大学周辺の路上・公園等の清掃・除草作業を年に2回自主的にやっている。



【図 A-1: 文化体育会による環境美化活動】

文化体育会では、他にも吹田警察署が中心となって組織している「こども見守り隊」に参加しており、吹田警察署及び、吹田市立小学校各校区内の地域防犯ボランティアと協力

して、吹田市内小学校の登下校時間に見守り活動を実施し、子供たちへの声掛け・登下校の見守りを実施することで、不審者による児童の被害防止に努めている。さらに、令和元（2019）年11月には、吹田市市民部危機管理室が呼びかけた自転車盗難防止啓発活動にも文化体育会を中心に30名以上の学生が協力し、特に被害が多い10代・20代の若者を中心に啓発チラシの配布と施錠促進のための声掛け活動を行った。

学生組織だけでなく、個々の学生も自主的かつ積極的に地域を中心としたボランティア活動を行っている。令和2（2020）年1月には、本学のボランティア活動サークルである「ボランティアサークル・ぼっぼ」が、その活動が地域から高く評価され、吹田市社会福祉協議会から表彰を受けた。

〔表 A-5：2019 年度 大和大学ボランティアサークル・ぼっぼ 地域活動実績〕

月日	曜	依頼先	行事名	人数	内容等
4月13日	土	朝日が丘児童センター	歓迎会	6	子供達のフォロー
4月20日	日	朝日が丘児童センター	防犯教室	4	子供達のフォロー
5月18日	土	朝日が丘児童センター	ゾンビドッジ	2	子供達のフォロー
5月25日	土	つくしんぼこども会	新入生歓迎会	9	子供達とゲーム
5月25日	土	朝日が丘児童センター	エコフェスタ	9	各コーナー担当
6月3日	月	朝日が丘児童センター	一輪車あそび	3	子供達のフォロー
6月8日	土	朝日が丘児童センター	ゾンビドッジ	4	子供達のフォロー
6月9日	日	片山地区こども会育成連合協議会	新入生歓迎会	10	お楽しみ会
6月10日	月	朝日が丘児童センター	トランプ大会	5	子供達のフォロー
6月15日	土	朝日が丘児童センター	なんじゃもんじゃ	4	子供達のフォロー
6月17日	月	朝日が丘児童センター	ケイドロ	3	子供達のフォロー
6月22日	土	朝日が丘児童センター	ゲーム	3	子供達のフォロー
6月29日	土	朝日が丘児童センター	ビーズ作り	2	子供達のフォロー
6月30日	日	朝日が丘児童センター	親睦会	15	ミニ運動会
7月6日	土	片山地区福祉委員会	七夕飾り作り	8	人形劇と七夕飾り作り
7月13日	土	朝日が丘児童センター	ビーズ作り	2	子供達のフォロー
7月16日	火	朝日が丘児童センター	ゲーム	4	子供達のフォロー
7月21日	日	片山地区福祉委員会	子どもバル	6	あそびコーナー担当
8月17日	土	片山地区福祉委員会	献血活動	7	献血協力
8月17日	土	片山地区こども会育成連合協議会	ミニまつり	7	あそびコーナー担当
8月18日	日	片山地区公民館	こどもまつり	4	各コーナー担当
8月26日	月	朝日が丘児童センター	縁日あそび	10	各コーナー担当
9月8日	日	片山地区福祉委員会	高齢者ふれあい昼食会	5	高齢者と交流
9月21日	土	片山地区福祉委員会	ポンポン作り	4	体育祭応援グッズ作成
10月4日	金	朝日が丘児童センター	一輪車あそび	3	子供達のフォロー
10月11日	金	朝日が丘児童センター	座布団とり	3	子供達のフォロー

10月13日	日	かたやまこども会	片山神社神幸式	10	神輿けん引
10月19日	土	朝日が丘児童センター	三館合同文化祭	12	各コーナー担当
10月20日	日	朝日が丘児童センター	三館合同文化祭	11	各コーナー担当
11月9日	土	片山地区こども会育成連合協議会	片小 PTA カーニバル	12	スタッフとして参加
11月16日	土	片山地区こども会育成連合協議会	ゲーム&ビンゴ	15	ミニ運動会
2月3日	月	朝日が丘児童センター	鬼退治ゲーム	2	子供達のフォロー
2月16日	日	片山地区福祉委員会	高齢者ふれあい昼食 会	5	高齢者と交流

他にも学生は、吹田市で毎夏開催される「すいたフェスタ（旧称：吹田まつり）」や千里地域のイベントである「千里キャンドルロード」への実行委員、あるいはボランティアの一員としての参加、デートDV 予防啓発ユースリーダー養成講座や認知症サポーター養成講座への参加、青少年活動サポートプラザボランティアなど、吹田市並びに吹田市関連団体からの多くのボランティア要請に対し積極的に参加しており、特に認知症サポーター養成講座には、保健医療学部総合リハビリテーション学科の学生を中心に参加者は延べ 500 名近くに及んでいる。また、吹田市国際隣人グループ SING が行っているワールドキャンパス事業には平成 29（2017）年から毎年 5～10 名の学生がボランティアとして協力している。この事業は NPO 法人ワールドキャンパスが主催する、欧州を中心とした世界の若者約 30 名が日本全国をホームステイしながら縦断するという企画で、本学学生はこの事業のうち、吹田市を訪問する期間約 1 週間の活動のサポートを行っている。さらに令和元年（2019）年度には、吹田市が市内の大学の学生を対象としたタウンミーティングを呼びかけたところ、政治経済学部の学生が応募し、17 名の学生が吹田市長とのタウンミーティングを行った。これは吹田市における、学生を対象としたタウンミーティングの第 1 号となった。

このように、本学では多くの学生がそれぞれの興味や専門的知識・技能を生かしながら積極的かつ意欲的に地域貢献活動を行っている。

（3）A-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の流行のため、ほとんどのボランティア活動が実施できない状況であった。このような状況の中でも、吹田市や吹田市社会福祉協議会、吹田ボランティアセンター等の関係機関や各ボランティア団体、NPO 法人と連携を取りながら、学生ができる地域貢献活動について模索していくこととした。

【基準 A の自己評価】

本学の立地する吹田市は大阪市に隣接する都市部であり、多くの通勤・通学者がいる。また同時に全国でも数少ない、人口が増え続けている住宅街でもある。このような地域性を基に、吹田市では地域の住民と通勤・通学者との融合を目指している。本学は、そのような吹田市の姿勢に賛同し、通学者である本学学生と地域住民との融合を目指して、多くの取り組みを行っている。

大和大学

本学は今後さらに学部を拡充する予定であるため、さらに地域に貢献できる分野が増えるものと考えている。また、施設の拡充に伴い、現在に対応できていない要望にも応えることが可能になると考えている。

教員・学生の地域活動への参加、施設の開放を通じて、地域社会に次第に大和大学の存在が根付いていることを実感している。

V. 特記事項

1. 担任を中心とした学生支援体制

大和大学（以下「本学」という。）は、各学部とも入学定員が200名前後と少人数制であるため、学生と教員の距離が非常に近い。特に、担任は担当学級の学生について、学修状況はもちろん、生活状況、経済的な状況についても把握し、支援の窓口となり、本学の学生支援の根幹となる重要な存在である。

一般に、大学では学修支援については教員が、それ以外の支援については職員が窓口となることが多いが、学修状況と生活状況、経済的状況とは密接に関連している場合も多い。したがって、本学では、学生に対する支援はまず、それらの状況を総合的に把握しているものを行うことが最も効果的で、効率的であると考え、担任が全ての窓口として学生に対応し、必要に応じて学生支援室や事務局と連携し、支援を行う体制を取っている。

担任は、前期・後期の学期初めに、担当学級の全学生に対し個人面談を実施し、成績状況・出席状況、場合によっては学納金等の支払い状況も踏まえながら指導するとともに、学生の抱える悩みなどを把握し、必要な助言を与えている。大学としての支援が必要な場合には学部長を通じて、各担当部署と連携を取り、専門的な支援が受けられるようにしている。また、特に出席状況や経済的状況に関し問題があると考えられる学生には、必要に応じて面談を実施し、場合によっては保護者等の保証人を交えて面談を実施することもある。

この担任による指導・支援によって、悩みや問題を抱える学生の早期発見と早期解決に役立っているものと考えている。

2. 企業による実学講座

本学の教育の目的である「社会の発展に貢献する」人材を育成するためには、学生自身がそれぞれの専門分野における社会の要請を把握すること、すなわち、大学の中だけでなく、実際の社会の声を聴くことが重要であると捉えている。実社会の要請する人材像を把握することによって、自らの学修計画や学修目標を明確にすることができるからである。

教育学部や保健医療学部のような専門職を養成する課程においては、その課程の学びの中に実習等の形で社会の要請に接する機会があるが、政治経済学部や理工学部においては3年次・4年次のインターンシップ等の場でなければそのような機会に乏しく、また学修計画や学修目標を明確にするためにはより早い年次において、社会の要請に接する機会が必要であると考えている。

そこで、本学では平成28（2016）年の政治経済学部設置以来、実学講座として関西に基盤を置く企業を中心に30社近い企業から講師を招き、経営戦略について、仕事をする事について、求める人材像について、経験を踏まえながらの講演を聴くことによって、学生が大学卒業後の目標を定め、在学中に身に付けるべき自らの課題について理解し、自主的に努力する姿勢を身に付けることを期待している。

また、令和2（2020）年度に設置した理工学部、さらに令和3（2021）年度に新規開設した社会学部においても同様に、企業からの講演を聴くことによって早期から自らの目標を明確にすることができるよう取り組んでいる。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	大学の目的については「大和大学学則」（以下「本学学則」という。）第 1 条に明記し、遵守している。	1-1
第 85 条	○	学部については「本学学則」第 6 条に明記し、遵守している。	1-2
第 87 条	○	修業年限については「本学学則」第 6 条に明記し、遵守している。	3-1
第 88 条	○	修業年限の通算については、「本学学則」第 20 条第 2 項及び第 21 条第 2 項、並びに「大和大学編入学および転入学に関する規程」第 3 条及び第 7 条の規定により、遵守している。	3-1
第 89 条	—	修業年限を満たさずに卒業する特例は設けていない。	3-1
第 90 条	○	入学資格については「本学学則」第 16 条に明記し、厳正に対処している。	2-1
第 92 条	○	職員については「本学学則」第 8 条及び「学校法人西大和学園組織規程」に明記し、業務に従事している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については「本学学則」第 11 条及び「大和大学教授会規程」に明記し、運用している。	4-1
第 104 条	○	学位の授与については「本学学則」第 43 条及び第 44 条、並びに「大和大学学位規程」に明記し、厳正に対応している。	3-1
第 105 条	—	特別の課程については設けていない。	3-1
第 108 条	○	編入学については「本学学則」第 20 条に明記し、厳正に対処している。	2-1
第 109 条	○	自己点検及び評価、並びに認証評価については「本学学則」第 2 条及び「大和大学自己点検・評価規程」に明記し、認証評価に対応している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況については「本学学則」第 3 条及び「大和大学研究活動行動規範」に明記し、公表を前提としている。また、「大和大学研究紀要」を発行して公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員及び技術職員の業務については「本学学則」第 8 条及び「学校法人西大和学園組織規程」に明記し、遵守している。	4-1 4-3
第 122 条	○	高等専門学校卒業者の大学編入学については、「本学学則」第 20 条第 1 項第一号に明記し、対応している。	2-1
第 132 条	○	専門学校専門課程修了者の大学編入学については、「本学学則」第 20 条第 1 項第二号に明記し、対応している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	「大和大学学則」（以下「本学学則」という。）第 6 条、12 条、13 条、14 条に修業年限、学年、学期、休業日、第 6 条に課程の組織、第 7 章に教育課程や授業日時数、第 29 条、28 条に学習の評価及び課程修了の認定、第 7 条、第 3 章に収容定員及び職員組織、第 6 章、8 章、9 章に入学、退学、転学、休学及び卒業、第 14 章に授業料、入学金、第 10 章に賞罰について定められている。本学は寄宿舎を置いていないため、学則に定めていない。	3-1 3-2
第 24 条	○	「学籍簿」「個人成績票」「健康診断結果」により保存・管理している。	3-2
第 26 条第 5 項	○	「本学学則」第 47 条に懲戒について定めている。	4-1
第 28 条	○	「大和大学文書取扱規程」を制定し、本学にとって必要な表簿は	3-2

大和大学

		概ね備え、表簿及び記録の保存も適切に行っている。	
第 143 条	○	「大和大学教授会規程」に定め適正に実施している。	4-1
第 146 条	○	他大学で科目等履修による単位を修得した学生の認定単位数については、「本学学則」33条、第35条、履修規程第20条で規定されている。	3-1
第 147 条	—	修業年限を満たさずに卒業する特例は設けていない。	3-1
第 148 条	—	該当しない。	3-1
第 149 条	—	該当しない。	3-1
第 150 条	○	入学資格については「本学学則」第16条に明記し厳正に対処している。	2-1
第 151 条	—	該当しない。	2-1
第 152 条	—	該当しない。	2-1
第 153 条	—	該当しない。	2-1
第 154 条	—	該当しない。	2-1
第 161 条	○	「本学学則」第20条および「大和大学編入学及び転入学に関する規定」に編入学について定めている。	2-1
第 162 条	○	「本学学則」第21条および「大和大学編入学及び転入学に関する規定」に転入学について定めている。	2-1
第 163 条	○	「本学学則」第12条に学年の始期及び終期について、第13条に学期について、第15条に入学時期について、第43条に卒業について定めている。「卒業の時期および卒業の延期に関する規定」に卒業時期について定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	「大和大学証明書規程」に定め、適切に運用している。	3-1
第 164 条	—	特別の課程は設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	「本学学則」第6条に「教育研究上の目的」について明記している。また、「三つのポリシー」については「大和大学の教育の指針」として、「教育の目的」と一体のものとして学生便覧に掲載するとともにHPで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「本学学則」第2条及び「大和大学自己点検・評価規程」に自己点検及び評価と実施体制について定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	「本学学則」第3条に情報公開について定めており、それに則ってホームページ上に公開している。 〔HP 掲載項目〕 1. 教育上の目的に関する情報 ・ 建学の精神・教育理念 ・ 教育の目的・3つのポリシー 2. 教育研究上の基本組織に関する情報 ・ 組織図 ・ 学部・学科構成 3. 教員に関する情報 ・ 教員数および職位一覧 ・ 教員一覧 4. 学生に関する情報 (入学者数、収容定員、在 student 数、卒業生数、進学者数、就職者数) 5. 授業科目や単位、卒業の認定に関する情報 ・ 履修の手引き ・ 履修規程 6. 学習環境に関する情報 ・ キャンパスの概要 ・ クラブ活動 ・ アクセス	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1

大和大学

		7. 学生納付金に関する情報 8. 学生支援に関する情報 ・奨学金 ・キャリア支援 ・各種相談窓口 9. 国際交流・社会貢献等に関する情報 ・国際交流 ・社会貢献 10. 大学運営に関する情報 11. 修学支援新制度に係る確認申請書	
第 173 条	○	「本学学則」第 43 条に卒業の認定と学位の授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	「本学学則」第 20 条および「大和大学編入学及び転入学に関する規定」に編入学について定めている。	2-1
第 186 条	○	「本学学則」第 20 条および「大和大学編入学及び転入学に関する規定」に編入学について定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法、大学設置基準はもとより、その他の法令等に定める大学に必要な基準を上回っている。	6-2 6-3
第 2 条	○	「大和大学学則」(以下、「本学学則」という。)第 1 条に定め周知に努めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「本学学則」第 18 条および「大和大学入学者選抜規程」により適正に実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	「学校法人西大和学園組織規程」により適切に職務を遂行している。	2-2
第 3 条	○	「本学学則」第 6 条により適正に運営している。	1-2
第 4 条	○	「本学学則」第 6 条により適正に運営している。	1-2
第 5 条	—	学科に代えた課程を設けていないため該当しない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の組織を設けていないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	「本学学則」第 8 条、第 9 条および「学校法人西大和学園組織規程」により適正に編成している。また、教員の構成についてはエビデンス集(データ編)表 4-2 で示すように適切に配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	適正に科目担当者を配置し、シラバスに示している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	実務家教員の任用については「大和大学教員任用規程」に定め運用している。また、教育課程の編成に関することは当該学部教授会の審議事項として実務家教員を含めて当該学部教授会が責任を担うこととしている。	3-2
第 11 条	○	学長を除き、該当する教員はいない。	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員の職務について「大和大学職員就業規則」及び「大和大学任期制職員就業規則」に定め、適正に運用している。	3-2 4-2
第 13 条	○	「認証評価共通基礎データ共通様式 1」の通り、基準を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	「学校法人西大和学園学長選考規程」により選考している。	4-1
第 14 条	○	「本学学則」第 8 条および「大和大学教員任用規程」第 10 条により適正に選任している。	3-2 4-2
第 15 条	○	「本学学則」第 8 条および「大和大学教員任用規程」第 11 条により適正に選任している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「本学学則」第 8 条および「大和大学教員任用規程」第 12 条によ	3-2

大和大学

		り適正に選任している。	4-2
第 16 条の 2	○	「本学学則」第 8 条および「大和大学教員任用規程」第 13 条により適正に選任している。	3-2 4-2
第 17 条	○	「本学学則」第 8 条および「大和大学教員任用規程」第 13 条により適正に選任している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員については「本学学則」第 7 条に明記し、遵守するよう努めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成についてはカリキュラム・ポリシーを定め、「本学学則」第 23 条及び「大和大学履修規程」（以下「履修規程」という。）第 2 条に整備している。	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法については「本学学則」第 23 条及び「履修規程」第 2 条に明記し、それにより整備している。	3-2
第 21 条	○	単位については「本学学則」第 25 条及び「履修規程」第 3 条に整備し運用している。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間については「本学学則」第 30 条に明記し遵守している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間については、毎年次学年暦の策定時に「本学学則」第 27 条に定める各学期間に、教育効果を上げることができ一部の科目を除いて 15 週を下らない授業時数を確保している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については履修登録された科目に応じて教育効果を考慮して適切に行っている。	2-5
第 25 条	○	授業の方法については「本学学則」第 26 条・第 32 条及び「大和大学履修規程」（以下「履修規程」という。）第 3 条に定め、規程通り運用している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等の明示等については「本学学則」第 28 条・第 29 条、「履修規程」第 9 条・第 10 条・第 11 条及び同別表、またシラバスに明記して HP に掲載している。	3-1
第 25 条の 3	○	教育内容の改善のための組織的な研修等については「大和大学 FD 委員会規程」に明記し、研修等を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制は設けていない。	3-2
第 27 条	○	単位を与える基準について「本学学則」第 28 条に明記し厳正に対応している。	3-1
第 27 条の 2	○	「履修規程」第 19 条に明記して適切に運用している。	3-2
第 28 条	○	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等については「本学学則」第 33 条及び「履修規程」第 20 条に明記し適切に運用している。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については「本学学則」第 34 条に整備している。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については「本学学則」第 35 条に明記し、運用している。	3-1
第 30 条の 2	—	長期にわたる教育課程の履修については制度を設けていない。	3-2
第 31 条	○	「本学学則」第 53 条に明記し遵守している。	3-1 3-2
第 32 条	○	「本学学則」第 43 条、第 44 条および「履修規程」に明示している。なお、医学、歯学、薬学、獣医学に関する学科は設置していない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	「認証評価共通基礎データ共通様式 1」の通り基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	校舎と同一敷地内に運動場を設けている。	2-5
第 36 条	○	設置基準に示された建物、施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	「認証評価共通基礎データ共通様式 1」の通り基準を満たしている。	2-5

大和大学

第 37 条の 2	○	「認証評価共通基礎データ共通様式 1」の通り基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	必要な図書、資料、設備を整え、適正に人員を配置している。	2-5
第 39 条	—	該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究に係る財源を予算として確保し、教育研究への投資および施設設備の維持更新を適切に行い、環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名および専攻の名称は大学として適当であると同時に、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	事務組織については「学校法人西大和学園組織規程」及び「大和大学事務組織規程」に明記し、業務に従事している。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導を行うための部署として学生支援室を設置し、専任の職員を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的および職業的自立を図るための学修を各学部の教育課程において実施しているほか、キャリアセンター、教職支援センター等の学内組織が連携して学生のキャリア形成支援に努めている。	2-3
第 42 条の 3	○	「大和大学 FD 委員会規程」および「大和大学職員研修規程」に基づき、研修の機会を設け、教職員の資質向上に努めている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連携課程実施基本組織を設置していないため、法令対象外。	3-2
第 43 条	—	共同教育課程を編成していないため法令対象外。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を編成していないため法令対象外。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を編成していないため法令対象外。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を編成していないため法令対象外。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を編成していないため法令対象外。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を編成していないため法令対象外。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を編成していないため法令対象外。	2-5
第 49 条の 2	—	大学院を開設していないため法令対象外。	3-2
第 49 条の 3	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していないため、法令対象外。	4-2
第 49 条の 4	—	第 5 条の規定に基づいた課程を設けていないため法令対象外	4-2
第 57 条	—	外国に学部、学科そのほかの組織を設けていないため、法令対象外。	1-2
第 58 条	—	学部をおき、大学院はおいていないため法令対象外。	2-5
第 60 条	○	新設の理工学部において、段階的に教員組織、施設・設備の整備を図っている。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	「大和大学学則」第 43 条に明記し、適正に運用している。	3-1
第 10 条	○	「大和大学学則」第 44 条及び「大和大学学位規程」第 3 条に明記し、適正に運用している。	3-1
第 13 条	○	「大和大学学則」第 43 条及び「大和大学学位規程」第 3 条に明記し、厳正に対処している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	法令改正に基づき、ガバナンス・コードを策定した。	5-1
第 26 条の 2	○	役員等の関係者に対する特別の利益供与は許されないものであり、役員等の関係者と学校法人間で特別の利益供与にあたる可能性のある取引関係が生じていないか確認している。	5-1
第 33 条の 2	○	「学校法人西大和学園 寄付行為」(以下、寄附行為という。) 第 33 条に定め、適切に運用している。	5-1
第 35 条	○	「寄附行為」第 5 条に定め、適切に運用している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	民法の委任に関する規定を適用している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「寄附行為」第 12 条に定め、適切に運用している。	5-2
第 37 条	○	「寄附行為」7 条・第 14 条・第 16 条に定め、適切に運用している。	5-2 5-3
第 38 条	○	理事の選任については、「寄附行為」第 6 条に、監事の専任については同第 7 条に、また、親族関係者等の制限については同第 8 条に定め、適切に運用している。	5-2
第 39 条	○	監事の選任に係る制限については「寄附行為」第 7 条に定め、適切に運用している。	5-2
第 40 条	○	役員の新補充については「寄附行為」第 10 条に規定され、厳正に運用されている。	5-2
第 41 条	○	「寄附行為」第 18 条に定め、適切に運用している。	5-3
第 42 条	○	「寄附行為」第 20 条に定め、適切に運用している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等について「寄附行為」第 21 条に定め、厳正に運用している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については「寄附行為」第 22 条に定め、適正に運用している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為等に定めていないが、役員に任務懈怠があった場合には、私学法の規定により損害賠償責任が生じる。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為等に定めていないが、私学法の規定により損害賠償責任が生じる。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為等に定めていないが、私学法の規定により損害賠償責任が生じる。	5-2 5-3
第 45 条	○	「寄附行為」の変更については「寄附行為」第 41 条において文部科学大臣への届出を定め、適切に運用している。	5-1
第 45 条の 2	○	「寄附行為」第 30 条に定め、適切に運用している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	決算、余剰金等の処分について「寄附行為」第 32 条に定め、適切に運用している。	5-3
第 47 条	○	「寄附行為」第 33 条に定め、適切に運用している。	5-1
第 48 条	○	「寄附行為」第 35 条に定め、適切に運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度について「寄附行為」第 37 条に定め適切に運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	「寄附行為」第 34 条に定め、適切に運用している。	5-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載する。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載する。